

# 弥富市障がい者計画

## 第7期弥富市障がい福祉計画

## 第3期弥富市障がい児福祉計画

令和6年3月

弥富市



## はじめに



近年、社会のあり方や生活の変化に伴い、障がい者を取り巻く環境において様々な支援ニーズが生じてきております。そのような状況の中、国においては障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定や、障がい者施策の最も基本的な位置付けとされている「障害者基本計画（第5次）」が策定されたところ です。

本市におきましては「弥富市障がい者計画」「第6期弥富市障がい福祉計画」「第2期弥富市障がい児福祉計画」に基づき、障がい者の自立や社会参加の支援などの取り組みを推進してまいりましたが、このたび計画期間が満了することに伴い、それぞれの計画について見直しを行うとともに、国や県の動向などを踏まえつつ、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする新たな「弥富市障がい者計画」を、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期弥富市障がい福祉計画」及び「第3期弥富市障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

本計画においては、「相談体制の充実と障がい福祉サービスの充実」「情報・コミュニケーション支援の推進」など7つの基本目標を掲げており、計画の基本理念である「共に認め、支え合うまち、その人らしく生きるを支援する・弥富」の実現を目指し、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすく優しさを持って繋がるまちづくりの推進に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました弥富市障がい者計画等策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査、障がい者関係団体等ヒアリング調査、パブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民及び関係者の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

弥富市長 安藤 正明



# 目次

---

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨 .....	1
2	計画の位置づけ .....	2
3	計画の期間 .....	3
4	障がい福祉施策をめぐる近年の国の動向 .....	3
5	計画の策定体制 .....	5

## 第2章 弥富市の障がい者を取り巻く現状

1	人口ピラミッド .....	6
2	高齢化率の推移 .....	7
3	身体障がい者の状況 .....	8
4	知的障がい者の状況 .....	10
5	精神障がい者の状況 .....	11
6	難病患者の状況 .....	11
7	障がい児の状況 .....	12
8	アンケート調査の概要 .....	14
9	ヒアリング調査の概要 .....	15
10	アンケート調査等から見た課題 .....	16

## 第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念 .....	18
2	計画の基本目標 .....	19
3	計画の体系 .....	20

## 第4章 障がい者計画の施策展開

基本目標 1	相談体制の充実と障がい福祉サービスの充実 .....	21
基本目標 2	緊急時の安全・安心確保と社会参加の促進 .....	29
基本目標 3	情報・コミュニケーション支援の推進 .....	36
基本目標 4	共生社会に向けた療育・教育、保健・医療の充実 .....	39
基本目標 5	就労支援推進と就労機会確保による自立の促進 .....	49
基本目標 6	差別・虐待の防止、権利擁護の推進 .....	52
基本目標 7	ノーマライゼーションの推進 .....	56

## 第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の施策展開

1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本的な考え方	64
2 成果目標	66
3 障がい福祉サービス等の見込み量	72

## 第6章 計画の推進体制

1 計画の周知・情報提供の充実	88
2 庁内連携体制の強化	88
3 地域との連携	88
4 計画の進捗状況の点検・評価体制	89

## 資料編

1 計画の策定経過	91
2 弥富市障がい者計画等策定委員会	92
3 アンケート調査結果	95
4 ヒアリング結果	109
5 用語集	117

# 第1章 計画の概要

---

## 1 計画策定の趣旨

わが国の障がい者福祉に関する施策は、平成18年の「障害者自立支援法」の施行により、利用者本位のサービス体系へと大きく変わり、さらに、平成25年の「障害者総合支援法」の施行により、障がいのある人の定義への難病等の追加や重度訪問介護の対象者の拡大など、障がいの特性に応じた適切な支援を行うことができるよう、現状に即したサービス体系の構築や法律の整備が行われてきました。

平成23年の「障害者基本法」の改正では、平成19年に我が国が署名した「障害者権利条約」の批准に向けて、「障害者権利条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

さらに、平成26年に「障害者権利条約」が批准され、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されています。

これらの条約や法律により、障がいのある人の自立及び社会参加の支援だけでなく、障がい者自身の権利、尊厳の保障義務や、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等が求められています。

平成30年には、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画(第4次)」が閣議決定されました。「障害者基本計画(第4次)」は、わが国が障害者権利条約を批准した後に初めて策定される障害者基本計画として、障害者権利条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」及び「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進」の6点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取り組みが示されており、それぞれの施策分野で取り組みが進められてきました。

「障害者基本計画(第4次)」が令和4年度をもって満了となったことから、令和3年の障害者差別解消法の改正を踏まえるとともに、令和4年5月に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を受け、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、同法の規定の趣旨を踏まえ令和5年度を初年度とする「障害者基本計画(第5次)」が新たに策定されました。

弥富市(以下、「本市」という。)においては、「弥富市障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、上記「障害者基本計画(第5次)」の基本的な視点をふまえて本市における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「弥富市障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）と、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法の改正に伴い、同法第 33 条の 20 で策定が義務づけられた「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

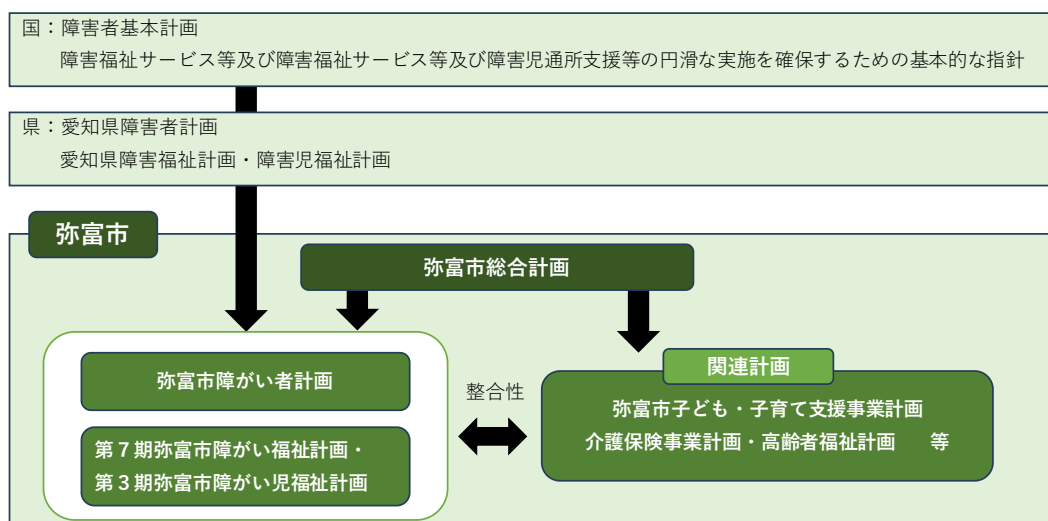
弥富市障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、「障害福祉サービス」、「雇用・就業」、「障害児通所支援等の提供体制その他障害児通所支援等障害福祉サービス」等の円滑な実施について定めた計画であり、3 年を 1 期として策定する短期の計画です。

図表 1 計画の位置づけ

計画名称	根拠法	計画の性格
障がい者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	障害者総合支援法第 88 条第 1 項、 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項	「障害福祉サービス」、「雇用・就業」、「障害児通所支援等の提供体制その他障害児通所支援等障害福祉サービス」等の円滑な実施について定めた計画

両計画の策定にあたっては、国の定める策定指針を踏まえ、「障害者基本計画(第 5 次)」や「あいち障害者福祉プラン」との整合を図るとともに、本市における最上位計画である「弥富市総合計画」や福祉分野の他計画である「弥富市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「弥富市子ども・子育て支援事業計画」などの市の各種関連計画との整合を図ります。





### 3 計画の期間

本計画の期間として障害者基本法に基づく「障がい者計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」と児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	前計画			本計画					
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

### 4 障がい福祉施策をめぐる近年の国の動向

年	国の主な流れ	内容
平成30年	障害者総合支援法 改正	自立生活援助、就労定着支援の新設。
	社会福祉法 一部改正	地域福祉推進の理念を規定。 理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。 市町村地域福祉計画策定の努力義務化、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられる。
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法） 施行	障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念、基本的施策を規定。
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） 施行	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための基本理念、基本的施策を規定。
令和2年	障害者雇用促進法 改正	障がいのある人の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握、国及び地方公共団体の障がい者活躍推進計画の作成・公表などについて規定
	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 施行	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るための国等の責務、基本方針の策定、電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等について規定

年	国の主な流れ	内容
令和3年	社会福祉法 一部改正	「重層的支援体制整備事業」の創設。 社会福祉連携推進法人制度の創設。
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）施行	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童に対し、国、地方公共団体、保育所、学校の責務、支援措置について規定
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行	障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策について規定。
令和5年	障害者雇用促進法 改正	雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化。
令和6年	障害者総合支援法 改正	就労選択支援の創設。 共同生活援助（グループホーム）の支援内容の法律上の明確化。 障がいのある人、難病等についてのデータベースに関する規定の整備。
	児童福祉法 改正	障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）の明確化。 こども家庭センターの設置の努力義務化。
	障害者差別解消法 改正	事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化。

## 5 計画の策定体制

### (1) 各種調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がいのある人の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関するニーズ等を把握し、計画見直しの基礎資料とするために、「福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

図表 2 調査の概要

対象者	弥富市在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者から調査対象者を無作為に抽出した 1,958 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和 5 年 6 月 13 日～令和 5 年 6 月 30 日 ※ただし、令和 5 年 7 月 7 日までに返送された調査票を集計しています。
回収結果	配布数：1,958 件 有効回収数：944 件（有効回収率：48.2%）

### (2) 障がい者計画等策定委員会による審議

本計画の策定にあたり、計画内容を審議するために「計画策定委員会」は、関係団体の代表、学識経験者等 15 名で構成され、様々な見地から 3 回審議等を行っていただきました。

### (3) 関係団体ヒアリング調査

令和 5 年 7 月に、障がいのある人やその家族の団体及び障がいのある人たちの支援団体に対しヒアリングを実施し、障がい者福祉に対する意見を聴取しました。

### (4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたって広く市民からの意見を募るため、令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 1 月 4 日まで計画素案を公表し、市民からの意見募集を行う「パブリックコメント」を実施しました。

### (5) 関係機関との連携・協議

本計画の策定にあたっては、庁内関係部署との連携・協力のもと計画の原案を作成しました。

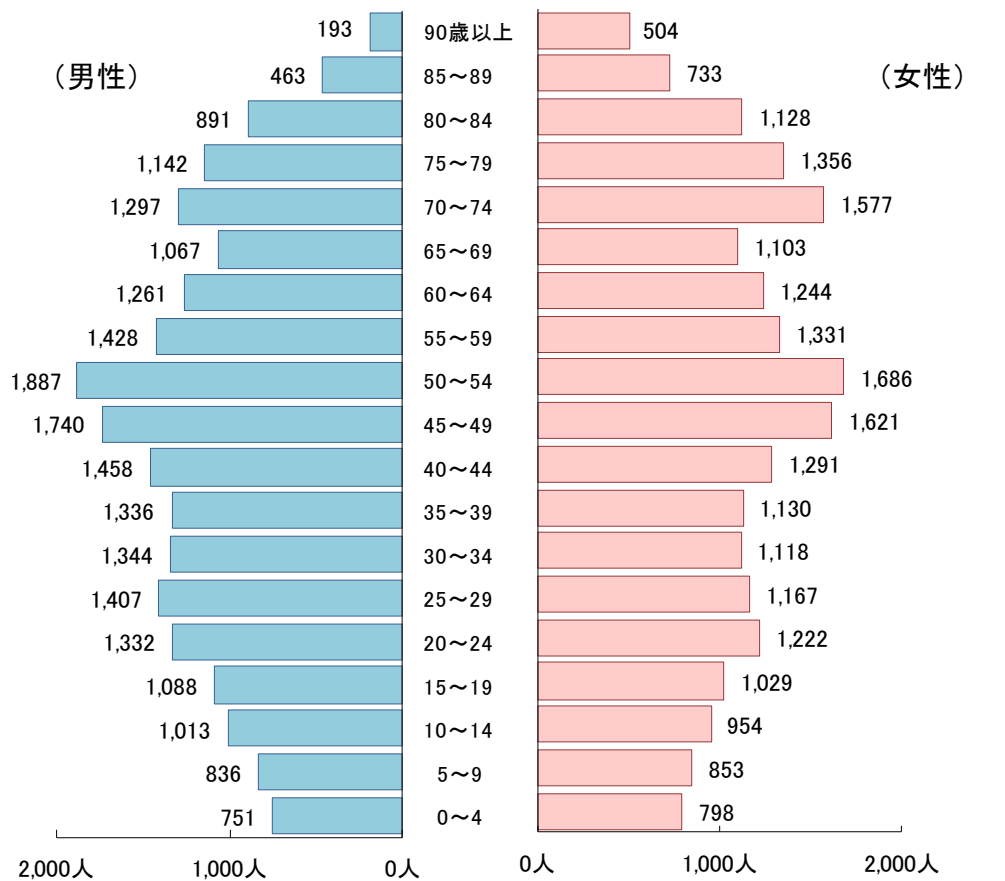
## 第2章 弥富市の障がい者を取り巻く現状

### 1 人口ピラミッド

本市の総人口は令和5年4月1日時点で43,779人であり、そのうち65歳以上の高齢者が11,454人、高齢化率は26.2%となっています。

年齢階層別にみると、男女とも50～54歳の人口が、その他の年齢階層と比較して多くなっています。また、高齢化率は男性（23.0%）よりも女性（29.3%）の方が高くなっています。

図表3 人口ピラミッド



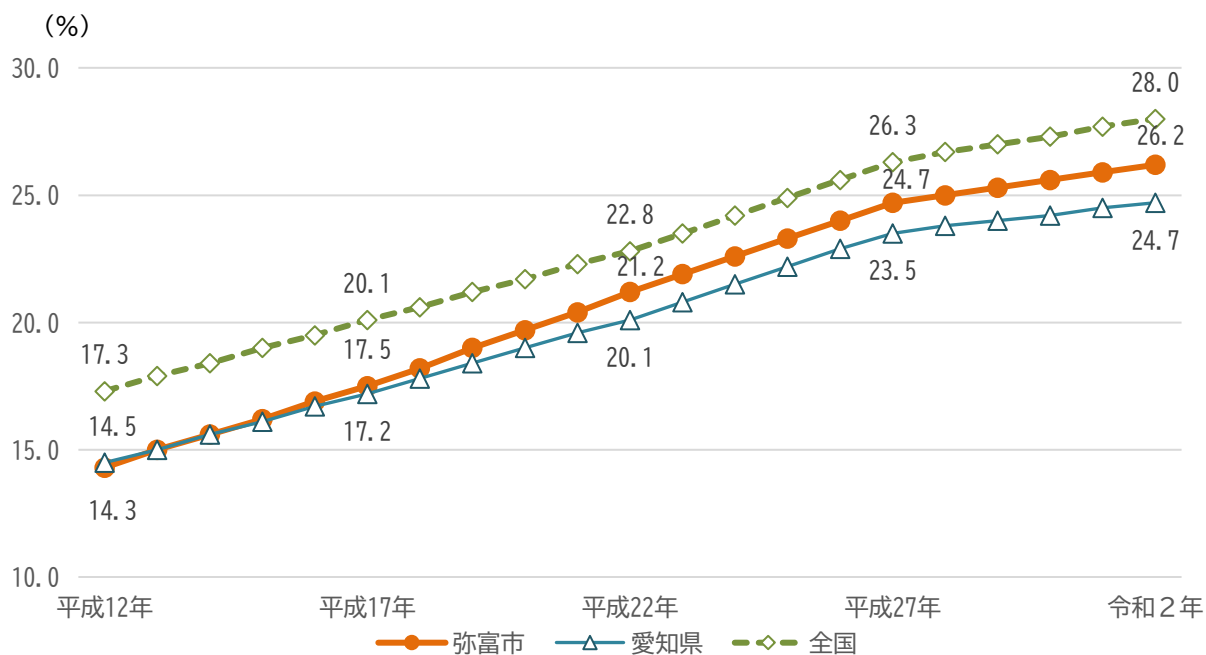
資料：住民基本台帳

令和5年4月1日現在

## 2 高齢化率の推移

本市の高齢化率は、国よりは下回っているものの、県よりは上回り推移しています。  
令和2年は、全国（28.0%）と比較して1.8ポイント低く、県（24.7%）と比較して1.5ポイント高い状況です。

図表4 高齢化率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

### 3 身体障がい者の状況

#### (1) 身体障がい者手帳所持者数の状況

身体障がい者手帳所持者の障がい種別での推移をみると、肢体不自由は減少傾向にあるものの、他の種別は横ばい傾向にあります。

図表5 身体障がい者手帳所持者数の状況

(単位:人)

障がい種別	年齢別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい	18歳未満	0	0	0
	18歳以上	74	78	74
	合計	74	78	74
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	3	3	3
	18歳以上	92	90	85
	合計	95	93	88
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	0
	18歳以上	17	17	17
	合計	17	17	17
肢体不自由	18歳未満	17	14	13
	18歳以上	645	622	592
	合計	662	636	605
内部障がい	18歳未満	6	5	5
	18歳以上	494	503	510
	合計	500	508	515
合計	18歳未満	26	22	21
	18歳以上	1,322	1,310	1,278
	合計	1,348	1,332	1,299

資料：福祉課（各年4月1日現在）

## (2) 身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者全体の推移をみると、減少傾向にありますが、「4級」は増加傾向にあります。

図表6 身体障がい者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	409	392	389	392	380	365
2級	172	176	185	181	179	173
3級	330	323	308	291	275	250
4級	327	320	334	330	342	368
5級	87	81	78	80	81	77
6級	71	71	71	74	75	66
合計	1,396	1,363	1,365	1,348	1,332	1,299

資料：福祉課（各年4月1日現在）

## 4 知的障がい者の状況

### (1) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和5年度で376人となっています。

年齢別で見ると、18歳以上で平成30年度の206人から令和5年度の261人と、55人増加しています。

図表7 療育手帳所持者の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	98	97	105	113	105	115
18歳以上	206	225	238	239	258	261
合計	304	322	343	352	363	376
総人口	44,272	44,387	44,491	44,221	43,820	43,779
総人口に占める割合(%)	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86

資料：福祉課（各年4月1日現在）

### (2) 療育手帳所持者数の推移

判定別で見ると、いずれの判定区分も増加傾向となっており、B判定は平成30年度から令和5年度にかけて41人増加しています。

図表8 療育手帳所持者の判定別推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A判定	129	130	134	136	142	141
B判定	81	95	97	103	108	122
C判定	94	97	112	113	113	113
合計	304	322	343	352	363	376

資料：福祉課（各年4月1日現在）



## 5 精神障がい者の状況

### (1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成 30 年度以降継続して増加しており、令和 5 年度時点で 518 人となっています。

また区分別でみると、2 級が平成 30 年度の 211 人から令和 5 年度の 335 人と 124 人増加しています。

図表 9 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	42	45	60	64	81	92
2 級	211	224	262	280	327	335
3 級	85	103	107	97	84	91
合計	338	372	429	441	492	518
総人口	44,272	44,387	44,491	44,221	43,820	43,779
総人口に占める割合(%)	0.76	0.84	0.96	1.00	1.12	1.18

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

### (2) 自立支援医療（精神）利用者数の推移

自立支援医療（精神）利用者数の推移を見ると、平成 30 年度以降継続して増加しており、令和 5 年時点で 1,218 人となっています。

図表 10 自立支援医療（精神）利用者数の推移

(単位:人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	780	834	947	1,042	1,149	1,218

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

## 6 難病患者の状況

難病患者の推移を見ると、横ばい傾向で推移しており、令和 4 年度時点で特定疾患は 324 人、小児慢性特定疾患は 27 人となっています。

図表 11 難病患者の推移

(単位:人)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患	287	294	291	317	296	324
小児慢性特定疾患	35	38	38	40	32	27

資料：津島保健所（各年 4 月 1 日現在）

## 7 障がい児の状況

### (1) 発達に課題のある未就学児の状況

令和5年4月1日現在、発達に課題のある（疑いのある）児童の市内保育所入所児数は136人、市内認定こども園在籍園児は9人となっています。

また、令和5年5月1日現在、のびのび園へ通園する園児は5人、交流に参加する園児は3人となっています。

図表 12 発達に課題のある（疑いのある）児童の保育実施状況の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所児数	154	61	83	136	153	136

資料：児童課（各年4月1日現在）

図表 13 発達に課題のある（疑いのある）在籍園児数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園	3	2	7	6	5	9

資料：児童課（各年4月1日現在）

図表 14 のびのび園通園人数

(単位:人)

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児 (火曜～ 金曜日 通園)	5月1日現在	11	8	11	8	9	5
	3月31日現在	15	15	11	10	8	-
交流児 (月曜日 交流のみ 参加)	5月1日現在	13	16	12	7	12	3
	3月31日現在	16	17	9	8	3	-

資料：児童課

## (2) 特別支援教育の状況

令和5年5月1日現在、特別支援学校へ通学する児童・生徒は、24人となっています（図表15）。市内小学校の特別支援学級は24学級、児童数は97人、市内中学校の特別支援学級は9学級、生徒数は27人となっています（図表16）。

図表15 特別支援学校通学児童・生徒数の推移

(単位:人)

区分	学年	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	1年	2	1	1	1	4	3
	2年	3	2	1	2	1	4
	3年	3	3	2	2	2	1
	4年	2	3	3	1	1	2
	5年	0	2	3	3	2	1
	6年	2	0	2	3	3	2
中学部	1年	2	3	2	3	5	3
	2年	3	2	3	2	3	5
	3年	6	3	2	4	2	3
合計		23	19	19	21	23	24

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

図表16 特別支援学級の学級数と通学児童・生徒数の推移

(単位:人)

区分	学年	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	学級数	24	24	24	24	27	24
	児童数	83	92	78	104	109	97
中学部	学級数	6	9	9	10	11	9
	児童数	12	22	31	33	33	27
児童数合計		95	114	109	137	142	124

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

## 8 アンケート調査の概要

### (1) 調査の目的

現行の「弥富市障がい者計画・第6期弥富市障がい福祉計画・第2期弥富市障がい児福祉計画」の内容を見直し新たな計画を策定するための基礎資料として、障がい者福祉に関するアンケートを実施しました。

### (2) 調査の対象・期間

弥富市在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者から調査対象者を無作為に抽出し、令和5年6月13日から6月30日にかけて調査を実施しました。

### (3) 回収結果

調査による回収結果は以下のとおりです。

調査対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
弥富市在住の障がい者手帳所持者	1,958 件	944 件	48.2%

※主な調査結果は資料編 95～108 頁を参照してください。



## 9 ヒアリング調査の概要

### (1) 調査の目的

今後の障がい福祉サービスを中心とする、障がい福祉施策の在り方を検討するため、本市において活動されている関連団体に対して、障がい福祉施策に関する現状や今後の展望についてヒアリングを実施しました。

### (2) 調査方法

ヒアリングについては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査シートを令和5年7月に下記の団体へ配布し、記入して頂いたものをもとに取りまとめました。

団 体 名	
1 弥富市身体障害者福社会	6 すっここの会
2 弥富市心身障害児（者）父母の会 「ひまわり会」	7 株式会社 U-Say ガジュマル
3 きんぎょ草	8 弥富音訳の会
4 点訳の「ありんこ」	9 手話サークル“やとみ”
5 でこぼこクラブ	10 株式会社主人公（風の子びれっじ、 風の子スクエア）

※主な調査結果は資料編 109～116 頁を参照してください。

## 10 アンケート調査等から見た課題

障がい者制度改革の方向性、障がいのある人のニーズやヒアリングを踏まえ、本市の障がい者施策の課題について次の6つに整理しました。

### 課題1 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の充実

アンケート調査では、8割を超える方が自宅で生活していると回答し、また、7割を超える方が今後5年のうちは自宅で生活したいと回答しています。地域生活への移行支援や、在宅生活を継続していくための居住支援サービスや住宅改修の推進、住まいの場のひとつであるグループホームの整備を進める必要があります。

### 課題2 障がい児への支援体制の整備

アンケート調査では、通園・通学で困っていることについて、「送迎等家族の負担」が最も高くなっており、障がいのある子どもの保護者の負担を軽減する支援が課題となっています。一人ひとりのニーズに対応したサービスを提供する体制の整備や、障がいのある子どもや保護者に対する一貫した相談支援を推進し、社会参加を支援する必要があります。

ヒアリングでは親の方が健常者と交流することに対して気を遣うという声もあり、福祉実践教室を通して、交流機会の提供や共同学習などを行うことで、障がいについて理解し合うことのできる環境の整備が求められています。

### 課題3 障がい者が働きやすい雇用環境づくり

アンケート調査では、仕事で困っていることについて、「収入が少ない」が最も高くなっており、必要な就労支援については「職場の障がい者理解」が最も高くなっています。個々の状況に合った仕事に就くための支援の充実や、収入面を含めた、より良い就労環境づくりを企業へ働きかけるなどの取組が必要です。

また、一般就労への移行促進や障がい者雇用の促進、加えて職場での支援体制の充実も課題となっています。

### 課題4 情報アクセシビリティ

障がいのある人が地域の行事や活動等に参加できるよう、必要な情報を適切に提供する体制が求められています。近年ではSNS等インターネットの利用が普及しており、サービスについての情報を障がいのある人やその保護者が迅速に受け取ることができるように、新しい媒体を利用したシステムの整備が課題となっています。

また行政への各種手続きについてもわかりやすいようにホームページ等を整備していく必要があるとともに、手続きの迅速化に努めていく必要があります。

## 課題5 災害対策等の支援の充実

アンケート調査では、災害時に困ることでは「安全なところまで、すぐに避難することができない」が最も高く、次いで「避難所で障がいにあつた対応をしてもらえるか心配である」などとなっています。また、災害時要援護者（避難行動要支援者）登録制度の認知度については、知っていると答えた方は全体の25.5%となっており、制度の周知が課題となっています。災害時に支援が必要な障がいのある人を把握するため、災害時要援護者（避難行動要支援者）登録制度の周知を図るとともに、関係機関や地域住民との連携を図り、災害時要配慮者の把握、支援方法の明確化など情報共有できる体制づくりが求められます。

また、避難所においては、様々な障がいのある人が避難することを想定し、避難所のバリアフリー化、非常用電源の確保など必要とされる備品、物資や医薬品の備蓄など、それぞれの障がいの特性に応じた避難所の整備を推進していく必要があります。

## 課題6 権利擁護に関する法律や制度等の周知徹底

アンケート調査では、障害者差別解消法と障害者虐待防止法の認知度について「名前も内容も知っている」と答えた割合がどちらも1割以下であり、周知は十分に進んでいないことが課題となっています。法律を知ること、日常生活の中でどのようなことが権利侵害にあたるのかを理解することができ、人権を尊重した態度や行動を実践するきっかけとなるため、障がいのある人だけにとどまらず、広く周知できるよう関係機関や関係団体等と連携を図り、啓発活動を促進する必要があります。

また、成年後見制度については、「名前も内容も知っている」と答えた割合が26%と依然低く、これからも制度内容の周知・普及に努め、制度の利用促進を図るとともに、利用希望者が円滑に制度を利用できるよう支援する必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 計画の基本理念

本市は、「その人の障がいがどのようなものであろうとも、人間の尊厳はいささかも損なわれるものではなく、その人格と生命は最大限に尊重されなければならない。また、障がいのある人が家族とともに地域社会の中に包含され、障がいの有無にかかわらず、すべての人が“ともに生きる”社会の形成ということが、障がい福祉のあり方の基本である。」との考え方を基調としてきました。

この考え方のもと前計画では、障がいのある人や高齢者等、社会的な障壁がある人も、あるがままをお互いに認め合い、尊重し、共に支え合いながら、全ての人々が同等の権利を享受し生活できる「ノーマライゼーション」の社会の実現を目指し、様々な取り組みを推進してきました。

本計画においてもこの趣旨を継承し、引き続き前計画の基本理念である『共に認め、支え合うまち、その人らしく生きるを支援する・弥富』を掲げ、取り組みを推進してまいります。

障がいには、その人だけの大切な個性が含まれており、障がいがあることで、健常者が気づかないことに気づけることもあります。

本計画では基本理念に基づき、次の点に留意いたします。

- ・障がいのある人の声に耳を傾け、障がいのある人とともに歩んでいくことで、お互いに補い、支え合っていきます。
- ・持てる力を最大限に活かし、障がいを補う力を身につけ、自立した生活を送れるよう、心理的、社会的分野等、様々な分野の社会的障壁を取り除きます。
- ・機能の回復、維持のための医学的リハビリテーションを充実し、人権を擁護し、その人らしく生きるを支援します。

#### 【基本理念】

共に認め、支え合うまち、  
その人らしく生きるを支援する・弥富



## 2 計画の基本目標

「共に認め、支え合うまち、その人らしく生きるを支援する・弥富」の実現に向けて、現状の課題等を踏まえ、今後の制度改革に関わる動向に注視しながら、次の7つの基本目標を設定し、施策の展開を図ります。

### 【計画の基本目標】

- 基本目標1 相談体制の充実と障がい福祉サービスの充実
- 基本目標2 緊急時の安全・安心確保と社会参加の促進
- 基本目標3 情報・コミュニケーション支援の推進
- 基本目標4 共生社会に向けた療育・教育、保健・医療の充実
- 基本目標5 就労支援推進と就労機会確保による自立の促進
- 基本目標6 差別・虐待の防止、権利擁護の推進
- 基本目標7 ノーマライゼーションの推進



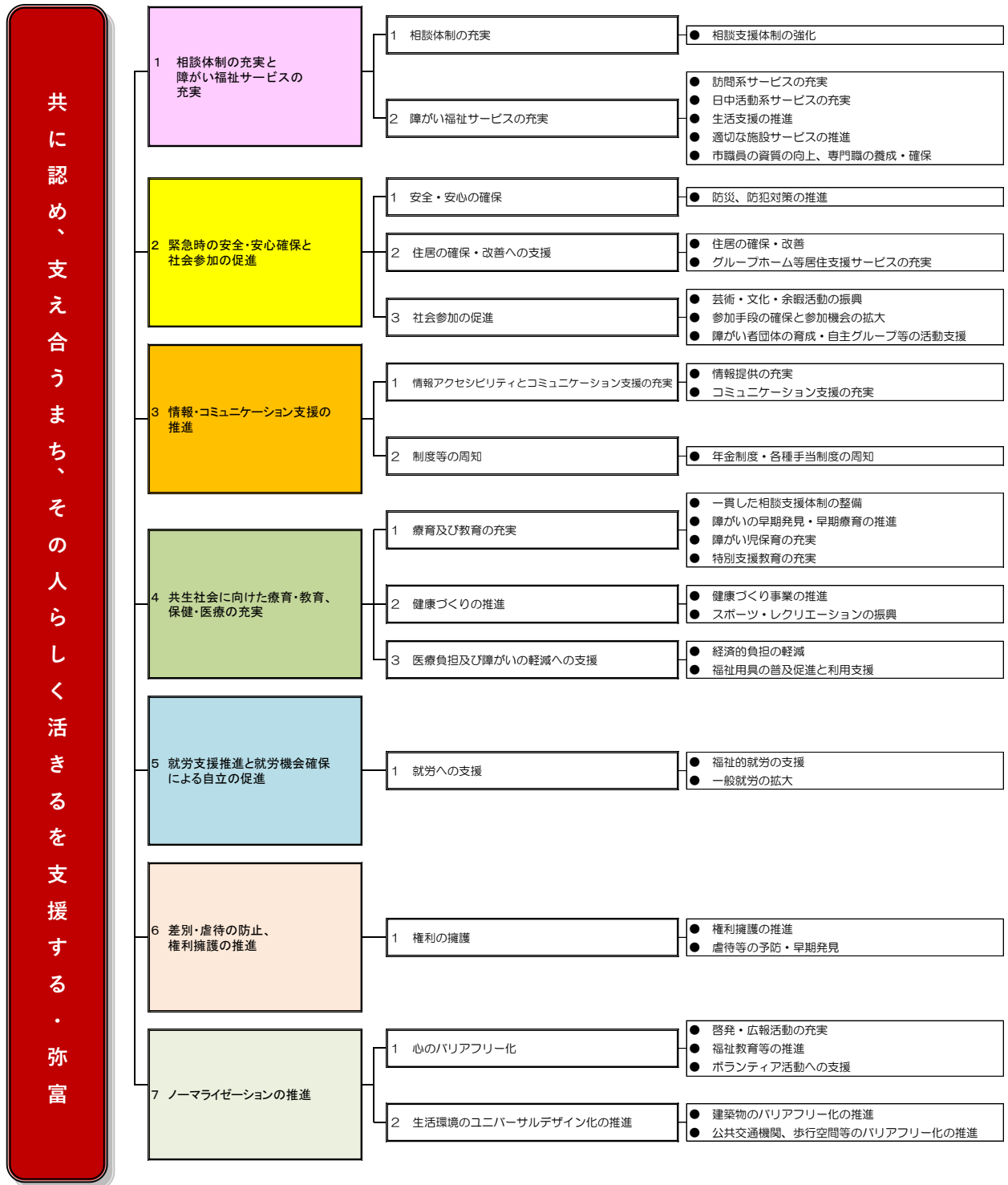
### 3 計画の体系

< 基本理念 >

< 基本目標 >

< 基本施策 >

< 具体的施策 >



## 第4章 障がい者計画の施策展開

### 基本目標1 相談体制の充実と障がい福祉サービスの充実

#### 基本施策(1) 相談体制の充実

障がいに起因する困りごとや不安、悩みは、その障がいのある本人や家族以外にはなかなか理解してもらえないという現実があります。アンケート調査の結果では、悩みや困ったことがあった場合の主な相談先として「家族や親戚」(65.5%)を挙げた障がいのある人が圧倒的となっています。「行政機関の担当職員」(4.3%)や「相談支援事業所等の民間の相談窓口担当者」(4.6%)等、その他の相談先を挙げる障がいのある人は相対的に少なく、「いない」(5.2%)と回答した障がいのある人も存在しています(図表17)。

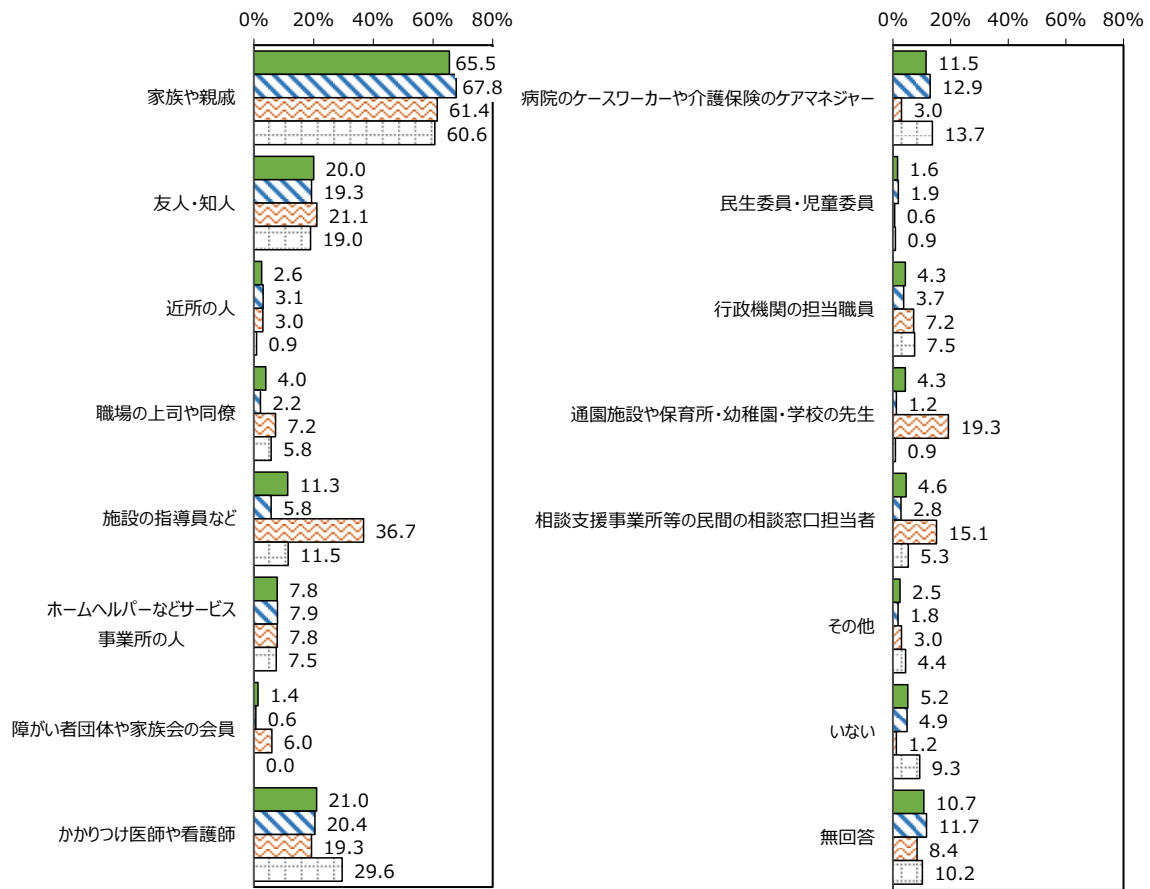
障がいのある人の主な介助者の多くは「家族・親族」(60.8%)であり、障がいのある人の介助は家族に大きく依存している実態が分かります。今後、介助者が高齢となることで負担がこれまで以上に増大してしまったり、家族との死別等で介助する人がいなくなったりする事案も増加してくることが考えられます(図表18)。

当事者が困ったときに気軽に相談でき、速やかな課題の解決につながるよう、専門職員の養成・確保を図るとともに、気軽にすぐ相談できる環境を作っていくことが必要です。

また、令和6年4月施行の「精神保健福祉法」改正により、精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える者を相談支援の対象とする事が努力義務化されたため、このような方々の心身の状態に応じた適切な支援体制の確保が必要とされています。

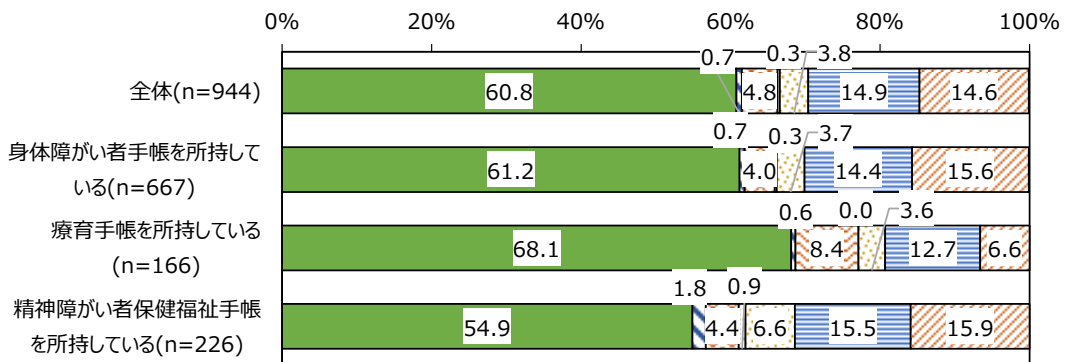


図表 17 悩みや困りごとの相談先



■ 全体(n=944)      ■ 身体障がい者手帳を所持している(n=667)  
■ 療育手帳を所持している(n=166)      ■ 精神障がい者保健福祉手帳を所持している(n=226)

図表 18 主な介助者



■ 家族・親族    ■ 友人・知人    ■ ヘルパー    ■ ボランティア    ■ その他    ■ 特にいない    ■ 無回答

## ①相談支援体制の強化

障がいのある人やその家族の多様化する相談内容に対応し、身近なところで専門的かつ総合的な相談が受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。

更に、海部南部障害者自立支援協議会の運営会議の機能強化を図り、障がいのある人に対する相談機能の充実を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶障がいのある人の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障がい福祉サービスの利用等の支援や、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な支援の充実を図ります。</li> <li>▶指定相談支援事業所や医療機関、海部南部権利擁護センターの機能の一つである障がい者基幹相談支援等との連携強化等、障がい者支援体制の充実や持続可能な事業展開を図ります。</li> <li>▶相談支援専門員への相談件数の増加や困難事例の対応等による負担を軽減する観点からも、新たな相談支援事業所の誘致を積極的に進めます。</li> </ul>	福祉課
海部南部障害者自立支援協議会の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶令和5年6月には「はたらくフェア 2023」を開催し、障がいのある方の雇用促進や、福祉事業や制度について周知普及を図りました。今後も毎年の開催に向けて協議していきます。</li> <li>▶運営会議において、部会や個別支援会議で取り上げられた地域課題の把握に努め、解決に向けた支援体制作りに取り組みます。</li> </ul>	福祉課

## 基本施策（２）障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して生活でき、孤立することなく、その人らしく生活するためには、必要な時に、必要なサービスが受けられる環境が整っていることが重要です。また、日中の活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図るなど、生活全般を支える福祉サービスの充実が必要不可欠です。

「（１）相談体制の充実」でも述べた通り、障がいのある人の主な介助者の多くは「家族・親族」（60.8％）であり、障がいのある人の介助は家族に大きく依存している実態があります（図表 18）。

さらに、主に介助している「家族・親族」、「友人・知人」の悩みについて、「肉体的疲労」「精神的疲労・ストレス」「自分の将来」と回答した人の割合が高くなっており、介助者の負担感の大きさが見て取れます（図表 19）。

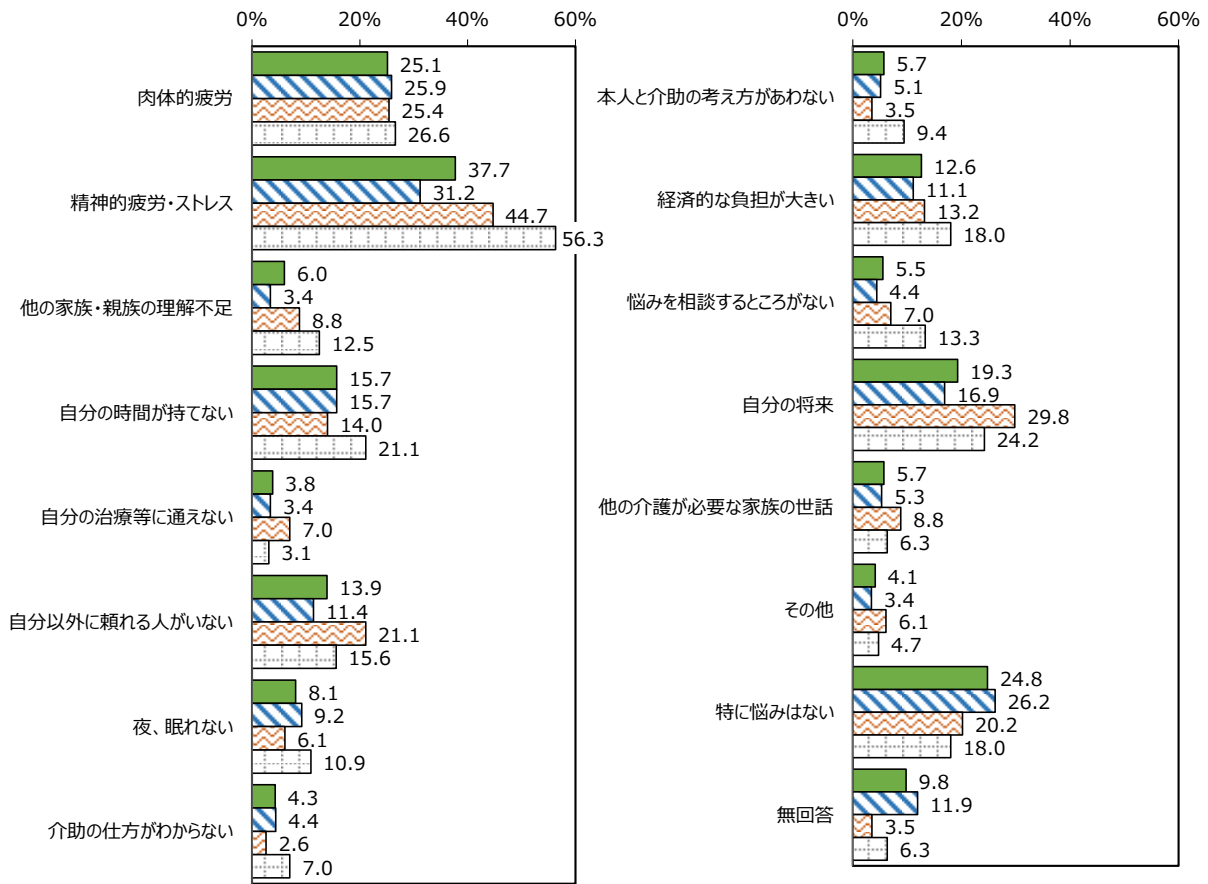
将来、主に介助を担っている家族に万が一のことがあったとしても、障がいのある人の生活を支えることができるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援等、利用者のニーズに合ったサービス等の充実を図る必要があります。

また、障がい福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、施設入所・入院から地域生活への移行を推進することが定められており、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉が相互に連携した精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

精神障がい者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があります。さらに、退院後の住まいの確保の問題や金銭管理をはじめとするさまざまなトラブルへの対応、適切な医療・サービスの提供体制の充実など、在宅生活を総合的に支える仕組みの構築が必要です。



図表 19 主な介護者が悩んでいる（悩んでいると思われる）こと



### ①訪問系サービスの充実

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な訪問系サービスを提供します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>▶障がいのある人が自らの能力を活かし、在宅で自立した生活が送れることを目指して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援の訪問系各サービスが十分提供されるよう、関係機関や市内外のサービス事業所と連携を密にしていくとともに、サービスの質の向上を促進します。</li><li>▶24 時間対応の訪問介護事業所の要望があるため、事業所等の誘致を検討します。</li></ul>	福祉課

### ②日中活動系サービスの充実

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービスを提供します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>▶生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの各サービスにより、日中活動の機会の充実を図ります。</li><li>▶精神障がいのある人の居場所がないことから、市社会福祉協議会やボランティア団体等と連携を図り、障がいのある人が自由で気軽に寄れる場を提供し、多くの人にふれあいながら、地域でいきいきと暮らしていくことができるように支援を行います。</li></ul>	福祉課



### ③生活支援の推進

介助者である家族の高齢化が進む中で、障がいのある人が地域において自立し、安定した生活を送れるよう、緊急時・災害時の対応を含め日常生活の維持・向上に必要な支援、介助者の生活の質の向上に必要な支援を行います。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
障がい者デイサービスの実施	▶障がいのある人を対象に送迎を行い、入浴や給食等の各種サービスを提供し、障がいのある人の自立した生活の助長、心身機能の維持向上等を実施し、家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ります。	福祉課

### ④適切な施設サービスの推進

24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへの移行を目指すため、施設は住まいの場として、主に夜間のケア等を行います。また、やむを得ない事由で、他に障がいのある人本人の援助等を行うことができない場合に措置を実施し、障がいのある人の生活と安全の確保を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
施設入所支援	▶施設に入所する障がいのある人に、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護や、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。	福祉課

### ⑤市職員の資質の向上、専門職の養成・確保

障がいの多様化・複雑化や制度改正の動向に十分対応できるよう、市職員の資質の向上を図り、専門職の養成・確保に努めます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
市職員の資質の向上	▶障がいの多様化・複雑化や障がい者福祉制度改正の動向に十分対応できるよう、市職員の資質の向上を図るため、各種専門的な研修の受講を積極的に進めます。	福祉課
専門職の養成・確保	▶保健センター、児童課等と連携強化を図り、障がいの多様化・複雑化や障がい者福祉制度改正の動向に十分対応できるよう、専門職の養成・確保に努めます。 ▶新規職員の募集及び採用時において、社会福祉士等の有資格者が継続的に確保されるよう、今後も人事担当へ要望していきます。	福祉課 健康推進課 児童課 人事秘書課



## 基本目標 2 緊急時の安全・安心確保と社会参加の促進

### 基本施策（1）安全・安心の確保

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、過去に起きた自然災害の教訓を基に災害発生時の情報伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。

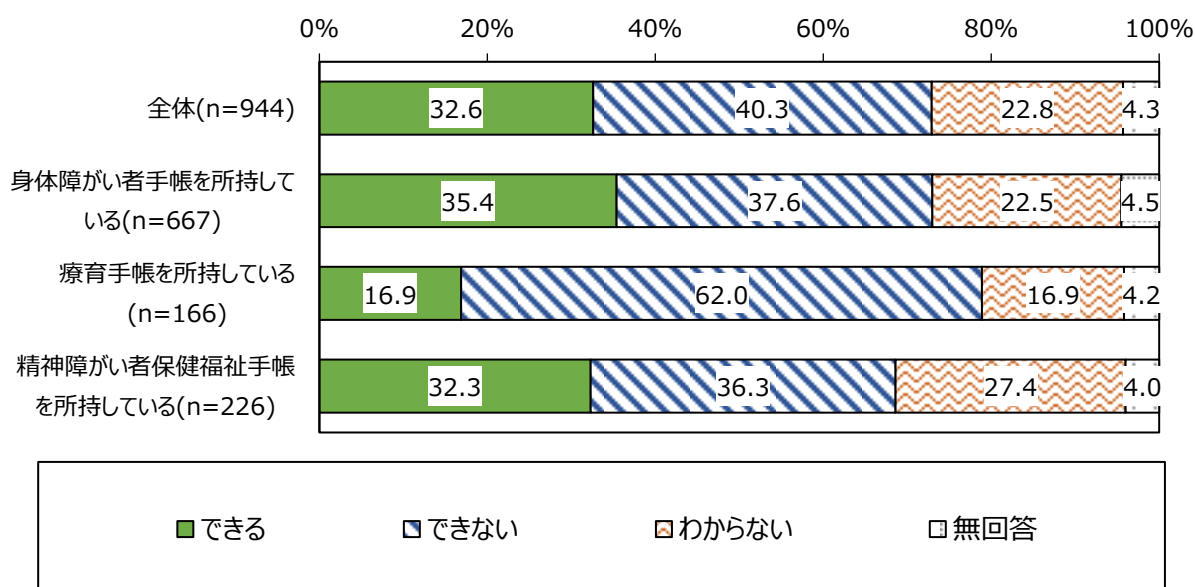
アンケート調査結果によると、災害等緊急時にひとりで避難できないと回答した障がいのある人の割合は実に回答者の4割（40.3%）となっています（図表 20）。

災害時要援護者（避難行動要支援者）登録制度の認知度について「知っており、登録を申請した」と回答した障がいのある人の割合は6.1%に留まっており、「知らなかった」と回答した人の割合は66.2%となっています（図表 21）。災害時の避難について大きな不安感を抱えつつも、災害に対する備えとしての情報収集や事前の登録にまでは至っていないことが分かります。

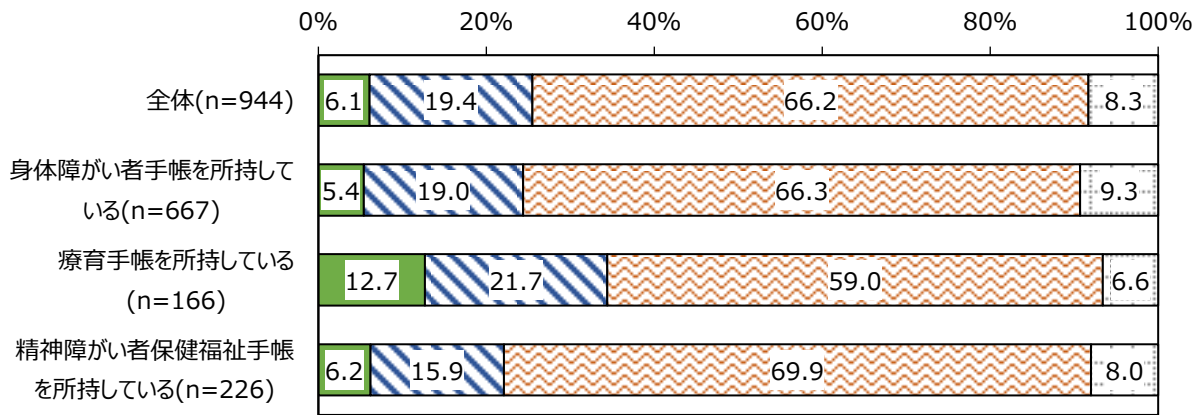
今後も、「弥富市地域防災計画」に基づき総合的かつ計画的に防災対策を進めて行くとともに、防災に関する情報提供等を充実し、障がいのある人が危険な状況におかれても、速やかに救助され、あるいは避難できる体制を構築していく必要があります。

また、障がいのある人を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がいのある人自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

図表 20 災害等緊急時にひとりで避難できるか



図表 21 災害時要援護者（避難行動要支援者）登録制度の認知度



■ 知っており、登録を申請した □ 知っているが、登録は申請していない ▨ 知らなかった □ 無回答

### ①防災、防犯対策の推進

障がいのある人を災害と犯罪から守るため、防災、防犯体制の整備を充実させ、安全な生活の確保を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
「安心安全カード」の配布・PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外出先で不慮の事故や災害に遭い、意識不明になったとき等に、身元や連絡先等をいち早く確認し、適切な救護の手が差し伸べられるよう、氏名や住所、持病や緊急連絡先等が記載された「安心安全カード」の配布とPRに努めます。</li> <li>▶ 「ヘルプマーク」の普及・啓発に努めます。</li> </ul>	介護高齢課 福祉課
家具転倒防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 危険性を認識しつつも身体的な理由、体力的な問題から自らにおいて家具等の固定作業が困難であり、また、いざ災害が発生した場合において、素早い避難行動が困難な障がいのある人等を対象として家具転倒防止器具の設置費用の助成を推進します。</li> </ul>	防災課
避難行動要支援者向けマニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難行動要支援者が災害発生前に必要な準備や、本市の役割、地域の組織・団体等による避難行動要支援者の避難支援対策等を具体的に示すため、「避難行動要支援者向けマニュアル（仮称）」を策定します。</li> </ul>	福祉課 防災課

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
災害時の要支援者対策の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶避難行動要支援者名簿を作成して、自主防災組織、消防団や民生委員、自治会、地域コミュニティと連携し、平常時からの声掛けや見守り、災害が発生したときに支援が得られる「仕組みづくり」を進めていきます。</li> </ul>	福祉課 防災課
災害時ボランティアコーディネーターの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶災害発生時にボランティアが効率的に活動できるように、市社会福祉協議会と連携して、ボランティアコーディネーター養成講座を開催します。</li> <li>▶災害ボランティアの活動環境の維持と整備を図ります。</li> </ul>	防災課 社会福祉協議会
福祉避難所の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市指定の福祉避難所は、現在5か所（総合福祉センター、十四山総合福祉センター、愛厚弥富の里、輪中の郷、長寿の里・十四山）です。オストメイトトイレは、総合福祉センター、弥富中学校、日の出小学校に設置しています。</li> <li>▶障がいのある人の避難所は、ヒアリングでも課題として出されました。多様な要援護者の状態に応じた福祉避難所が設置できるよう定期的に担当者会議を開催し、各種事業所との調整を図ります。</li> </ul>	福祉課 防災課
防火・防災に関する知識・技術の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶障がいのある人、障がい者福祉施設、関係団体に対して、自助により災害時に適切な行動がとれるよう、更には自主防災組織や消防団等との連携について支援し、知識・技術の普及啓発に努めます。</li> </ul>	防災課

## 基本施策（２）住居の確保・改善への支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての市民にとっても安全で、便利で、快適な環境です。本市で生活していく上で生じている、あらゆる障壁を除去するだけではなく、障がいのある人への配慮を特別なこととせず、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりを目指すことが大切です。

今後も、障がいがあっても将来にわたり地域で安全に自立して生活できるよう、障がいの種類や程度に最大限配慮した生活環境を整備する必要があります。

### ①住居の確保・改善

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、住居の確保・改善を推進します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
住宅改修の推進	▶在宅の身体障がい者等を対象に、住宅の段差の解消や手すりの設置等住宅の改修に要する費用の一部を助成し、安心して快適に暮らせる住居の整備を促進します。	福祉課
生活福祉資金（住宅資金）の貸付	▶市社会福祉協議会において、必要な資金の貸し付けを行います。	社会福祉協議会

### ②グループホーム等居住支援サービスの充実

施設等へ入所している障がいのある人が地域生活へ移行できるよう、また、親亡き後の生活の不安解消や自立した生活の場を確保するため、グループホーム等の確保を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
グループホーム等の確保推進	▶障がいのある人の地域での自立生活に向けて、関係機関や近隣市町村を含めたサービス事業所と連携し、グループホーム等の暮らしの場の確保に努めます。特に障がい者団体等のヒアリングで、グループホームの不足を訴える意見が多いことから、社会福祉法人を始めとした民間活力を支援することにより確保に努めます。	福祉課

### 基本施策（3）社会参加の促進

平成30年6月に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」が公布・施行されました。

障がいのある人が文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションに参加することは、障がいのある人の生活を豊かにし、自立と社会参加を促進するだけでなく、地域社会の人々の障がいのある人に対する理解と認識を深める事にもつながります。

また、レクリエーション活動を通じることで、障がいのある人の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、体力の増強や交流、余暇の充実にもつながります。

今後も、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション、余暇活動、学習・地域活動等の社会活動に積極的に参加できるよう、活動の場の確保・充実に努めていくとともに、適切な情報提供を行っていく必要があります。

#### ①芸術・文化・余暇活動の振興

芸術・文化・余暇活動を促進していくため、活動や発表の場の確保・充実に努めます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
活動・発表の場の確保	▶障がいのある人を対象にした取組について、生涯学習課・社会福祉協議会等関係機関と協議しながら活動・発表の場の提供を推進します。	社会福祉協議会 生涯学習課 福祉課
余暇活動への支援	▶障がいのある人へのレクリエーション事業の開催等、余暇活動への支援を行います。	社会福祉協議会 生涯学習課 福祉課

## ②参加手段の確保と参加機会の拡大

社会参加の妨げとなる移動等の問題を緩和または解消し、社会参加の促進を図ります。

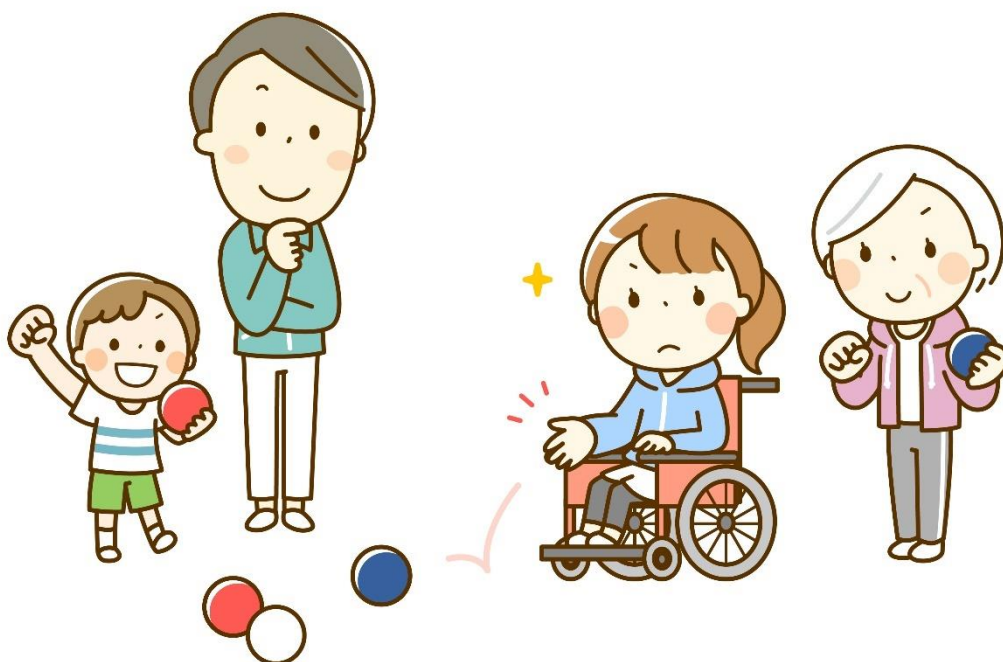
主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
移動支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出における移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。</li> <li>▶同性介助が原則なため、利用者のニーズの把握を行い、各事業所と協力しながら人材確保・育成を行います。</li> <li>▶重度訪問介護の利用対象となる人に対し、修学にあたり必要な大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校）への通学中や、敷地内における身体介護等を検討します。</li> </ul>	福祉課
自動車運転免許取得・改造費への助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶身体障がいのある人の活動範囲の拡大や社会参加につなげるため、障がい者本人が就労等に伴う自動車の改造や、自動車運転免許取得の経費の一部を助成します。</li> </ul>	福祉課
福祉タクシー利用券の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶重度・中度の障がいのある人に福祉タクシー料金助成利用券を交付し、生活圏の拡大や社会参加の促進につなげます。</li> </ul>	福祉課
盲導犬・聴導犬・介助犬等の身体障害者補助犬法の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶令和5年4月1日現在、本市に在住の人の利用はありませんが、身体障害者補助犬法の普及啓発に努め、市民の理解を深めます。</li> <li>▶身体障害者補助犬の利用を促進し、移動手段の確保や社会参加を支援します。</li> </ul>	福祉課
郵便等による不在者投票の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶選挙権を適切に行使できるよう、「選挙だより」に郵便（自宅等）で投票する不在者投票制度について記載する等、社会参加の促進を図ります。</li> </ul>	総務課
公共交通機関の運賃割引制度等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶公共交通機関の運賃割引制度や、有料道路の料金割引制度について、市ホームページ等で周知を図ります。</li> </ul>	福祉課



### ③障がい者団体の育成・自主グループ等の活動支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人自らの主体性を尊重し、活動を支援します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
障がい者団体の育成	▶障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体との連携を密にし、各団体の研修会等の支援に努めます。	社会福祉協議会 福祉課
自主グループ等の活動支援	▶障がいのある人が地域での活動やまちづくり活動等、様々な活動に参加できるよう支援をしていきます。 ▶社会福祉協議会やボランティアグループと連携を図り、精神障がい者の居場所づくりを進めていきます。	社会福祉協議会 福祉課



## 基本目標 3 情報・コミュニケーション支援の推進

### 基本施策（1）情報アクセシビリティとコミュニケーション支援の充実

令和4年5月、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。同法では、すべての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとしており、共生社会の実現のため、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としています。

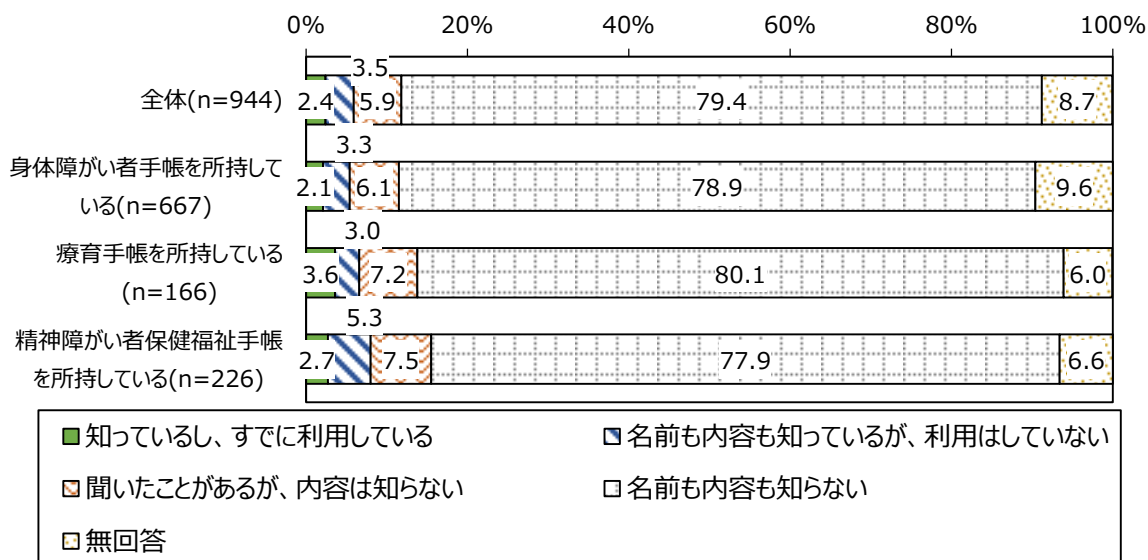
「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障がいのある人による情報の取得利用施策を推進するにあたり、障がいの種類や程度に応じた手段によって、生活状況や住む地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにすることに加え、障がいの有無にかかわらず、すべての人が同じ情報を、同じ時に取得できるようにすること、情報通信技術やICTの活用等による情報アクセシビリティの向上を図ることなどが盛り込まれています。

また、障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、その中で行政機関として不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされています。

アンケート調査の結果では、障がい者手帳アプリ「ミライロID」について「知っているし、すでに利用している」と回答した障がいのある人の割合は2.4%に留まっており、8割（79.4%）の障がいのある人は「名前も内容も知らない」と回答しています（図表22）。

行動の制約を伴う障がいのある人にとって、携帯電話やスマートフォン、SNSなどは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障がいによる利用機会等の格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進するとともに、情報通信技術等の活用により、さまざまな手段・媒体を活用した情報アクセシビリティの向上に努めていく必要があります。

図表 22 障がい者手帳アプリ「ミライロID」の認知度



### ①情報提供の充実

情報の収集にハンディキャップのある視覚・聴覚障がい者に対し、情報提供が迅速かつ的確に行われるよう努めます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
障がいに応じた情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶視覚障がい者に、市ホームページを利用した「声の広報」を、聴覚障がい者には、市役所窓口到手話通訳者を配置する等、分かりやすく、正確な情報提供ができるようサービスの充実を図ります。</li> <li>▶市が作成する印刷物に対して音声コード（文字情報を二次元コードに変換したもの）の導入を図り、普及啓発に努めます。また、活字文書を音声で読み上げる装置の普及に努めます。</li> </ul>	福祉課 社会福祉協議会

### ②コミュニケーション支援の充実

すべての障がいのある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化等のあらゆる分野の活動に参加が可能となるため、円滑にコミュニケーションが図れるよう努めます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を推進するとともに、視覚障がい者用の情報支援機器を整備する等、コミュニケーション支援体制の充実に努めます。</li> <li>▶関係機関との連携のもと、手話通訳者・要約筆記者（ノートテイクを含む）の養成や、コミュニケーション支援を行っている団体のサポートに努めます。</li> <li>▶ミライロIDのようなデジタル型の障がい者手帳について、市ホームページにて周知するとともに、手帳を交付したとき等にチラシを配布し、普及に努めます。</li> </ul>	福祉課

## 基本施策（２）制度等の周知

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の仕組みや内容の充実が必要です。アンケート調査の自由回答の中にも、「補助制度があれば教えてほしい」「新規制度の案内がほしい」等の意見がありました。

今後も各種制度に関する情報提供の充実に努める必要があります。

### ①年金制度・各種手当制度の周知

ヒアリングでは、「各種手続き、就労事業所、受給者証などを受けられる支援について、市ホームページではわかりにくい」との意見があり、障がいの区分に応じたサービスの情報を適切に提供する必要があります。

各種年金・諸手当制度の周知を十分に行い、該当者の制度活用を促進します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
様々な媒体の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>▶障がいのある人の経済的負担の軽減を図るため、税法上の優遇制度、公共料金の割引制度等について様々な媒体を活用して周知していきます。</li><li>▶生活の安定を確保するため、各種年金制度の周知を十分に行い、年金の給付漏れ等をなくし、該当者の制度活用を促進します。</li><li>▶各種手当等の制度について、新規に手帳を取得したとき等、あらゆる機会を通じて情報を提供し、市の広報紙やホームページ等についても、受ける側の立場に立った、分かりやすい情報提供に努めます。</li><li>▶障がい福祉施策をはじめ、各種制度や事業内容等を分かりやすく説明を行う「まちづくり出前講座の開催」をPRし、制度の周知に努めます。</li></ul>	福祉課 保険年金課 児童課 税務課 人事秘書課

## 基本目標4 共生社会に向けた療育・教育、保健・医療の充実

### 基本施策（1）療育及び教育の充実

障がいのある人が自立し、社会参加を果たしていくには、乳幼児期からその人の能力や可能性を最大限に伸ばす必要があり、一人ひとりの状態やニーズに応じた一貫した支援・教育を行っていくことが重要です。また、乳幼児期からの適切な療育や教育は、その後の子どもの学習面や生活面に大きな影響を及ぼすと考えられることから、子どもの発達上の課題を早期に発見し、適切に対応することが重要です。

教育に関しては、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学ぶことができ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。

「障害者の権利に関する条約」第24条によると、インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築にあたっては、障がいのある児童生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。



### ①一貫した相談支援体制の整備

発達障がいを含めた、障がいのある幼児・児童・生徒に対し、関係機関と連携し、成人期まで一貫した体制で相談支援体制の強化に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
発達障がい者支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶発達障がい疑われる児童が年々増加し、相談件数が増えています。発達に課題（疑い）のある児童や家庭等について、関係機関との連携を密にし、情報の交換・共有を図り、療育・教育の一貫性の確保に努め、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援します。</li> <li>▶心理士による発達検査や相談、医師による診察での見立てを次の療育や医療につなげていくための社会資源が少ないことから、開拓していく必要があります。</li> </ul>	福祉課 健康推進課 学校教育課 児童課
早期療育及び障がい児通所支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶何らかの障がいのある（疑いのある）幼児・児童・生徒を対象に、生活指導や、社会生活への適応力を助長するため、のびのび園や児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所や児童・障害者相談センター等との連携を図り、早期療育体制の充実に努めます。</li> <li>▶発達障がい疑われる幼児が増加傾向にあるため、のびのび園の療育体制を充実させるとともに、担当職員となる人材の確保と育成に努めます。</li> </ul>	福祉課 児童課

## ②障がいの早期発見・早期療育の推進

障がいのある子どもへの適切な療育支援には、幼児期における障がいの早期発見が重要となります。障がいや疾病の早期発見・早期療育等のために、障がい特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野との更なる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 幼児期の健康の保持増進を図り、運動機能・精神発達の遅滞等障がいを持った幼児を早期発見し、適切な指導・療育の援助を行い、虐待の防止に努めます。</li> <li>▶ 健診で子どもの発達を確認し、親にも子どもの発達に関しての知識を深めてもらい、発達を促す関わりが持てるような啓発が必要です。</li> </ul>	健康推進課
乳児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 乳児期の健康管理、保健指導を実施し、障がいの早期発見に努めます。医療機関委託分の乳児健康診査、特に2回目については受診率が50%台と低いため、周知、啓発の徹底を図ります。</li> </ul>	健康推進課
母子健康手帳交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 母子健康手帳交付時に、ハイリスク妊婦を把握し、早期対応に努めます。</li> </ul>	健康推進課
訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施します。</li> <li>▶ ハイリスク妊婦に対し、母子健康手帳等で把握し、出産後早期に訪問し、関わりを持つよう努めます。</li> <li>▶ 乳幼児・ハイリスク児については、家庭の孤立化、虐待や育児不安等に対して、早期に支援ができるように状況を把握し、関係機関と連携しながら迅速に対応します。</li> </ul>	健康推進課

### ③障がい児保育の充実

障がいのある子どもそれぞれの能力・可能性を最大限に伸ばせるよう、保育体制の充実と保育士等の研修による資質の向上を図り、障がい児保育の充実に努めます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 集団保育が可能で、日々通所できる障がいのある子どもの受け入れを促進できるよう、施設のバリアフリー化を進め、怪我をしないような対応策を講じる等、必要な保育環境の充実に努めます。</li> </ul>	児童課
保育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 年々、発達に課題のある（疑いのある）幼児が増えている現状を踏まえ、保育所への障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図り、障がい児保育巡回指導の実施、保育所職員の資質の向上のための研修会開催、保育士の加配等に努めます。</li> <li>▶ 適切な支援をするため、健診や支援事業（わいわい教室）、のびのび園、子育て支援センター等と、綿密な連携を図ります。</li> <li>▶ 担当職員に県等が主催する研修会への参加を促し資質向上を図るとともに、発達に課題（疑い）のある幼児の個々の状態に合わせて発達を促す等、指導内容の充実を図ります。</li> </ul>	児童課 健康推進課
関係機関との連携による一貫性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 就学情報交換会、幼保小連絡協議会、要保護児童対策地域協議会及び特別支援教育連絡会との連携を密にします。</li> <li>▶ 専門的な助言、指導を必要とする幼児・児童・生徒については、児童相談所、保健所、市保健センター、市教育委員会等関係機関との連携のもと、就学への適切な引き継ぎを行い、療育・教育の一貫性の確保に努めます。</li> <li>▶ 海部南部障害者自立支援協議会を通じて、関係機関と連携を図ります。</li> </ul>	児童課 学校教育課 福祉課



#### ④特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒が、自立と社会参加による充実した人生を送れるよう、就学の支援や、それぞれの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
児童・生徒の就学奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶生活や学習上の困難を改善または克服する必要がある児童・生徒の情報を、学校及び関係諸機関と連携を図りながら早期の情報収集に努めます。</li> <li>▶自立と社会参加の基礎づくりとして、特別支援学級への児童・生徒の就学を支援します。</li> </ul>	学校教育課
教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶特別な支援を必要とする児童・生徒の学習活動を支援するため、施設及び設備の改善等、教育環境の充実に努めます。</li> <li>▶障がい者福祉計画等の内容とも連携する必要がある、更に、効果を上げるために環境づくりに心がけます。</li> </ul>	学校教育課
就学指導・教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶何らかの障がいのある（疑いのある）児童・生徒に、個々の特性やニーズに合った適切な相談・支援活動が行えるようにします。</li> <li>▶特別支援学校、県教育委員会（海部教育事務所）による相談会の紹介等、関係機関と連携し、就学指導・教育相談活動の充実に努めます。</li> </ul>	学校教育課



## 基本施策（２）健康づくりの推進

障がいとは、先天的なものや後天的なものなど、様々な原因があります。

身体障がい者の障がいの原因は、特に後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが増加しています。このため、生活習慣病の予防対策が、障がいの予防に一定の効果を有するものと考えられます。

生活習慣病や合併症を予防するためには、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康など、様々な分野での生活習慣の改善による健康増進だけでなく、医療連携体制の推進や健康診査・保健指導の実施等に取り組む必要があります。

また、先天的な疾病や障がいについても、早期に発見し適切な治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができることから、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業の充実も重要です。

精神疾患については、正しい知識を持つことで発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療に繋げることで、重症化の防止も可能となります。しかし、精神障がいに対する理解はまだ十分とは言えず、偏見も根強く残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取り組みも必要です。

### ①健康づくり事業の推進

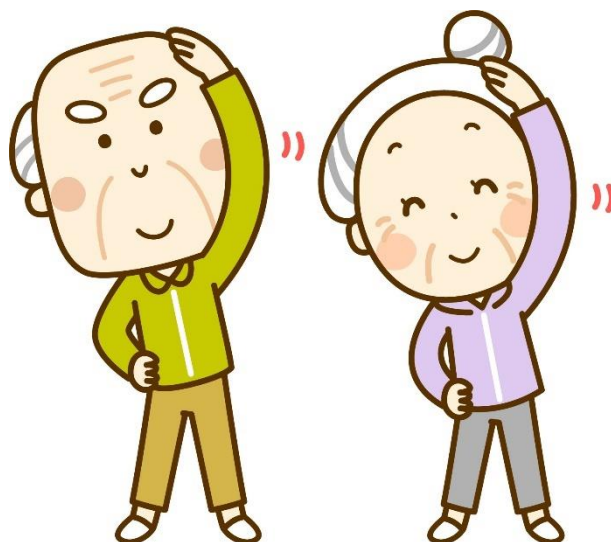
健康相談等の健康づくり事業を行うことにより、健康に関する正しい知識の普及啓発、健康の増進、健康づくりに対する意識の高揚を図り、心や身体の機能が低下している人の、機能回復、維持を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
健康相談事業	▶市民一人ひとりの心身の健康、食事や栄養について相談に応じ、個人の健康状態に応じた適切な指導や助言が行えるよう、健康相談事業の充実に努めます。健康相談等について、引き続き周知します。	健康推進課
精神保健福祉活動の推進	▶相談に応じる職員の面接技術の向上、医療機関との連携の必要があります。保健所、医療機関、関係機関との連携で、精神保健相談の充実に努めます。	健康推進課 福祉課

## ②スポーツ・レクリエーションの振興

障がいのある人が自立と社会参加意欲の向上を図るうえで、健康の維持、体力の増強が基本となります。そのために、障がいの特性を踏まえた多様なスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
スポーツ・レクリエーションの普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶スポーツ基本法（平成23年法律第78号）においては、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進しなければならない。」とされています。障がいの特性に応じたスポーツを、できるだけ多くの障がいのある人が行えるよう、機会の提供や指導者の育成に努めるとともに、誰もが一緒に楽しめるスポーツを通じて、障がいのある人と地域住民との交流を推進します。</li> <li>▶障がいのある人が自身の健康づくりに取り組めるよう、既存のスポーツを障がいのある人に向けて考案し、実施できるよう、関係機関と連携し推進を図ります。また、市社会福祉協議会や各種団体等と連携を図って、スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。</li> </ul>	生涯学習課 社会福祉協議会



### 基本施策（3）医療負担及び障がいの軽減への支援

障がいのある人は、健康づくりや疾病予防のための情報を得る機会が少なく、設備や人的サービス面で健診を受けにくい状況にあります。特に、知的・精神障がい者の中には、病気の特徴から病識が無く、適切な医療を受けることが難しい状況にある人が少なくありません。

障がいのある人にとっての医療やリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために重要な役割を担っています。

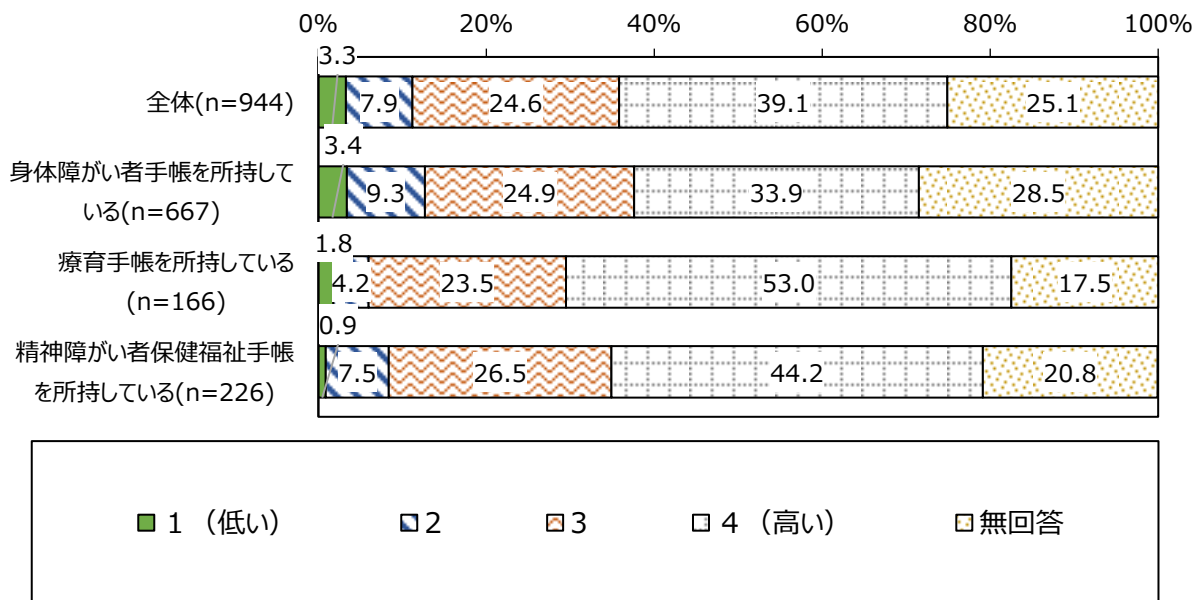
アンケート調査では、今後5年程度の間で力を入れてほしい市の施策についてそれぞれの重要度を尋ねました。「保健・医療・福祉のサービスの充実」の項目では、障がいのある人の6割以上（63.7%）が比較的重要度が高いと回答しています（図表23）。

高齢化等の影響や障がいの重度化・重複化により、今後も保健・医療・各種福祉サービス等に対するニーズは増大していくことが予想されます。

障がいのある人が身近な地域において適切な保健・医療サービスが受けられるよう、地域の医療体制等の充実を図ることが重要です。

また、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障がいのある人の健康管理や医療の充実を図る必要があります。

図表23 力を入れてほしい市の施策「保健・医療・福祉のサービスの充実」



## ①経済的負担の軽減

18歳以上の障がいのある人の障がいの除去や軽減を図る自立支援医療（更生医療）や精神疾患により継続的に通院を要する人を対象とした自立支援医療（精神通院医療）による医療費支出の軽減、障害者医療費支給制度、精神障害者医療費支給制度、子ども医療費支給制度の実施により障がい者支援及び障がい児支援を行い、医療費支出の軽減及び、障がいのある人の経済的負担の軽減を図ります。また、窓口では手続き漏れがないように、関係課と連携してわかりやすく丁寧な説明を心がけます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
自立支援医療（更生医療）の給付	▶18歳以上の身体障がい者手帳を有する人を対象として、障がいの除去または軽減、機能の回復等を行うことにより、その日常生活能力、社会生活能力、または職業能力を回復、向上、獲得することを目的とした手術等の医療を指定医療機関において給付し、医療費の一部を公費で負担します。	福祉課
自立支援医療（精神通院医療）の給付	▶精神疾患により継続的に通院を要する人を対象として、指定医療機関における通院医療費の一部を公費で負担します。	福祉課
障害者医療費の支給	▶身体障害者障害程度等級表の1級から3級等、一定の障がいのある人の医療費を市の制度として助成し、経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
精神障害者医療費の支給	▶自立支援医療を受ける精神疾患のある人、精神科に入院している人、精神障害者保健福祉手帳1、2級を有する人の医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
子ども医療費の支給	▶子どもに対する医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、福祉の増進を図ります。	保険年金課
難病患者医療費の支給	▶指定難病の治療を受けている人が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部または一部を公費で負担します。	保健所

## ②福祉用具の普及促進と利用支援

補装具の給付や日常生活用具の給付制度等について周知徹底し、日常生活をより安心して過ごせるよう支援します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
補装具の給付	▶障がいのある人に対し、失われた身体機能を補完したり代替するための用具である補装具の購入または修理に要する費用の一部を支給し、職業能力、日常生活能力の向上に努めます。	福祉課
障がいのある人への日常生活用具の給付・貸与	▶自立生活を支援するための日常生活用具を給付または貸与し、障がいのある人の日常生活の向上に努めます。	福祉課
車いす貸出事業	▶介護保険法に該当しない在宅の肢体不自由者に対し、一定期間無料で車いすを貸し出しすることにより、日常生活の向上に努めます。	福祉課 社会福祉協議会



## 基本目標 5 就労支援推進と就労機会確保による自立の促進

### 基本施策（1）就労への支援

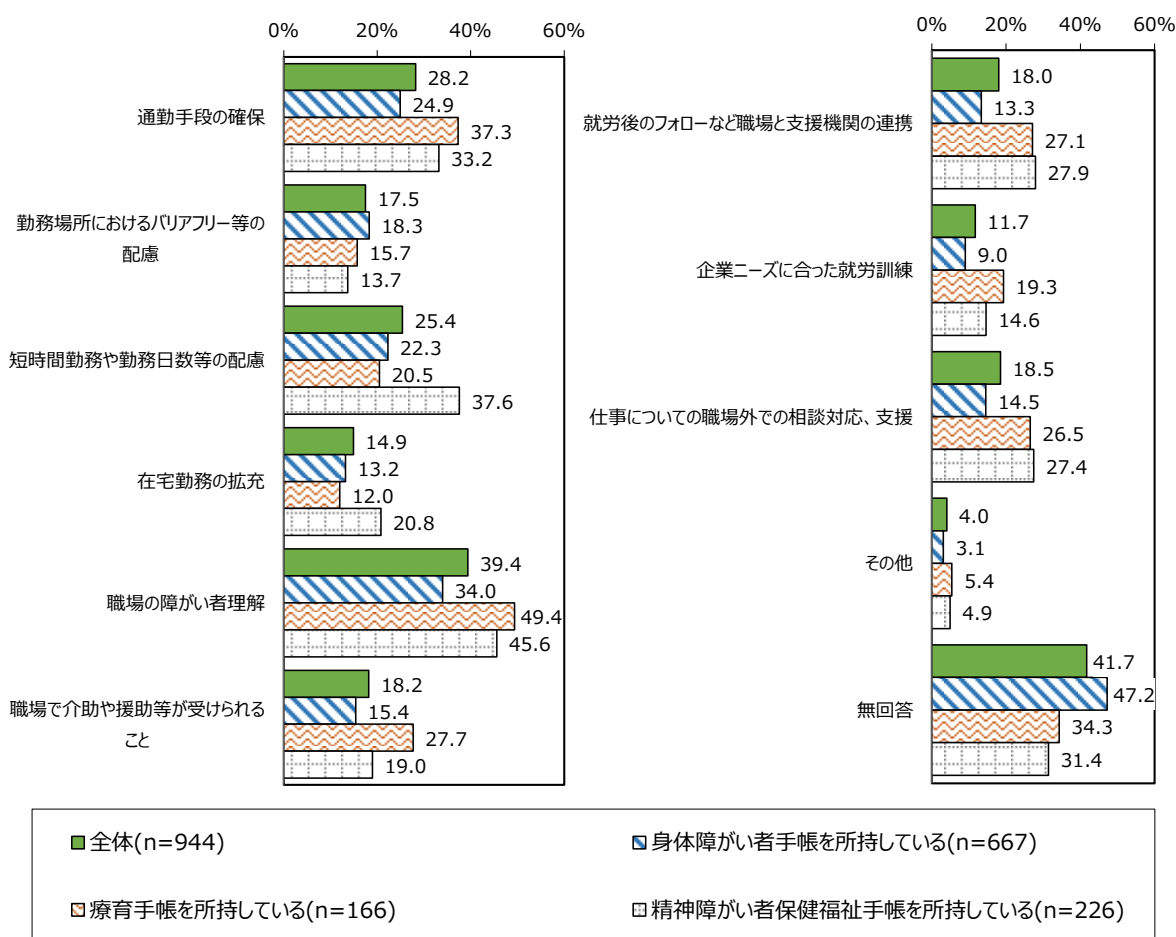
働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人が職業に就き、社会経済活動に参加することは社会にとっても有益なことであり、障がいのある人が地域でいきいきと生活していくための生きがいにもなります。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図っていく必要があります。

アンケート調査の結果では、障がいのある人の就労支援として必要だと思うことについて、「職場の障がい者理解」（39.4%）、「通勤手段の確保」（28.2%）、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（25.4%）等の回答が多くなっています（図表 24）。

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、生きがいに繋がります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、就労支援員等を活用して、相談支援事業所、海部障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し就労支援を充実させていくことが重要です。

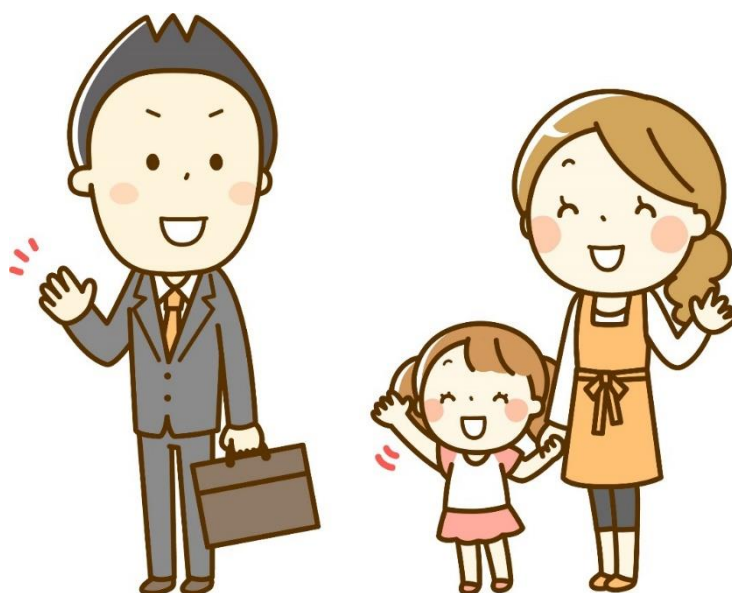
図表 24 障がい者の就労支援として必要なこと



## ①福祉的就労の支援

一般就労が困難な人の就労・訓練の場として、関係機関と連携し、地域活動支援センター事業や就労継続支援事業等、福祉的就労の拡大・充実を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
地域活動支援センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶障がいのある人を対象に、身近な地域で自立した生活や社会との交流を促すため、引き続き、地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の機会や社会との交流の場を提供し、日常的な相談支援、社会適応訓練等を行います。</li> <li>▶今後、市内事業所におけるあり方や方向性を検討し、現在利用中の方の利用方法の見直しを図ります。</li> </ul>	福祉課 社会福祉協議会
障がい福祉サービスにおける就労継続支援事業	▶一般就労が困難な人を対象に、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識と、能力の向上のための訓練等を行う就労継続支援事業を、関係機関と連携・調整を図りながら進めていきます。	福祉課 社会福祉協議会





## ②一般就労の拡大

一般就労を目指す障がいのある人が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、相談支援事業所、ハローワーク、海部障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、特別支援学校等と連携を図り、一人ひとりの障がいの状況に応じた就労支援に努める必要があります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
関係機関との連携による就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市内には障がいのある人の働く場が少なく、一般就労に結び付くケースもほとんどないため、海部障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携をとり、一般企業等へ就労希望する人を対象に、一定期間を定め、生産活動、職場体験等の機会を提供します。</li> <li>▶令和5年10月より開設した障がいのある方の就業相談窓口を継続し、障がいのある方の雇用促進についての相談支援を行います。</li> <li>▶就労に必要な知識と能力の向上のための訓練や、求職活動に関する支援等を行います。</li> </ul>	福祉課
障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶障がいのある人の雇用・就業環境の改善への取組は、障がいのある人の法定雇用率達成の促進をはじめとして各種施策が進められていますが、社会経済の影響等により依然として厳しい状況にあります。</li> <li>▶今後も企業等に対する障がいのある人の雇用や、職域の拡大・職業訓練の確保、職場への定着を図るためのフォロー等を推進する働きかけ等、障がいのある人の就労の場の拡大を図っていきます。</li> </ul>	福祉課 産業振興課
官公庁の受注機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶地方自治法施行令の改正、障害者優先調達推進法の制定を踏まえ、障がい者就労施設等の受注機会の拡大に努めます。</li> <li>▶市内事業所が、製作した授産製品を展示する総合福祉センター内のスペース「いきいきギャラリー」や、市ホームページ等を活用して支援します。</li> </ul>	福祉課

## 基本目標 6 差別・虐待の防止、権利擁護の推進

### 基本施策（1）権利の擁護

現在、国において、制度・分野ごとに「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指しています。たとえ認知症、知的障がい、精神障がいがあることにより、自分らしい生活を送る上で大切なことを自ら主張し、選択し、決めていくことが難しい状態になっても、地域社会に参画しその人らしい生活が続けられるよう、権利擁護支援の推進が求められています。

令和3年5月には「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月に施行される予定です。この改正により、今まで努力義務であった事業者の「合理的配慮の提供<sup>1</sup>」が義務化されます。障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、今後より一層「共生社会」を実現することを目指します。

また、平成12年に開始された成年後見制度は、認知症や、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が地域でその人らしい生活継続を目的とした財産管理や身上保護を、成年後見人等が行う仕組みであり、障がいのある人等の消費者被害や虐待等の権利侵害防止にも効果のある制度です。

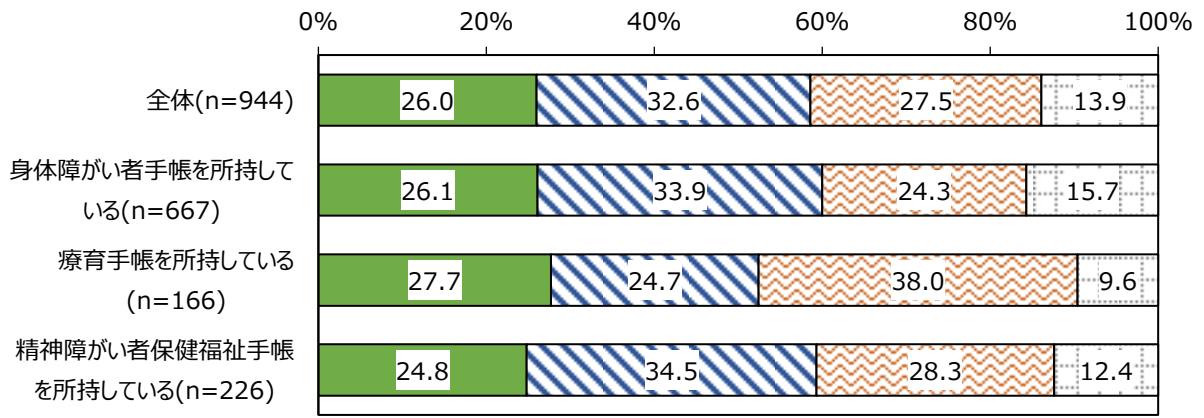
アンケート調査の結果では、成年後見制度について、「名前も内容も知らない」と回答した障がいのある人の割合は27.5%となっており、「聞いたことがあるが、内容は知らない」（32.6%）を含めると6割（60.1%）の障がいのある人が成年後見制度の内容について認知していないことが分かります（図表25）。

今後も、高齢化の進展とともに一人暮らしの障がいのある人等がさらに増加していくことや、障がいのある人の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組む必要があります。

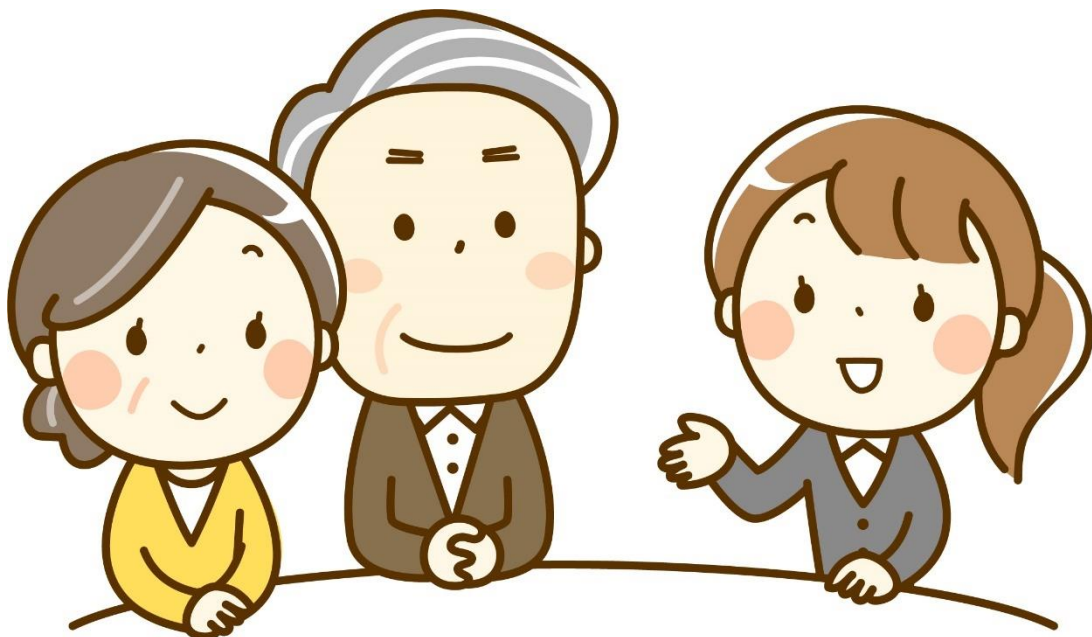
---

<sup>1</sup> 合理的配慮の提供とは、障がいのある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。

図表 25 成年後見制度の認知度



■ 名前も内容も知っている □ 聞いたことがあるが、内容は知らない ▨ 名前も内容も知らない □ 無回答



## ①権利擁護の推進

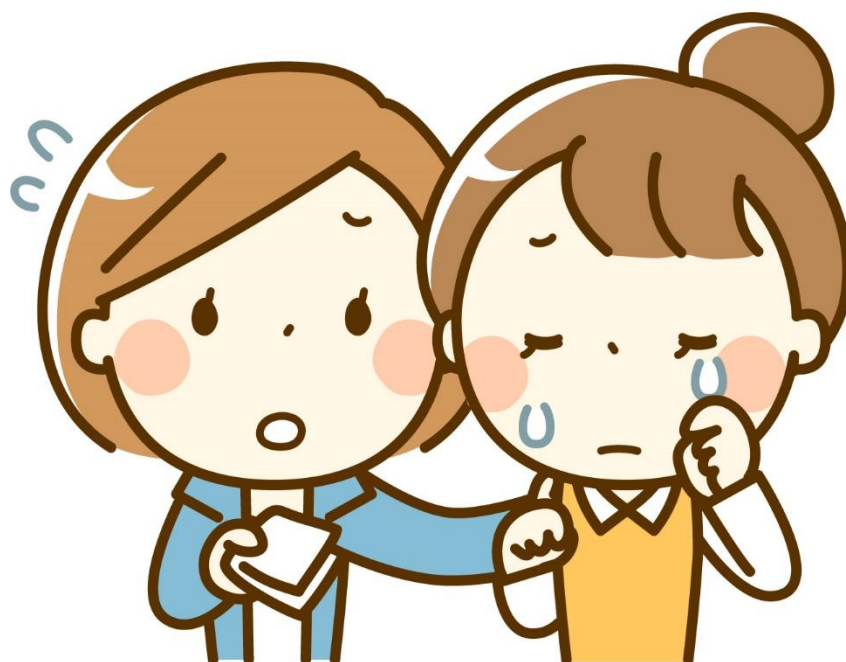
判断能力が十分でない人に対する、権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用を促進します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
権利擁護センター運営事業	▶権利擁護事業の総合的な支援体制の強化に向け、成年後見制度利用支援及び障がい者基幹相談支援の機能を有する海部南部権利擁護センターの安定した運営及び充実を図ります。	福祉課 介護高齢課
日常生活自立支援事業	▶市社会福祉協議会において、認知症、知的障がい、精神障がい等で自分ひとりで判断することが不安な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い支援します。	社会福祉協議会
成年後見制度の周知と普及	▶成年後見制度を必要に応じ、適切に利用できるように、海部南部権利擁護センターに委託し、市民の方や福祉事業所職員等へ研修会等を開催し情報提供、制度の周知に努めます。 ▶委託先である海部南部権利擁護センターにおいて、成年後見制度の利用を推進するとともに、制度に関する相談を受け付け、各関係機関と連携しながら支援していく相談支援、申立て支援、啓発活動、市民後見等の育成・研修等を行います。	福祉課 介護高齢課
苦情解決体制の推進	▶福祉サービスの利用に関し、各事業所における苦情解決の仕組みの整備を推進します。愛知県社会福祉協議会に設置されている「運営適正化委員会」との連携を図り、福祉サービスの質の向上を図っていきます。	福祉課

## ②虐待等の予防・早期発見

障がい者虐待防止センター（福祉課内）を中心に虐待の未然防止や迅速な対応、その後の適切な支援を行うとともに、虐待の防止等に関する研修等を通して関係者へ周知・啓発に努めます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
要保護児童対策の推進	▶要保護児童対策地域協議会を核として、児童・障害者相談センター等の関係機関及び市関連部署との連携を強化しながら、児童虐待防止対策の充実に努めます。	児童課 福祉課
虐待の防止等に関する周知・啓発	▶障害者虐待防止法を踏まえ、海部南部権利擁護センターの機能の一つである障がい者基幹相談支援と障がい者虐待防止センターを中心に関係機関との連携のもと、研修会等を通して、虐待の通報義務をはじめ障がい者虐待の防止等に関する制度の周知・啓発を図ります。	福祉課



## 基本目標 7 ノーマライゼーションの推進

### 基本施策 (1) 心のバリアフリー化

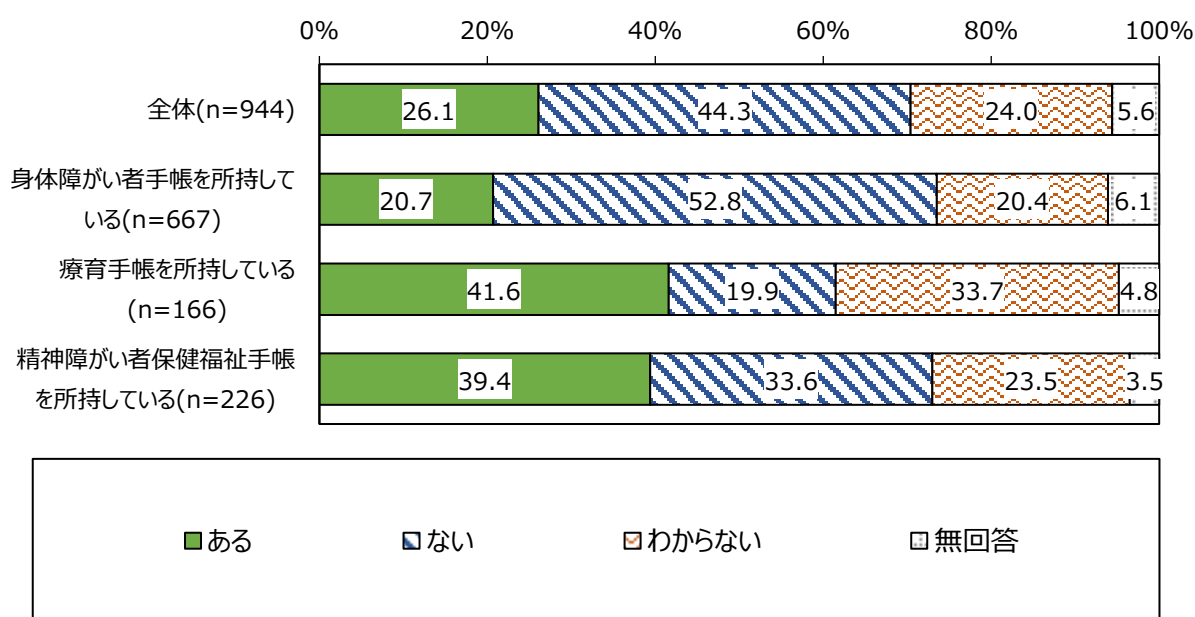
障がいのある、なしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。

アンケート調査の結果を見ると、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあると回答した障がいのある人の割合は全体では 26.1%となっているものの、療育手帳を所持している方では 41.6%と、障がい種別によって大きく傾向が異なります（図表 26）。また、「雇用関連」（23.2%）、「公共施設及び交通機関の利用」（22.0%）などの分野で障がいのある人への差別や嫌な思いをした経験があるとの回答が多いことが分かります（図表 27）。また、ヒアリングにおいても障がいに対する理解を求める意見がありました。

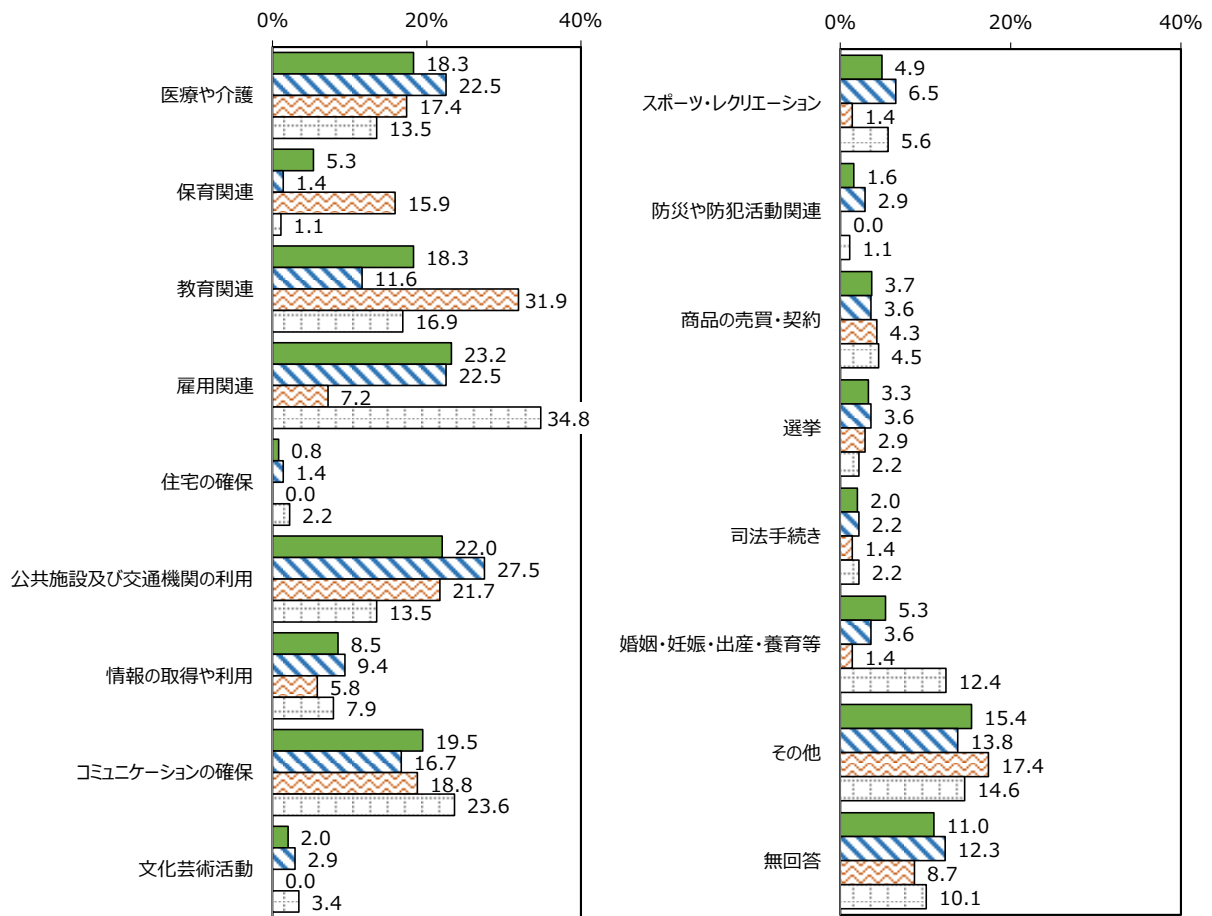
障がいや障がいのある人に対する誤った認識は誤解や偏見を生み、障がいのある人の自立や就労、社会参加等を行う上での大きな阻害要因となることから、市民の障がいや障がいのある人に対する差別や偏見といった心のバリアを取り除くことが重要となってきます。

また、早期教育、とりわけ障がいのある子どもが児童・生徒とともに学ぶことは、障がいに関する理解を深めるために重要です。市内の各学校で実施されている福祉教育を通じて、人権の大切さや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、思いやりや助け合いなど福祉のこころを育む教育を推進する必要があります。それに加えて、家庭・地域・職場など市民の身近な日常生活の中で、障がいのある人の問題や人権、福祉について学べる場の充実に努めていく必要もあります。

図表 26 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか



図表 27 どの分野で差別や嫌な思いをしたか



■ 全体(n=246)
 ■ 身体障がい者手帳を所持している(n=138)
 ■ 療育手帳を所持している(n=69)
 ■ 精神障がい者保健福祉手帳を所持している(n=89)

### ①啓発・広報活動の充実

「ノーマライゼーション」の理念を具体化し、「個人の尊厳」の確立と「完全参加と平等」な社会の実現を目指し、あらゆる機会を通じて障がいや障がいのある人に対する理解を深める啓発・広報活動の充実を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
啓発・広報の充実	▶障がいや障がいのある人に対する理解を深め、「心の壁」をなくすため、市の広報紙やホームページ、マスメディア等様々な機会を活用し、啓発に努めます。	福祉課
人権啓発の推進	▶障がいのある人等の人権問題に対する市民意識の啓発を図り、人権擁護委員や関係機関と連携・協力し、継続的に啓発活動に努めます。	福祉課





## ②福祉教育等の推進

学校教育から生涯学習まで、あらゆる機会を通じ、意識啓発を行います。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
学校教育における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶子どもたちが障がいや障がいのある人に対する理解を深め、福祉のまちづくりについて考え、担っていけるよう、学校教育の場を中心に障がいのある人との交流及び共同学習等を企画し、福祉実践教室を推進します。</li> <li>▶ボランティア活動の機会や場の提供を拡充し、児童・生徒のボランティア活動に対する関心を高め、理解の促進を図ります。</li> </ul>	学校教育課 社会福祉協議会
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶「完全参加と平等」の実現を目指して、ノーマライゼーションの考え方を基本に、障がいのある児童・生徒にも、障がいのない児童・生徒にも、お互いの人権を尊重しあう教育の推進に努めます。</li> <li>▶「ふくし学習プログラム」の拡充を行います。</li> </ul>	学校教育課 社会福祉協議会
人権を理解する作品募集及び展示事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶人権擁護委員の協力のもと小中学生を対象に、差別や偏見を無くし相手を思いやる心を持つ事ができるよう、人権に関する作品を募集し、広く市民の目に触れるよう展示します。</li> </ul>	福祉課 学校教育課
地域における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶障がいや障がいのある人に対する、地域住民の正しい理解と認識を深めるため、様々な生涯学習の場において、障がいのある当事者が参加する福祉教育やボランティア活動の体験、福祉に関する講座等を取り入れ、福祉教育の充実を図ります。</li> </ul>	社会福祉協議会 生涯学習課
市職員の福祉に対する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶障害者差別解消法や本市が作成した「障がい者への対応マニュアル」を基本として、障がいのある人への心からの配慮を行っていきます。</li> <li>▶市職員の意識の高揚と、障がいのある人をはじめ誰もが住みやすいまちの実現に向け、福祉及び人権に関する職員研修を積極的に取り入れます。</li> </ul>	福祉課 人事秘書課

### ③ボランティア活動への支援

ボランティア団体、NPO法人等と市民との連携が必要です。障がいのある人の社会参加を促進するため、ボランティア団体による活動や、NPO法人等による市民参加活動等、幅広い取組を支援していきます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶障がいのある人に対するボランティア活動は、活動を通じた交流によって障がいのある人への理解も深められます。</li> <li>▶あらゆる機会を捉え、ボランティア意識の高揚を図ることが必要です。手話、要約筆記、点訳及び音訳等のボランティア活動を通じて、特に若い層のボランティア育成に努め、ともに支え合う社会の実現を目指します。</li> <li>▶市社会福祉協議会と連携し、こころの病を抱える人の居場所において活動できるボランティアの養成と、活動の定着化を支援します。</li> </ul>	福祉課 社会福祉協議会
ボランティア、NPO法人等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市民が積極的にボランティア、NPO活動を行えるよう、情報提供、活動の助言や交流の場の提供に努めます。</li> <li>▶様々な角度から障がいのある人への取組を、効率的かつ効果的に行います。</li> <li>▶活動を活性化させるため、総合福祉センターの掲示板の活用や市の広報紙、ホームページ等でのボランティア活動の情報提供に努めます。</li> </ul>	福祉課 市民協働課 社会福祉協議会



## 基本施策（２）生活環境のユニバーサルデザイン化の推進

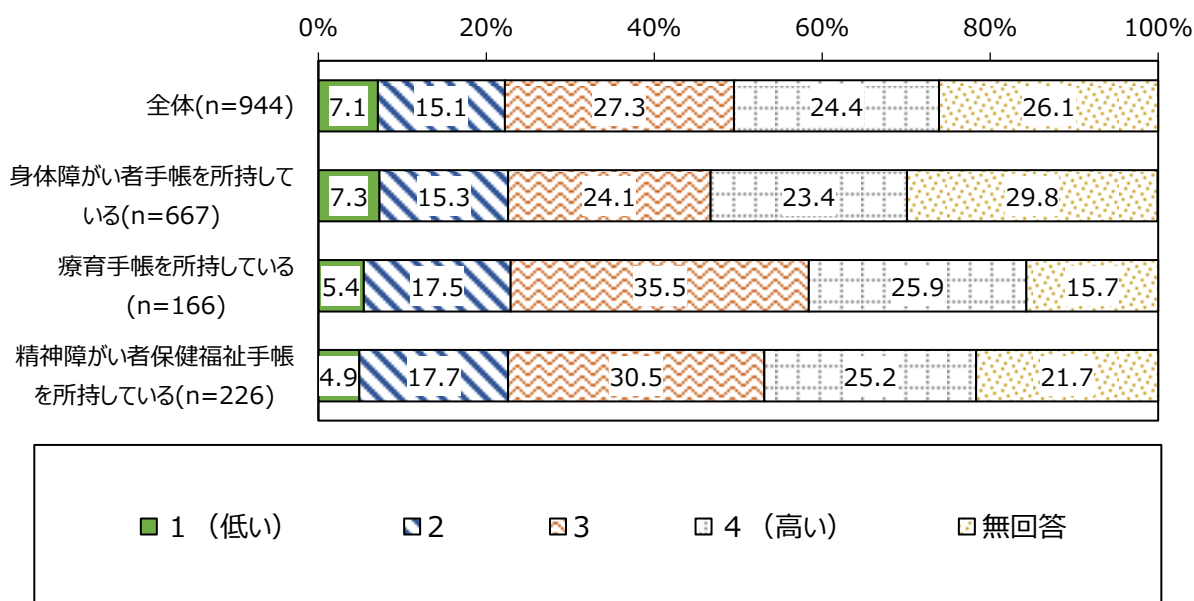
国においては、令和3（2021）年の東京オリンピック・パラリンピック大会開催に先立ち、心のバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指して「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が取りまとめられました。

建築物や公共交通機関のバリアフリー化を推進することは、障がいのある人だけでなく、高齢者（要介護）、妊産婦などの誰もが利用しやすく、生活しやすいまちづくりへとつながります。

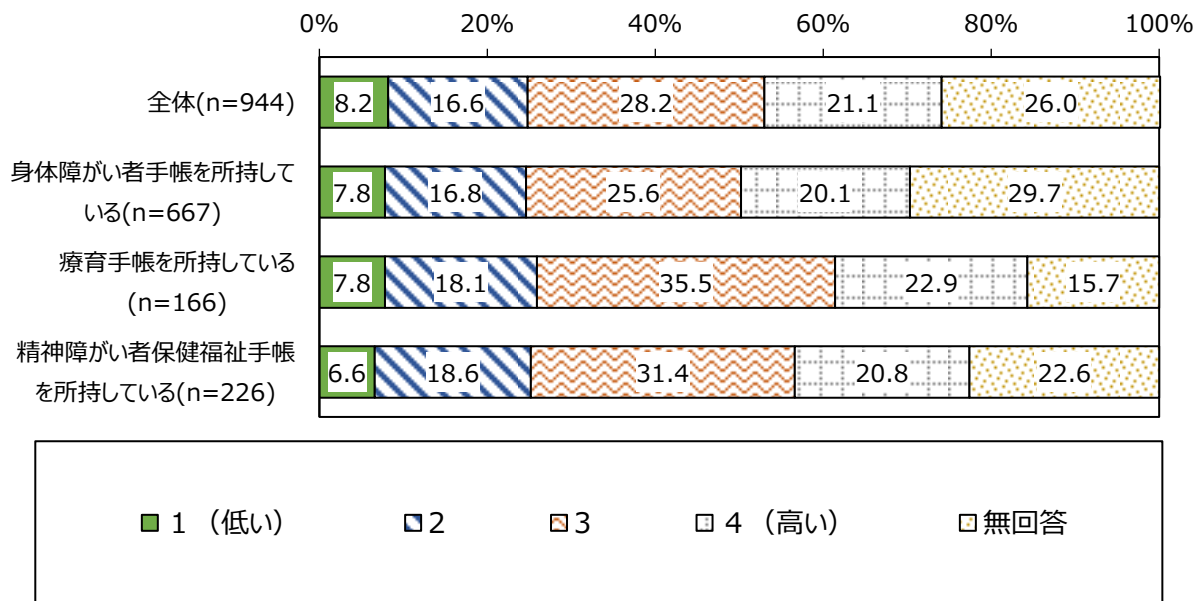
アンケート調査の、今後5年程度の間で力を入れてほしい市の施策について「利用しやすい公共施設の整備・改善」の項目では、障がいのある人の5割以上（51.7%）が比較的重要度が高いと回答しています（図表28）。また、「利用しやすい道路・建物などの整備・改善」の項目でも、障がいのある人の約半数（49.3%）が比較的重要度が高いと回答しています（図表29）。

今後も、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、建物のバリアフリー化を推進していくとともに、歩道の設置・拡幅、段差解消などによる歩行空間のバリアフリー化ならびに駐車場の整備等の外出しやすい環境整備を推進していく必要があります。

図表28 力を入れてほしい市の施策「利用しやすい公共施設の整備・改善」



図表 29 力を入れてほしい市の施策「利用しやすい道路・建物などの整備・改善」



### ①建築物のバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、建築物のバリアフリー化を推進します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>▶既存の施設は、誰もが安全で安心して利用できるよう、施設のバリアフリー化を推進します。</li><li>▶今後は、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。</li></ul>	財政課

### ②公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

障がいのある人の移動の連続性、円滑性を高めるため、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	担当課
鉄道駅のバリアフリー化の促進	▶鉄道駅及び周辺のバリアフリー化を促進し、移動の連続性、円滑性を高めるため、引き続き事業者と協議を進めます。	都市整備課
ノンステップバスの導入促進	▶バス事業者に対して、障がいのある人等も利用しやすいよう、更新に合わせバリアフリー化したノンステップバスの導入を働きかけます。	市民協働課

## 第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の施策展開

### 1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本的な考え方

#### (1) 国の基本指針における基本的理念

国が示した「基本指針」では、市町村及び都道府県は、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとされています。

- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行
- 5 地域における相談支援体制の充実・強化
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 児童発達支援センター開設に向けた協議
- 8 医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- 9 医療的ケア児のコーディネーター制度の拡充
- 10 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 11 発達障害者等支援の一層の充実

## (2) サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

### ①障がい福祉サービス

障がい福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の6点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 どの地域においても当該地域で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 障がいのある人等への希望する日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進による、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着促進
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

### ②相談支援

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図っていきます。

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

### ③障がいのある子どもの支援

保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、障がいのある子どもやその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めていきます。

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

## 2 成果目標

前計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの数値目標を設定しました。本計画でもこれまで同様、国の基本指針に順じ、実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和5年度末までに、令和元年度末現在の施設入所者の6%以上(2人)を地域生活へ移行することを目標としており、令和4年度末までの地域生活への移行者は2人でした。

本計画では、国の指針に基づき令和4年度末時点における施設入所者(25人)の6%以上(2人)を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
実績	令和4年度末現在の施設入所者数	25人
	令和4年度末までの地域生活移行者数 <sup>※2</sup>	2人
目標値	令和8年度末の施設入所者数	23人
	令和8年度末までの削減数 <sup>※3</sup>	2人
	令和8年度末までの地域生活移行者数	2人

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム<sup>※4</sup>の構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)・地域の助け合い、様々な相談窓口が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

このような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたって、本市では、引き続き、保健、医療、福祉等の関係者との連携を図りながら検討を進めていきます。

また、令和8年度末の1年以上の長期入院患者の地域移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)については、0.5人として目標を設定しています。

さらに協議の場においては今後目標設定及び評価の実施について令和8年度までに1回行えるよう努めていきます。

※<sup>2</sup> 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※<sup>3</sup> 令和8年度末までの削減数は、令和6～8年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

※<sup>4</sup> 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・教育・就労などのサービスを切れ目なく提供できる連携体制のこと。



数値目標 2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年 1 回以上
	保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	8 人

### (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人等の地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築が必要です。

本市では、令和 2 年度に海部南部圏域において 1 か所（面的整備）確保しました。今後、地域生活支援拠点等が有する機能を充実させ、運用状況の検証等を引き続き進めていきます。

また、強度行動障がいのある人への地域の関係機関が連携した支援体制の整備も検討します。

数値目標 3：地域生活支援拠点等の整備		
実績	地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	0 人
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年 1 回以上
目標値	地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	1 人
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年 1 回以上

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ①福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和 5 年度における年間一般就労への移行者数の目標を 9 人と設定していました。令和 3 年度の一般就労移行者数は 8 人となっています。

本計画では、国の指針に基づき、令和 8 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上にすることを目標とします。なお、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和 3 年度実績の 1.31 倍以上にすることを目標とします。

数値目標 4：福祉施設から一般就労への移行		
実績	令和 3 年度の年間一般就労移行者数	8 人
	令和 3 年度の年間一般就労移行者数（就労移行支援）	6 人
	就労継続支援 A 型を通じた令和 3 年度の一般就労移行者数	1 人
	就労継続支援 B 型を通じた令和 3 年度の一般就労移行者数	1 人
目標値	令和 8 年度の年間一般就労移行者数	12 人
	令和 8 年度の年間一般就労移行者数（就労移行支援）	8 人
	就労継続支援 A 型を通じた令和 8 年度の一般就労移行者数	2 人
	就労継続支援 B 型を通じた令和 8 年度の一般就労移行者数	2 人

## ②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合の増加

本計画では、国の指針に基づき、令和 8 年度末において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 50%以上とすることを目標とします。

数値目標 5：就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合		
目標値	令和 8 年度末の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所	50%

## ③一般就労後の就労定着支援事業の利用者数の増加

本市の就労定着支援事業の利用者数は、令和 3 年度末現在 3 人です。

本計画では、国の指針に基づき、令和 8 年度中の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍（5 人）とすることを目標とします。

数値目標 6：一般就労後の就労定着支援事業の利用者数		
実績	令和 3 年度末の一般就労後の就労定着支援事業の利用者数	3 人
目標値	令和 8 年度中の一般就労後の就労定着支援事業の利用者数	5 人

## ④就労定着支援事業の利用率及び就労定着支援事業所ごとの就労定着率<sup>※5</sup>

前計画では、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、70%が就労定着支援事業を利用することを指すとともに、就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所を、令和 5 年度末までに全体の 70%以上とすることを目標としていました。令和 4 年度における就労定着支援事業利用者の割合は 16%、令和 4 年度末現在就労定着支援事業を実施する事業所はありませんでした。

本計画では、国の指針に基づき、令和 8 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、70%が就労定着支援事業を利用することを目指します。また、計画策定時点において就労定着支援事業を実施する事業所は市内にありませんが、今後事業所ができた場合、就労定着率が 7 割以上を達成した就労定着支援事業所を令和 8 年度末までに全体の 25%以上とすることを目標とします。

※<sup>5</sup> 就労定着率：過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において 3 年 6 か月以上 6 年 6 か月未満に該当した者の割合。

数値目標 7：就労定着支援事業の利用率及び就労定着支援事業所ごとの就労定着率

実績	令和4年度における就労定着支援事業の利用率	16%
	令和4年度における就労定着率が8割以上を達成した就労定着支援事業所の総事業所に占める割合	0%
目標値	令和8年度における就労定着支援事業の利用率	70%
	令和8年度における就労定着率7割以上を達成した就労定着支援事業所の総事業所に占める割合	25%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

**① 児童発達支援センター<sup>※6</sup>の設置及び保育所等訪問支援の充実**

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、海部南部圏域での児童発達支援センター設置を目指します。

**② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築**

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターなどが、これまでの保育所・幼稚園・小学校などに加えて乳児院や児童養護施設の障がいのある子どもを対象とした保育所等訪問支援を拡大するなど、保育所等訪問支援の充実を図りながら、令和8年度末までに、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目指します。

**③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度を目標に、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保しました。引き続き令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を海部障害保健福祉圏域に1カ所確保することを目指します。

※<sup>6</sup> 児童発達支援センター：地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

#### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にありますが、障がい児通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障がい児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する必要があります。

本市では、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を、1か所設置しています。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、医療的ケア児のコーディネーターを7名配置済みであり、今後も継続した配置を行います。

### (6) 相談支援体制の充実・強化等

#### ①基幹相談支援機能の充実及び相談支援体制の強化を図るための体制の確保

令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援の機能の充実を図るとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援を強化する体制の確保に努めます。

数値目標8：基幹相談支援センターの機能の充実及び相談支援体制の強化		
目 標 値	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	3件
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件
	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回
	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人

## ②個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及び取組実施のための協議会の体制確保

海部南部障害者自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保するよう努めます。

数値目標 9：海部南部障害者自立支援協議会の体制確保		
目 標 値	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6回
	協議会における相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数	5事業者
	協議会の専門部会の設置数	3部会
	協議会の専門部会の実施回数	18回

### (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### ①障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針に基づき、愛知県等が実施する研修への積極的な参加などによって障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

数値目標 10：障がい福祉サービス等の質の向上		
目 標 値	障がい福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数	2人
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	1回

### 3 障がい福祉サービス等の見込み量

前計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活支援や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの数値目標を設定しました。

本計画でも、前計画同様に国の基本指針と障がい福祉サービス利用実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までのサービス量を以下のとおり見込んでいます。

#### (1) 障がい福祉サービスの見込み量

##### ①訪問系サービス

##### (ア) 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	24	21	22	25	26	27
利用時間（時間/月）	321	318	332	338	343	349

※令和5年度は見込み（以下同じ）。

※人/月：1か月当たりの利用人数（以下同じ）。

※時間/月：1か月当たりの利用時間（以下同じ）。

##### (イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護が必要である障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	1	2	2	2	3	3
利用時間（時間/月）	371	430	400	450	800	800

##### (ウ) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	5	5	4	5	6	8
利用時間（時間/月）	24	61	33	25	30	40

## (エ) 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	1	1	1	1	2	2
利用時間（時間/月）	8	5	10	10	15	15

## (オ) 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	1
利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	400

## ②日中活動系サービス

### (ア) 生活介護

常時介護が必要である障がいのある人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	50	55	55	57	59	61
利用量（人日/月）	1,044	1,154	1,134	1,194	1,257	1,323

※人日/月：1か月当たりの延べ利用日数（以下同じ）。

### (イ) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	1	1	1	1	1
利用量（人日/月）	0	8	11	13	13	13

### (ウ) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	2	1	4	2	2	3
利用量（人日/月）	16	7	33	30	30	45
うち精神障がい者の数	0	0	0	0	0	0

### (エ) 就労選択支援

令和7年度より始まる、就労系サービスの利用意向がある障がいのある人に対し、障がいのある人本人が就労先の働き方についてより良い選択ができるよう、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理を行う手法（就労アセスメント）を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）					0	1

### (オ) 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	14	9	12	13	14	15
利用量（人日/月）	248	168	151	155	159	163

### (カ) 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	44	46	45	47	49	51
利用量（人日/月）	912	949	937	977	1,018	1,062



### (キ) 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で一般企業に雇用されることや就労継続支援A型を利用することが困難な人、就労移行支援事業を利用したものの一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに対して、一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	138	152	150	160	165	170
利用量（人日/月）	2,500	2,688	2,536	2,730	2,938	3,162

### (ク) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	4	11	9	12	12	12

### (ケ) 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に対して、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	1	2	2	2	3	3

### (コ) 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

#### ■福祉型短期入所

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	11	12	13	13	14	15
利用量（人日/月）	126	99	107	130	140	150

## ■医療型短期入所

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	1	0	1	1	1
利用量（人日/月）	0	4	0	4	4	4

## ③居住系サービス

### （ア）自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する者等に対して、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題は無いのか、公共料金や家賃に滞納が無いのか、体調に変化は無いのか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。

また、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応や適時のタイミングで適切な支援を行います。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	1
うち精神障がい者の数	0	0	0	0	0	0

### （イ）共同生活援助（グループホーム）

就労している、もしくは就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人に対して、共同生活を営む住居（グループホーム）で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	51	59	60	68	68	68
うち精神障がい者の数	15	18	19	19	20	21

### （ウ）施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	26	26	26	23	24	24

#### ④相談支援

##### (ア) 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	57	61	49	65	67	69

##### (イ) 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	0	2	0	0	0	1
うち精神障がい者の数	0	2	0	0	0	1

##### (ウ) 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

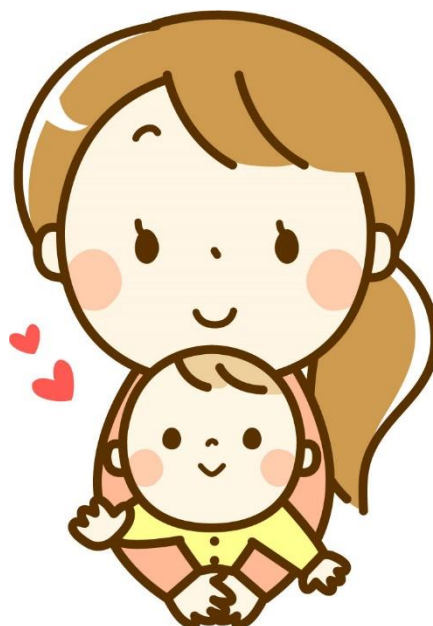
区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	0	0	0	0	0	1
うち精神障がい者の数	0	0	0	0	0	1

### ⑤発達障がい者等に対する支援

保護者が子どもとより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムを開催し、家族支援を行います。

また、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の、集まる場の提供や集まる場を提供する際の子どもの一時預かりなどを行います。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	0	0	0	0	0	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の支援者数（人）	0	0	0	0	0	1
ペアレントメンターの人数（人）	0	0	0	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数（人）	0	0	0	0	0	1



## (2) 地域生活支援事業の見込み量

本市では、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

地域生活支援事業に必ず実施しなければならない必須事業と市の判断で実施する任意事業があり、本市は10の必須事業と3の任意事業を実施しています。

### (1) 必須事業

#### ①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等への理解を深めるため、地域住民を対象とした研修会やイベントの開催、啓発活動等を行うことにより、共生社会の実現を図るための事業です。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### サービス見込み量確保のための方策

窓口で希望者へのヘルプマークの配布や、地域住民に対してヘルプマークの周知を図ることなどで、障がいのある人に対する理解促進を目的とした広報活動を実施します。

#### ②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう本人やその家族、ボランティア登録団体等が自発的な取組(災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を行う場合、障害者ボランティア活動事業補助金を交付することで支援する事業です。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### サービス見込み量確保のための方策

引き続き障害者ボランティア活動事業費補助金の交付を行い、ボランティアの養成や活動支援を行っていきます。

### ③相談支援事業

#### (ア) 障がい者相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業 内、特定相談事業のみ	実施	5	4	4	4	4	4
	か所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施 か所数	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無

#### (イ) 相談支援機能強化事業

障がい者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置等により、相談支援機能の強化を図る事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	有	有	有	有

#### サービス見込み量確保のための方策

障がいのある人からの相談に対し、相談支援事業所の紹介や、必要な情報提供や助言を行えるよう努めていきます。

### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、利用を支援することで障がいのある人の権利擁護を図るサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 申立件数（件/年）	3	0	0	1	1	1

#### サービス見込み量確保のための方策

相談支援事業等により該当者の把握に努め、必要に応じて当該事業による補助を実施します。また、関係機関と連携を図りながら必要な人に情報提供を行い、周知を図ります。

### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人と連携し、事業の推進を図ります。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	有	有	有	有	有

#### サービス見込み量確保のための方策

NPO法人海部南部権利擁護センターと連携し、利用を必要とする人への周知を図ります。

### ⑥意思疎通支援事業

要約筆記奉仕員や手話奉仕員を派遣することで、障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などとの意思疎通を仲介するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要約筆記者派遣事業 実利用者数（人/年）	0	0	0	2	2	2
手話通訳者派遣事業 実利用者数（人/年）	7	5	4	5	5	5
手話通訳者設置事業 実設置者数（人/年）	1	1	1	1	1	1

#### サービス見込み量確保のための方策

障がいのある人の社会参加を促進していくため、派遣事業についてより多くの人たちに知ってもらうとともに、事業の担い手である手話通訳者・要約筆記者（ノートテイクを含む）の養成や研修の充実に努めます。

## ⑦日常生活用具給付等事業

排せつ管理支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）等の給付を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 （件/年）	2	4	0	1	1	1
自立生活支援用具 （件/年）	5	6	0	6	6	6
在宅療養等支援用具 （件/年）	7	7	3	8	8	8
情報・意思疎通支援用具 （件/年）	3	7	1	5	5	5
排泄管理支援用具 （件/年）	1,184	1,204	1,226	1,250	1,250	1,250
居宅生活動作補助用具 （件/年）	1	0	0	1	1	1

### サービス見込み量確保のための方策

パンフレットやホームページを活用して事業内容の周知に努めるとともに、生活用具の利便性や操作性等十分に検討しながら支給品目の見直しを行い、一人ひとりの障がい特性やニーズ等に沿った対応を図ります。

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人などとの交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行う事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成研修事業登録者 （人/年）	0	6	2	5	5	5

### サービス見込み量確保のための方策

引き続き手話奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の養成に努めるとともにその充実を図っていきます。また、手話奉仕員登録後の活動の場を検討します。



## ⑨移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人/年）	9	11	11	15	16	17
延べ利用時間数 （時間/年）	336	489	235	500	525	550

### サービス見込み量確保のための方策

制度の周知を図るとともに、利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行い、引き続き必要な量の確保に努めます。また、同性介助が原則なため、事業所と協力しながらヘルパーの確保・育成に努めるとともに、事業所の安定した運営のため、報酬のあり方について検討します。

## ⑩地域活動支援センター事業

施設利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援 センター	実施箇所数 （か所）	11	9	9	12	12	12
	実利用者数 （人/年）	49	40	36	50	50	50

### サービス見込み量確保のための方策

制度の周知を図るとともに、利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行い、引き続き必要な量の確保に努めます。また今後、市内事業所におけるあり方や方向性を検討し、現在利用中の方の利用方法の見直しを図ります。

## (II) 任意事業

### ①日中一時支援事業

障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労支援及び障がいのある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数（か所）	14	13	12	15	15	15
実利用者数（人/年）	47	45	43	50	50	50

#### サービス見込み量確保のための方策

ニーズに対応できるよう事業所と連携を図り、事業の充実に努めます。また、サービスを担える新たな事業者の開拓等により、サービス提供事業所の拡大を図り、身近な場所での利用や今後の利用の増加に対応できるよう努めます。

### ②訪問入浴サービス事業

通所による入浴サービスの提供を受けることが困難な在宅の身体障がいのある人に対して、訪問入浴車での入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数（か所）	1	2	2	2	2	2
実利用者数（人/年）	2	2	2	3	3	3

#### サービス見込み量確保のための方策

事業の周知を図り、必要な人が支援を受けられるよう努めます。

### ③社会参加支援事業

身体障がい者が就労等に伴い自動車運転免許を取得するため、自動車教習所において教習を受けるのに必要な経費の一部を助成し、自動車を取得する場合は、その自動車の改造に要する経費の一部を助成する事業です。

また、文字による情報入手が困難な障がいのある人のために市ホームページに声の広報を掲載する事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者用自動車改造費助成事業（人/年）	1	1	0	1	1	1
身体障がい者用自動車運転免許取得費助成事業（人/年）	0	1	0	1	1	1
声の広報等発行事業（人/年）	12	12	7	12	12	12

#### サービス見込み量確保のための方策

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、市のホームページに「声の広報」を引き続き掲載し、必要な人への制度の周知に努めます。



### (3) 児童福祉法上のサービスの見込み量

児童福祉法を根拠とする障がいのある子どもを対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障がい児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障がい児通所支援とその利用に必要となる障がい児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所（人）	136	153	136	136	136	136
認定こども園（人）	6	5	9	9	9	9
放課後児童健全育成事業（人）	22	20	7	7	7	7

#### ①障がい児通所支援

##### (ア) 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がいのある子どもの家族を対象とした支援や保育所等の障がいのある子どもを預かる施設の援助等にも対応します。

なお、児童発達支援は、令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、障がい種別にかかわらず障がいのある子どもを支援できるよう令和6年4月1日から、類型（福祉型、医療型）の一元化が行われます。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）【福祉】	30	29	25	29	34	38
利用量（人日/月）【福祉】	241	280	234	302	329	354
利用者数（人/月）【医療】	0	1	1	—	—	—
利用量（人日/月）【医療】	0	2	1	—	—	—

※一元化に伴い第7期の見込み量は【福祉】の記載に統合しております。

### (イ) 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	92	112	123	130	140	150
利用量（人日/月）	1,253	1,281	1,467	1,500	1,600	1,700

### (ウ) 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がいのある子ども、又は今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、療育支援員等が当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	4	5	5	6	8	8
利用量（人日/月）	4	7	6	8	10	10

### (エ) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がいのある子どもであって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
利用量（人日/月）	0	0	0	5	5	5

## ②相談支援

### (ア) 障がい児相談支援

障がいのある子どもの自立した生活を支え、障がいのある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもに対して、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	24	16	31	25	29	33

## 第6章 計画の推進体制

---

### 1 計画の周知・情報提供の充実

本計画について、市の広報紙やホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がいのある方及び家族や地域住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

障がいのある方が、自らの意思で障がい福祉サービスを選択し、利用しながら、地域において自立した生活を送ることができるよう、市の広報紙やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

### 2 庁内連携体制の強化

障がいのある方やその家族が抱える問題は多岐にわたるため、福祉、保健、教育、就労、医療等、関係する課との連携強化を図ります。

### 3 地域との連携

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民やボランティアによる様々な支援が必要です。

障がいのある方に対する各種施策を推進していくために、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO法人、民間企業、関係機関等との連携・協働が重要になります。そのため、社会福祉協議会との連携を図り、地域住民やボランティア等の地域福祉活動との協働体制づくりを進めていきます。

## 4 計画の進捗状況の点検・評価体制

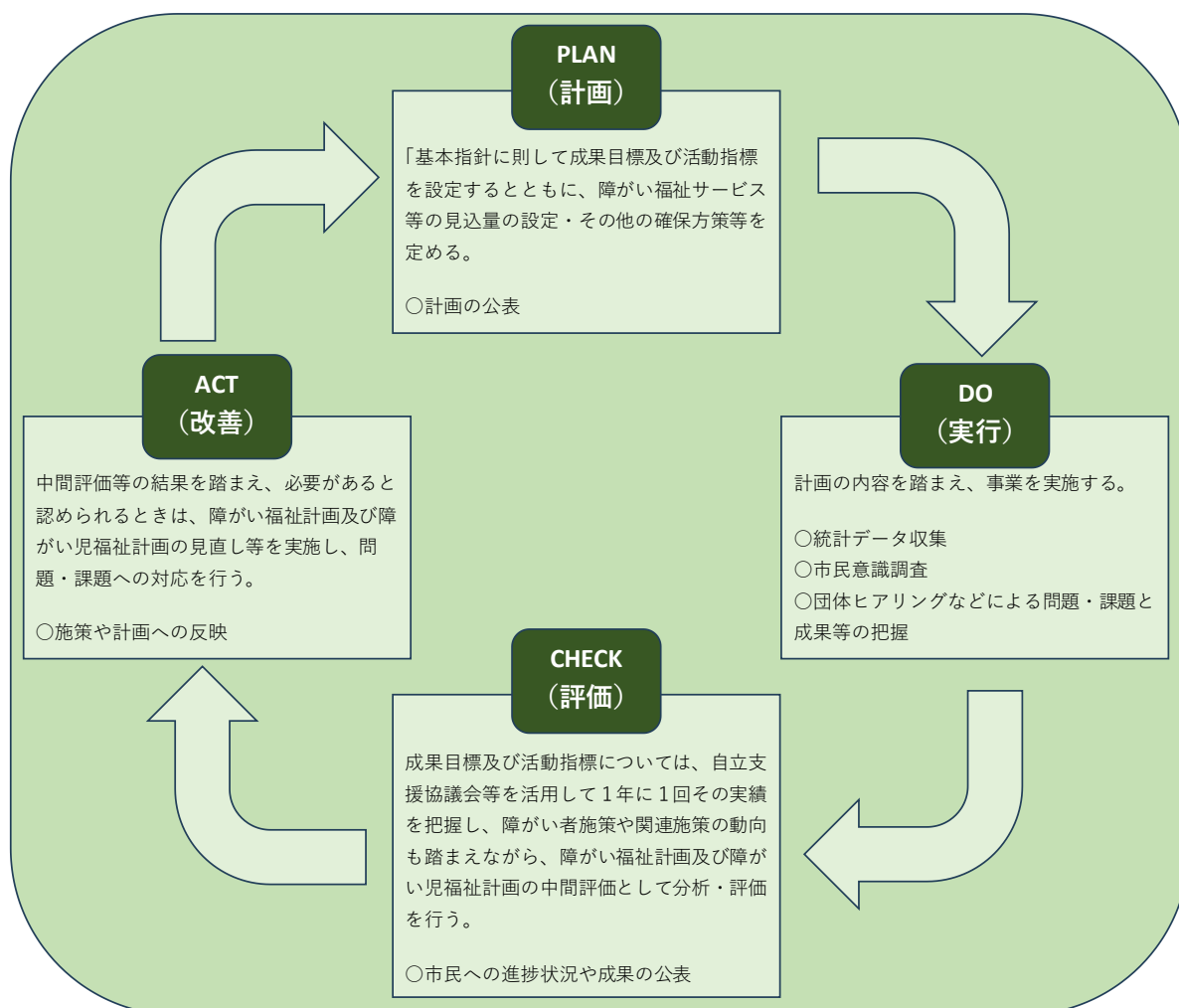
本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」等の目標値を「成果目標」とし、障がい福祉サービスの見込み量を「活動指標」としています。

国の基本指針では、「①成果目標については、少なくとも1年ごとの評価を行うこととする。②障がい福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、毎月の利用者数や利用時間、利用日数が把握できることから、評価は、より高い頻度で行うことが望ましい。」としています。

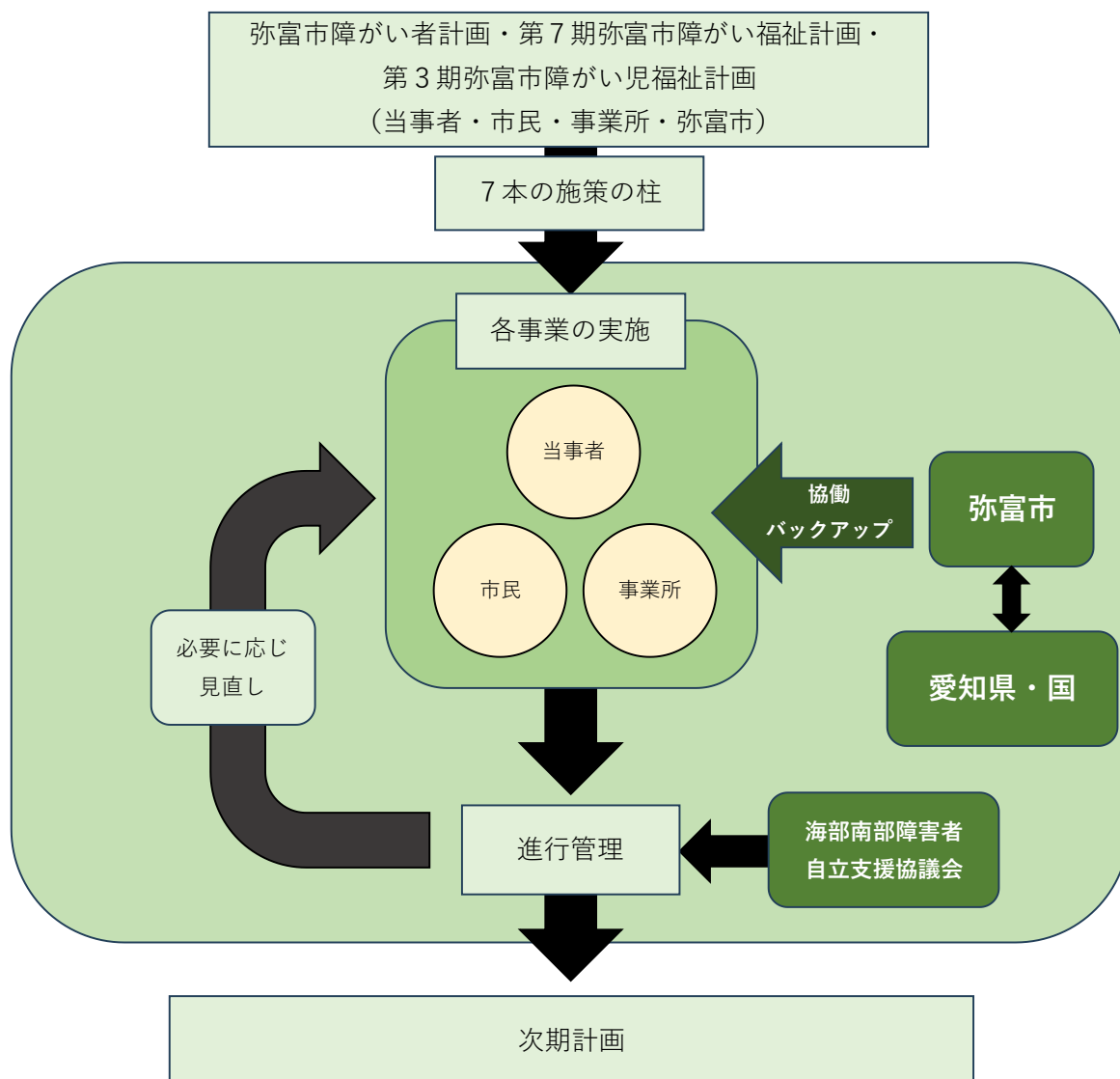
このため、本計画については、「PDCAサイクル」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます（図表30）。

また、点検・評価及び改善にあたっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、「海部南部障害者自立支援協議会」を活用し、「PDCAサイクル」に基づいた計画の推進と進行管理を行います。また、地域の障がい福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた取組を推進していきます（図表31）。

図表 30 PDCAサイクルに基づく計画の推進



図表 31 計画の推進体制と進行管理の流れ





## 資料編

### 1 計画の策定経過

開催日	審議内容等
アンケート調査の実施 令和5年6月13日(火)～ 令和5年6月30日(金)	(1) 障がい者手帳所持者等1,958人を対象として、 生活の実態や施策に対する要望、サービスの利用意向などを調査
ヒアリング調査 令和5年7月	(1) 障がいのある人及びその家族による障がい者 団体や市内障がい者施設の代表者など10の団体 へ調査票を送付
第1回弥富市障がい者計画等 策定委員会 令和5年9月27日(水)	(1) 委員長の選任及び副委員長の指名について (2) 障がい者計画アンケート結果報告書について (3) 団体ヒアリングシートの報告について (4) 計画骨子案について
第2回弥富市障がい者計画等 策定委員会 令和5年10月31日(火)	(1) 弥富市障がい者計画 第7期弥富市障がい福 祉計画 第3期弥富市障がい児福祉計画(素 案)について
パブリックコメント 令和5年12月1日(金)～ 令和6年1月4日(木)	(1) 市公式ホームページで計画素案を公開し、持 参、郵送、ファックス、メールで意見を集約
第3回弥富市障がい者計画等 策定委員会 令和6年1月23日(火)	(1) 弥富市障がい者計画 第7期弥富市障がい福 祉計画 第3期弥富市障がい児福祉計画(案) について

## 2 弥富市障がい者計画等策定委員会

### ①弥富市障がい者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略／順不同)

役職	氏名	職名
委員長	八木 春美	社会福祉協議会会長
副委員長	服部 澄代	心身障害児（者）父母の会会長
委員	小笠原 誠	医師会代表
委員	佐藤 佳子	民生委員協議会代表
委員	八木 明	地域住民代表（区長会）
委員	山崎 昭道	身体障害者福祉会会長
委員	奥田 優	佐織特別支援学校校長
委員	石田 洋子	津島保健所健康支援課長
委員	南谷 元尚	津島公共職業安定所長
委員	青木 美代子	ボランティア連絡協議会会長
委員	堀 さよ子	相談支援事業所相談員
委員	矢野 恭平	相談支援事業所相談員
委員	伊藤 豊	相談支援事業所相談員
委員	加藤 由佳	相談支援事業所相談員
委員	田村 結美	障がい者基幹相談支援相談員

## ②弥富市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく弥富市障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく弥富市障がい福祉計画（以下「弥富市障がい者計画等」という。）を策定するため、弥富市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、弥富市障がい者計画等の策定に関し、幅広い視野と専門的な見地から意見を述べることとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、関係機関の代表、障がい者団体の代表及びその他市長が必要と認めた者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、弥富市障がい者計画等の策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課で行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月19日から施行する。

(弥富市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 弥富市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱（平成10年）は、廃止する。

附則（平成23年6月23日）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附則（平成26年4月3日）

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



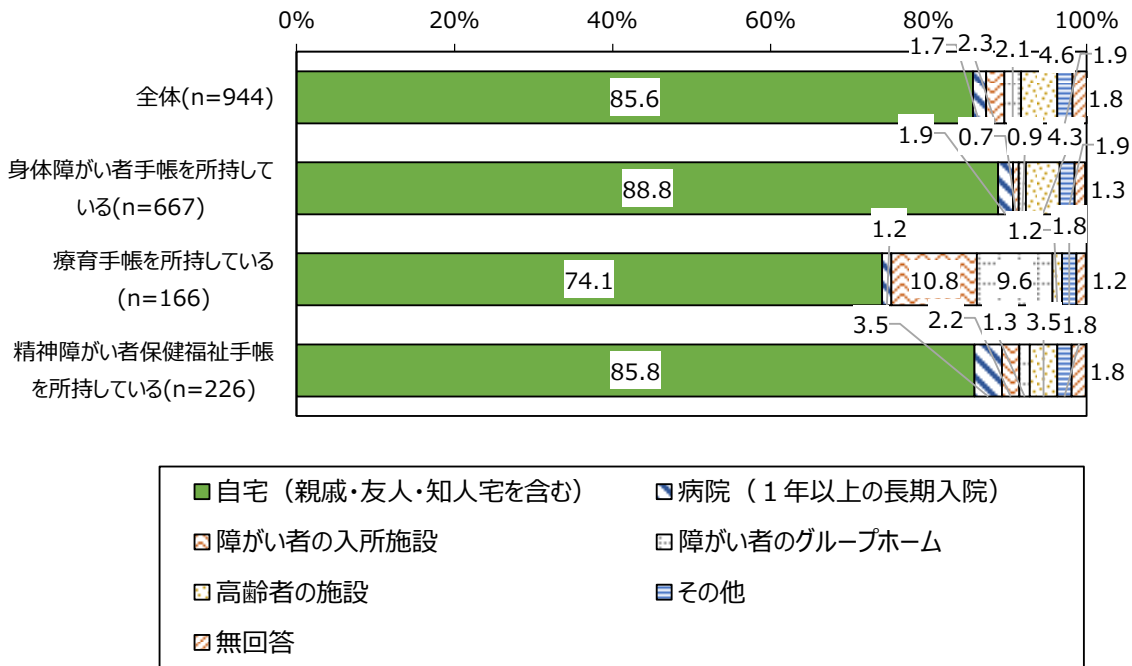
### 3 アンケート調査結果

#### (1) 住まいや暮らしの状況について

##### ① 住まいや暮らしの状況について

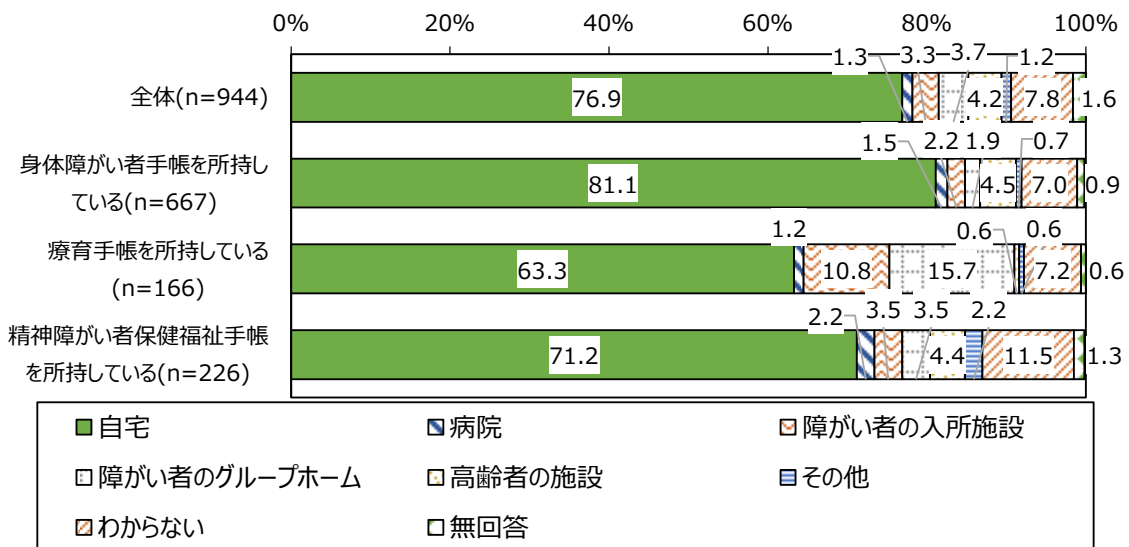
○暮らしている場所について、いずれの障がい種別でも「自宅（親戚・友人・知人宅を含む）」が最も多くなっています。

問6 現在の住まい



○今後5年以内の希望する住まいについて、いずれの障がい種別でも「自宅」が最も多くなっています。

問9 今後5年以内の希望する住まい

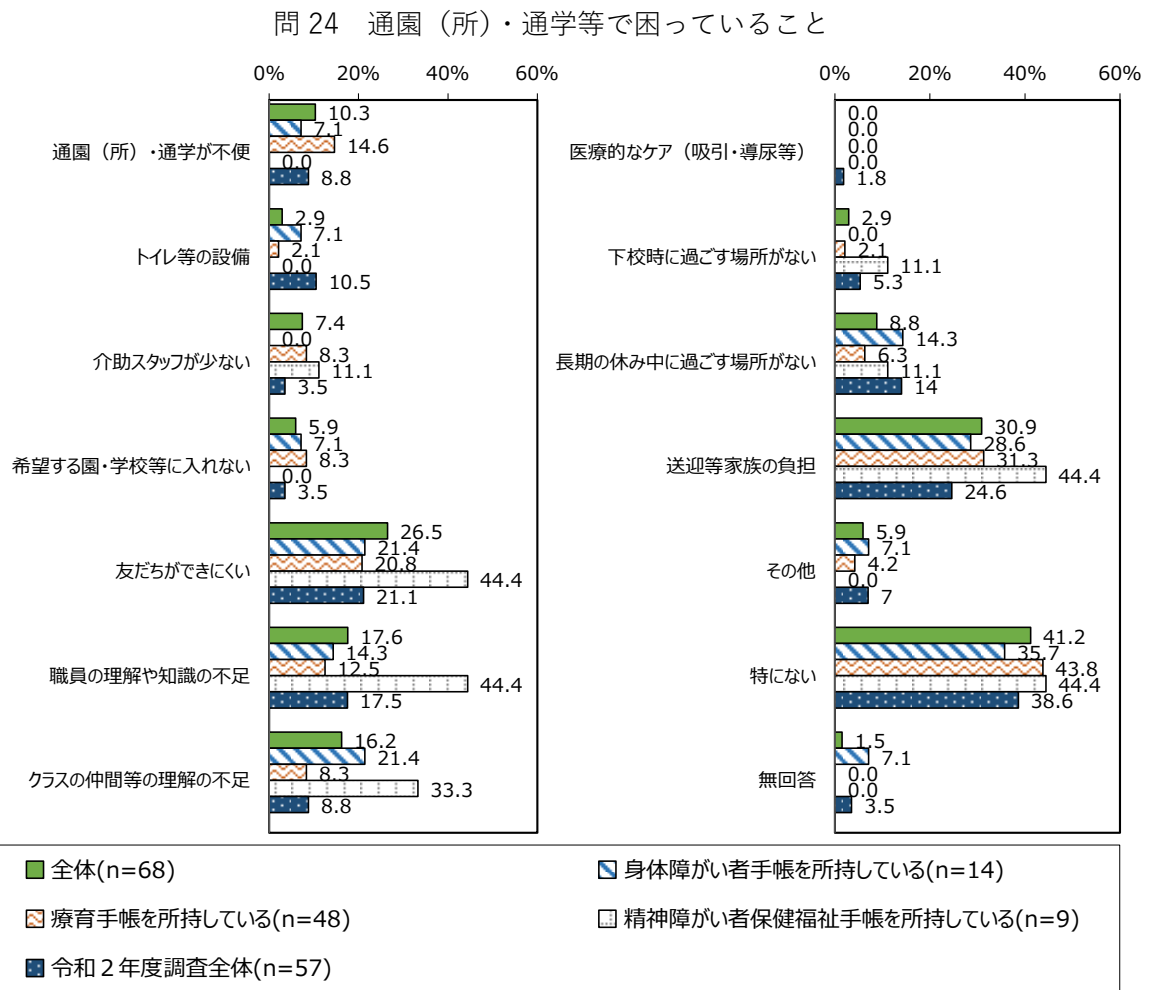


## (2) 障がい児の保育・教育の状況について

### ①通園（所）・通学等で困っていること

○通園・通学等で困っている内容について、いずれの障がい種別でも「送迎等家族の負担」が最も多くなっています。

○前回調査と比較すると、全体で「クラスの仲間等の理解の不足」が 7.4 ポイント増加しています。

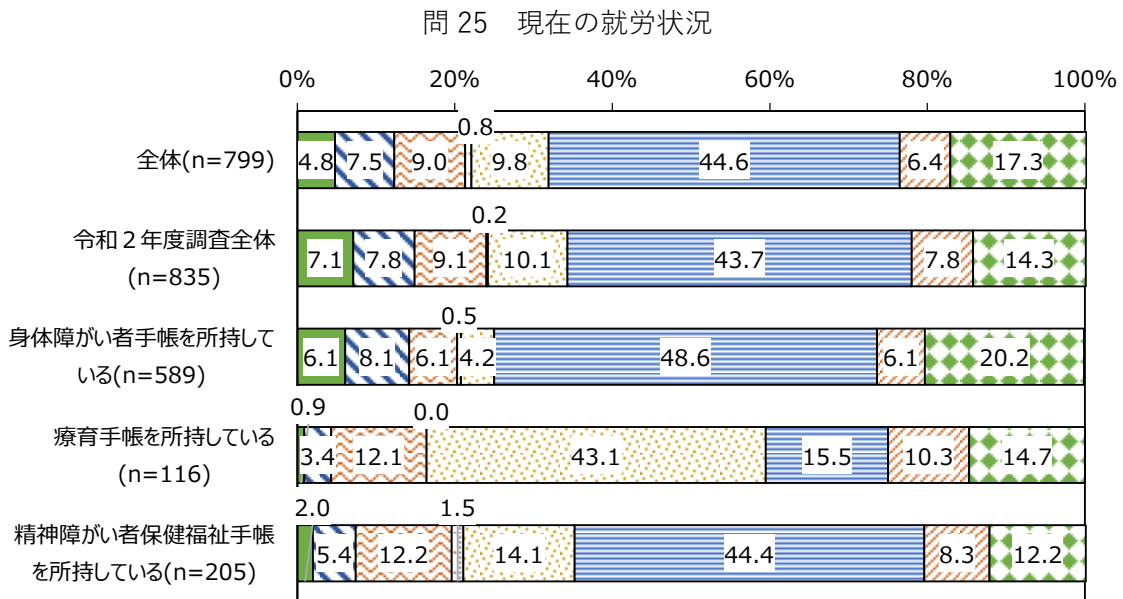


### (3) 障がい者が働きやすい雇用環境づくりについて

#### ①現在の就労状況

○現在の就労状況について尋ねると、身体障がい者手帳所持者は「以前働いていたが今は働いていない」、療育手帳所持者は「福祉施設や小規模作業所等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型を含む）」、精神障がい者保健福祉手帳所持者は、「以前働いていたが今は働いていない」が最も多くなっています。

○前回調査と比較すると、全体で大きな差はみられません。



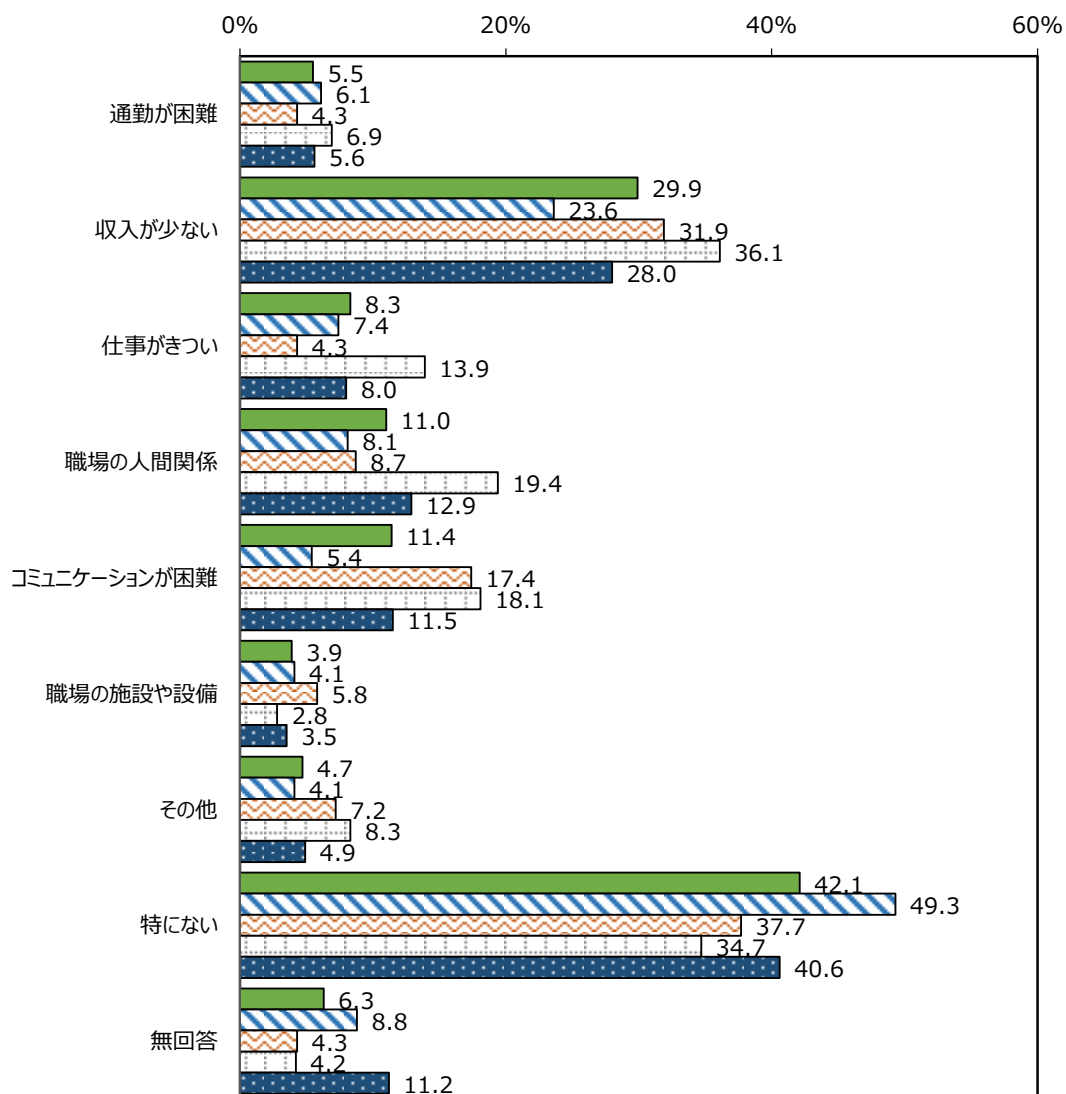
- 自営業 (家族従事者を含む)
- 正規の社員 (職員)
- 臨時・パート・アルバイト (非正規雇用を含む)
- 内職
- 福祉施設や小規模作業所等 (就労移行支援、就労継続支援A型・B型を含む)
- 以前働いていたが今は働いていない
- これまで働いたことはない
- 無回答

②仕事で困っていること

○いずれの障がい種別でも「収入が少ない」が最も多くなっています。

○前回調査と比較すると、全体で大きな差はみられません。

問 25-3 仕事で困っていること



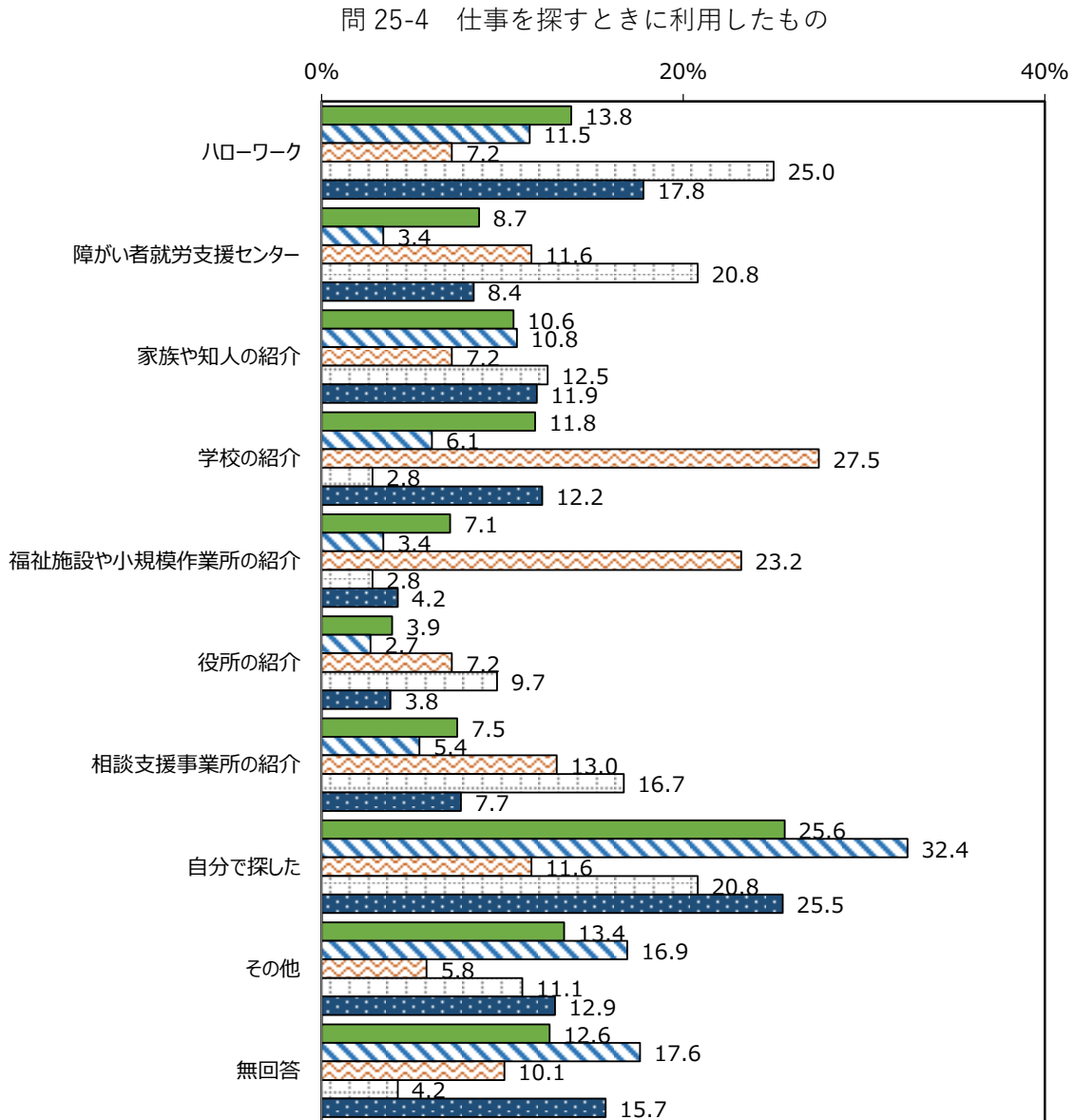
- 全体(n=254)
- 身体障がい者手帳を所持している(n=148)
- 療育手帳を所持している(n=69)
- 精神障がい者保健福祉手帳を所持している(n=72)
- 令和2年度調査全体(n=286)



③仕事を探すときに利用したもの

○身体障がい者手帳所持者は「自分で探した」が32.4%で最も多く、療育手帳所持者は「学校の紹介」が27.5%で最も多く、精神障がい者保健福祉手帳所持者は、「ハローワーク」が25.0%で最も多くなっています。

○前回調査と比較すると、全体で大きな差はみられません。

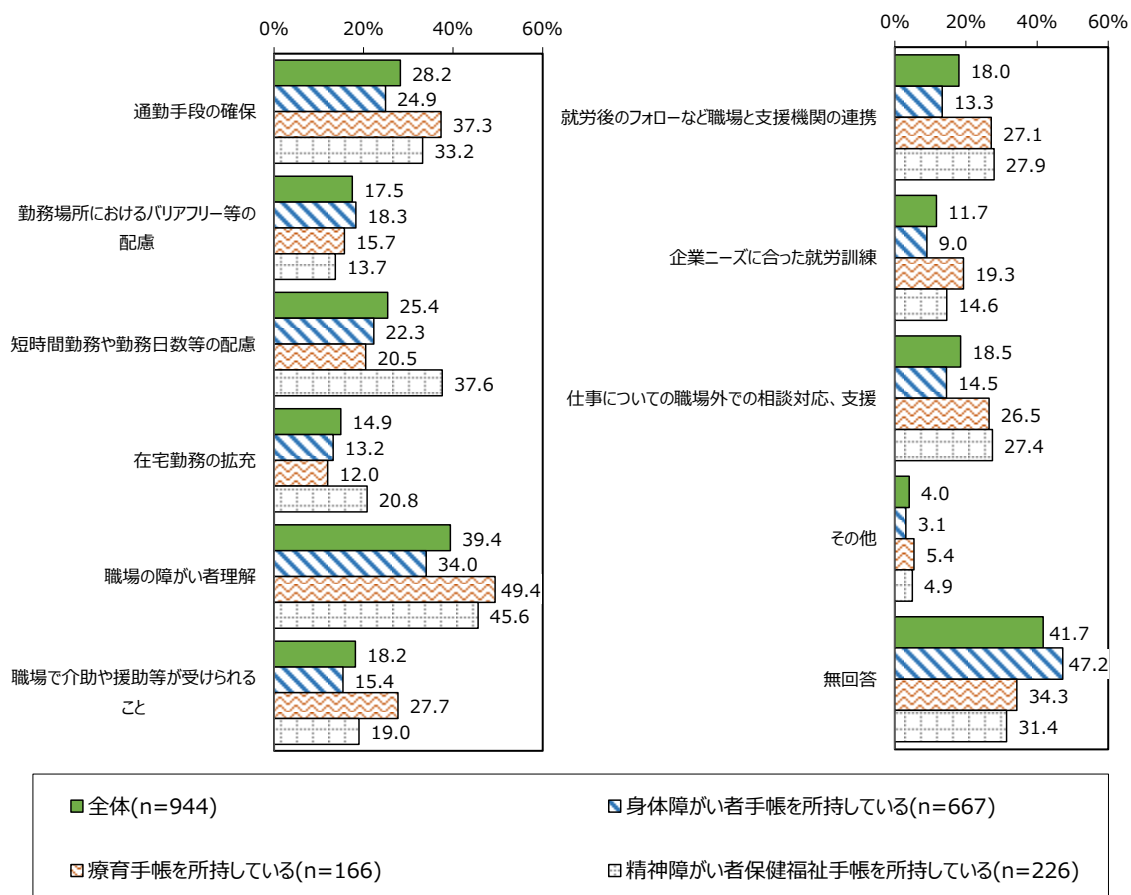


- 全体(n=254)
- 身体障がい者手帳を所持している(n=148)
- 療育手帳を所持している(n=69)
- 精神障がい者保健福祉手帳を所持している(n=72)
- 令和2年度調査全体(n=286)

④必要な就労支援について

○いずれの障がい種別でも、「職場の障がい者理解」が最も多くなっています。

問 26 障がい者に必要な就労支援

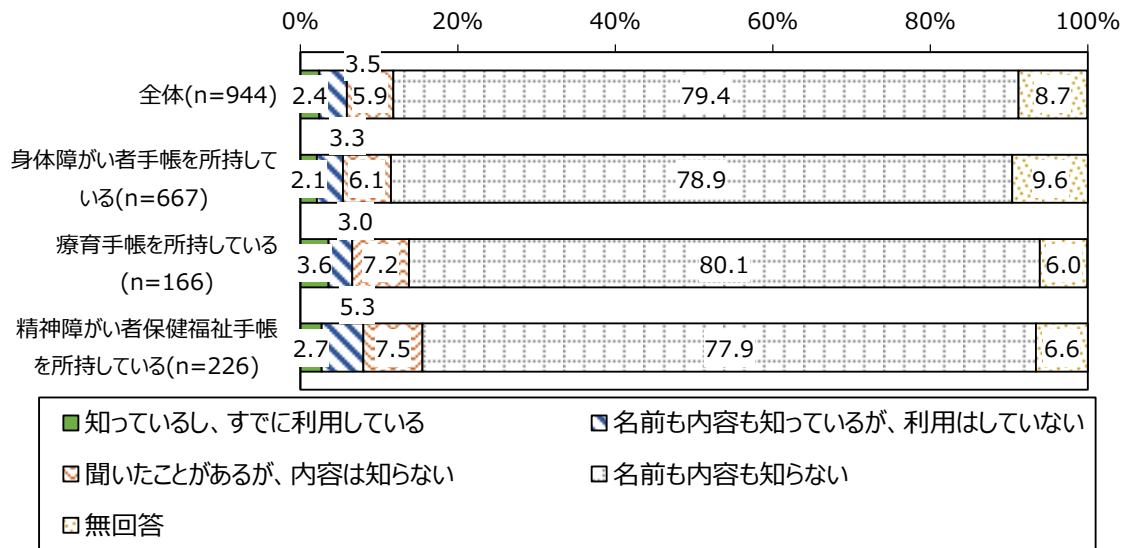


#### (4) 情報アクセシビリティについて

##### ①障がい者手帳アプリ「ミライロID」について

○「知っているし、すでに利用している」と回答された割合は、身体障がい者手帳所持者は 2.1%、療育手帳所持者は 3.6%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は 2.7%となっています。

問 33 障がい者手帳アプリ「ミライロID」の認知度

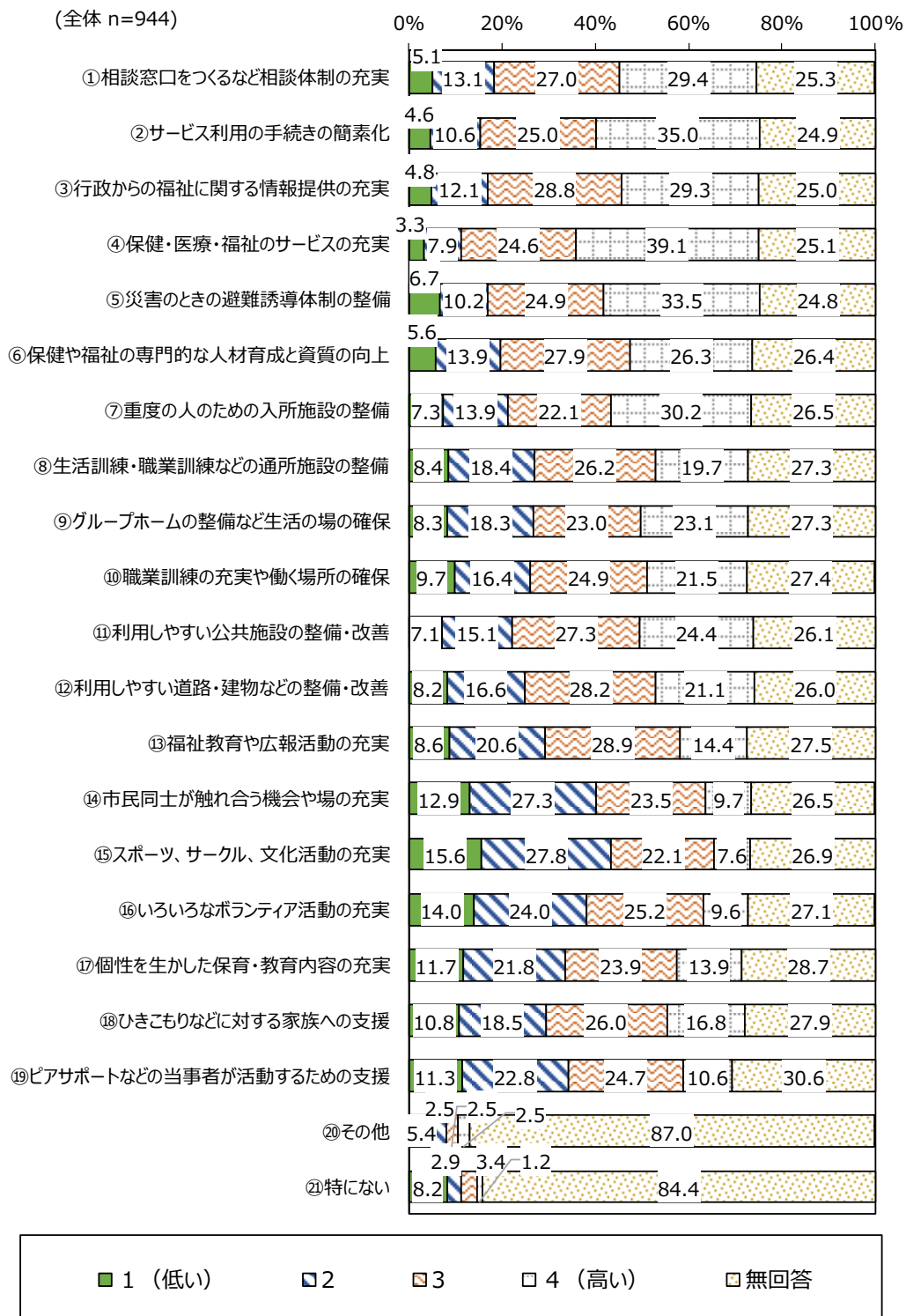


## (5) 力を入れてほしい施策について

①今後5年程度の間で力を入れてほしい市の施策について

○今後5年程度の間で力を入れてほしい市の施策をみると、④保健・医療・福祉のサービスの充実について「重要度4（高い）」と回答した方の割合が39.1%と高く、他の施策よりニーズが高いことがうかがえます。

問 45 今後5年程度の間で力を入れてほしい市の施策



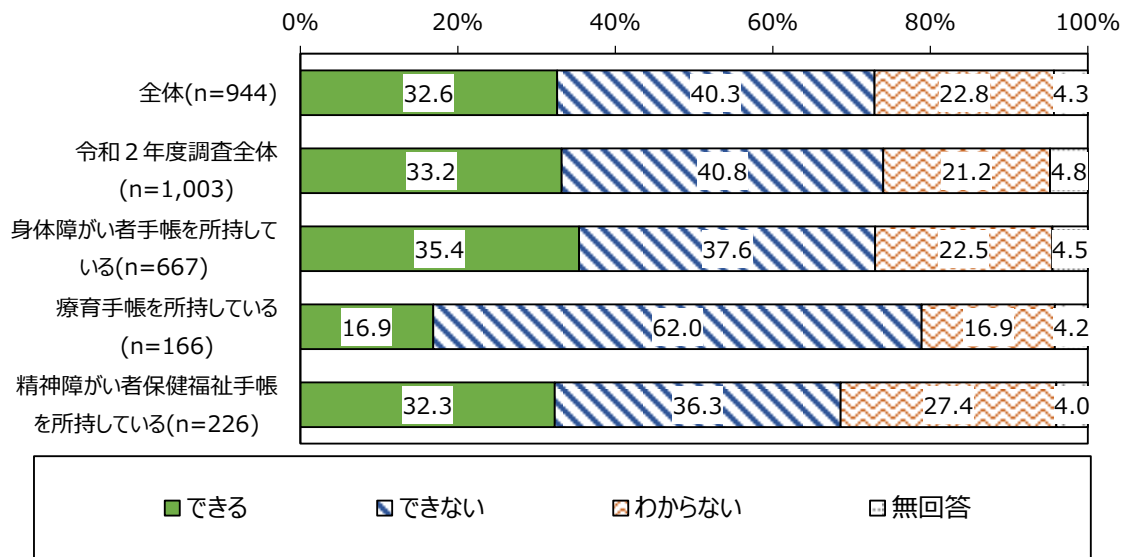
## (6) 災害時の避難等について

### ①災害時に避難できるか

○一人で避難できると回答された割合は、身体障がい者手帳所持者は 35.4%、療育手帳所持者は 16.9%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は 32.3%となっています。

○前回調査と比較すると、全体で大きな差はみられません。

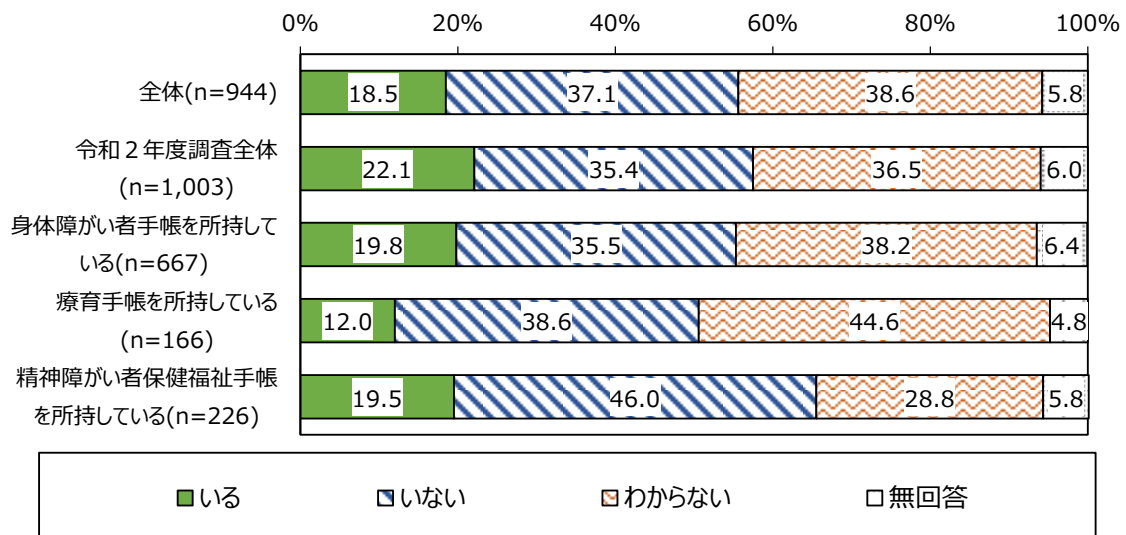
問 36 災害等緊急時にひとりで避難することの可否



○家族不在時や一人暮らしの場合、災害時に助けてくれる人が近所にいると回答された割合は、身体障がい者手帳所持者は 19.8%、療育手帳所持者は 12.0%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は 19.5%となっています。

○前回調査と比較すると、全体で大きな差はみられません。

問 37 家族不在時や一人暮らしの場合に助けてくれる近所の人の有無

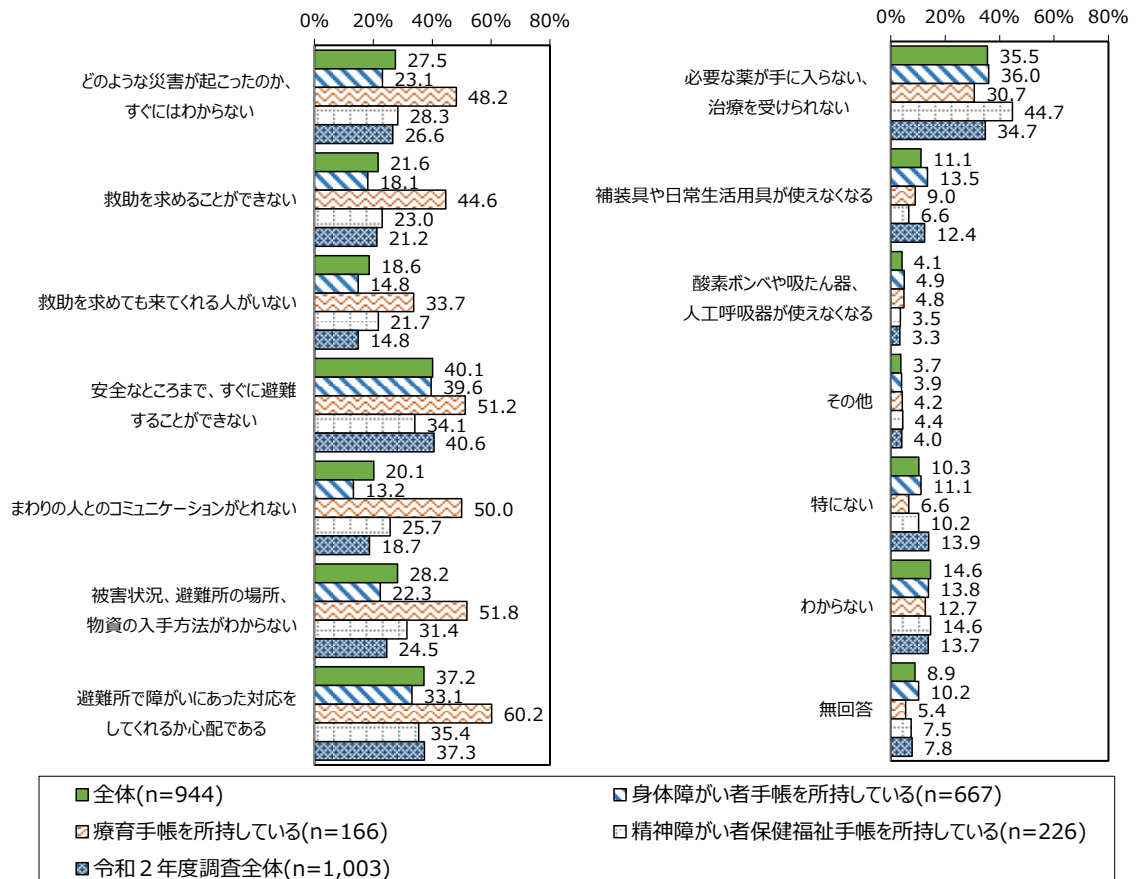


②災害時の困りごと

○身体障がい者手帳所持者は「安全なところまで、すぐに避難することができない」が 39.6%で最も多く、療育手帳所持者は「避難所で障がいにあった対応をしてもらえるか心配である」が 60.2%で最も多く、精神障がい者保健福祉手帳所持者は「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が 44.7%で最も多くなっています。

○前回調査と比較すると、全体で大きな差はみられません。

問 38 地震や台風等の災害時に困ること

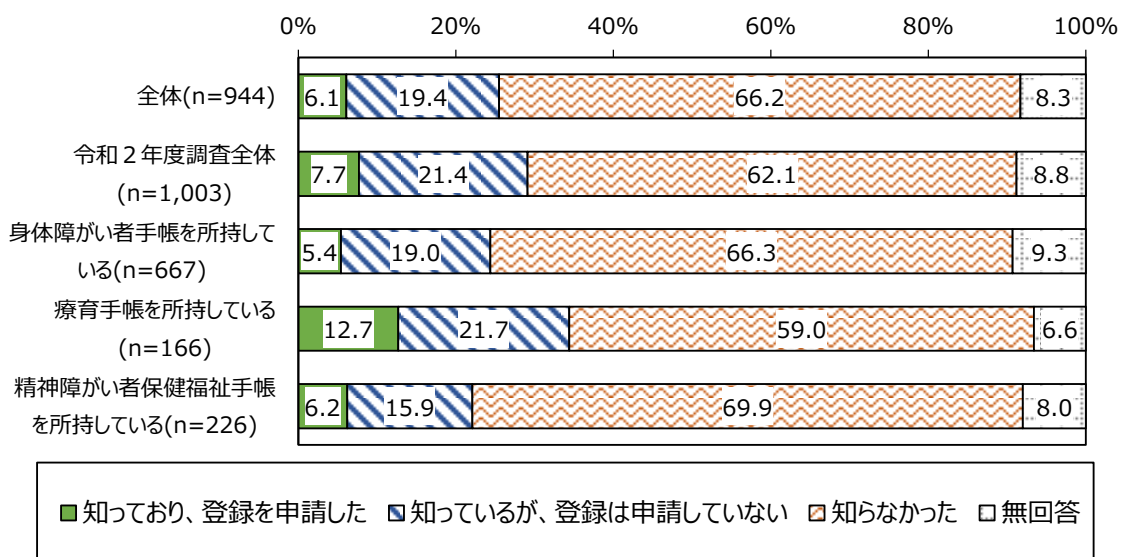


③災害時要援護者（避難行動要支援者）登録制度について

○災害時要援護者（避難行動要支援者）登録制度を「知っており、登録を申請した」と回答された割合は、身体障がい者手帳所持者は 5.4%、療育手帳所持者は 12.7%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は 6.2%となっています。

○前回調査と比較すると、全体で大きな差はみられません。

問 39 災害時要援護者（避難行動要支援者）登録制度の認知度

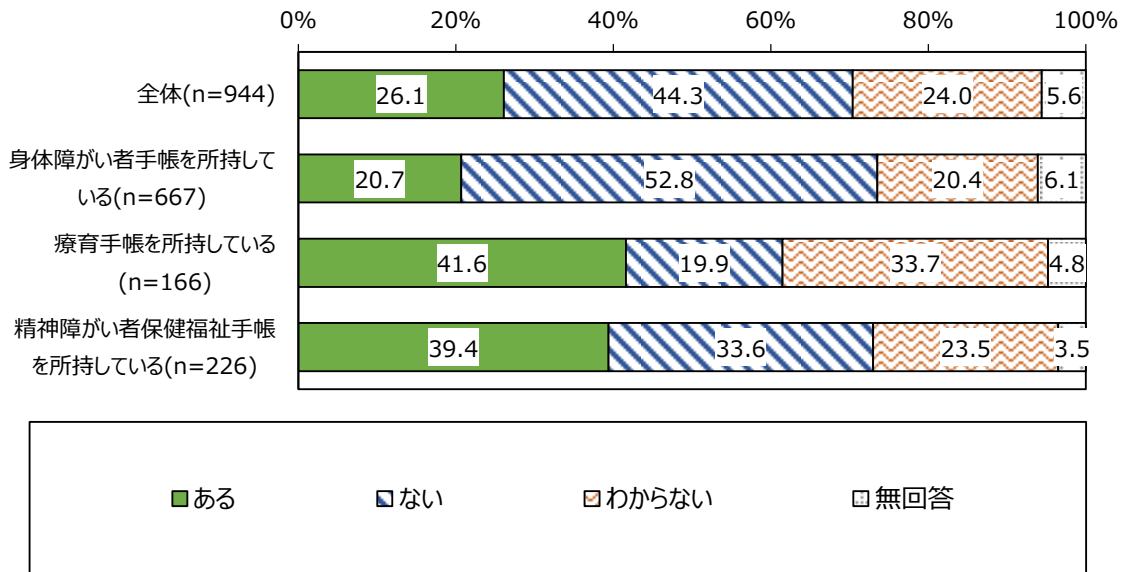


## (7) 権利擁護について

### ①障がいによる差別について

○障がいがあることで差別や嫌な思いをしたと回答された割合は、身体障がい者手帳所持者は20.7%、療育手帳所持者は41.6%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は39.4%となっています。

問 40 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験



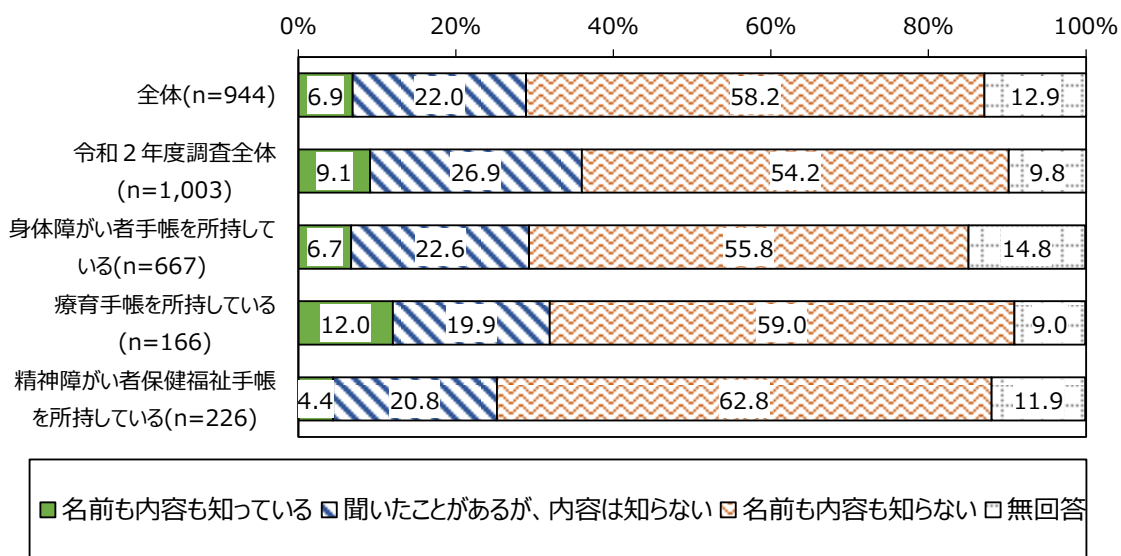


②障害者差別解消法・障害者虐待防止法について

○障害者差別解消法について「名前も内容も知っている」と回答された割合は、身体障がい者手帳所持者は 6.7%、療育手帳所持者は 12.0%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は 4.4%となっています。

○前回調査と比較すると、全体で大きな差はみられません。

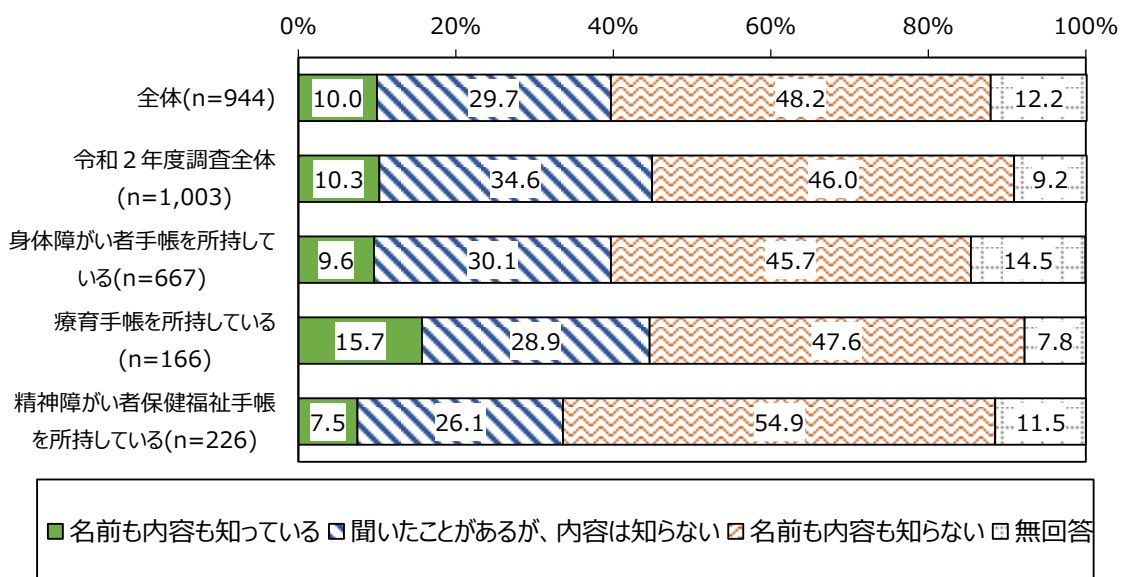
問 43 障害者差別解消法の認知度



○障害者虐待防止法について「名前も内容も知っている」と回答された割合は、身体障がい者手帳所持者は 9.6%、療育手帳所持者は 15.7%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は 7.5%となっています。

○前回調査と比較すると、全体で大きな差はみられません。

問 44 障害者虐待防止法の認知度

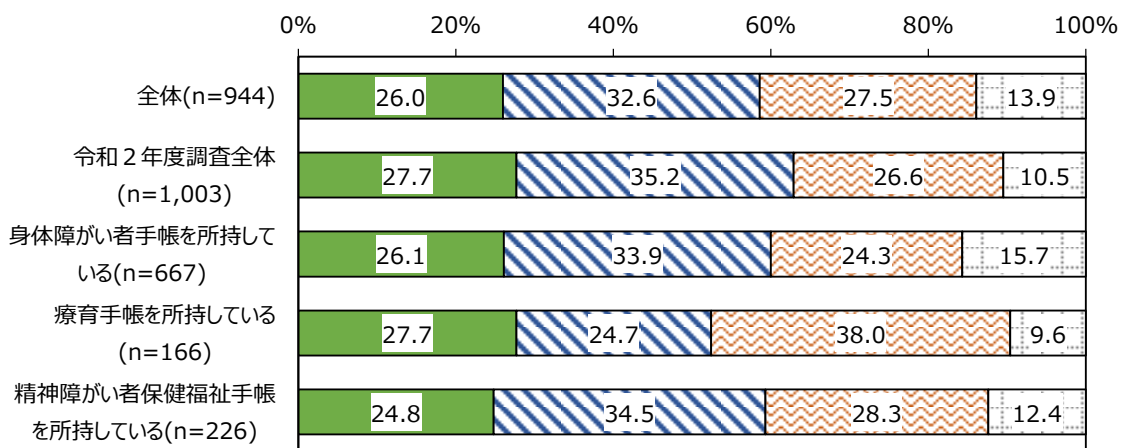


③成年後見制度について

○成年後見制度について「名前も内容も知っている」と回答された割合は、身体障がい者手帳所持者は 26.1%、療育手帳所持者は 27.7%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は、24.8%となっています。

○前回調査と比較すると、全体で大きな差はみられません。

問 41 成年後見制度の認知度

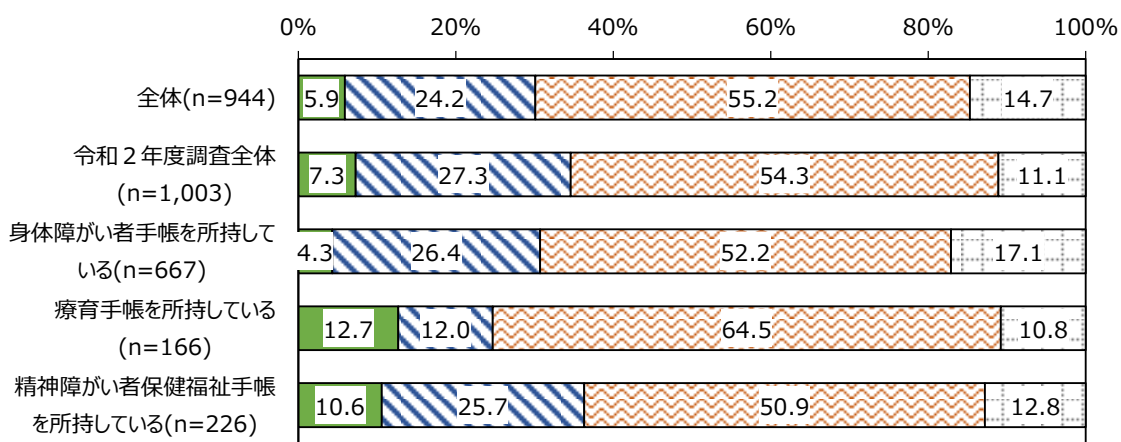


■ 名前も内容も知っている ■ 聞いたことがあるが、内容は知らない ■ 名前も内容も知らない ■ 無回答

○成年後見制度を利用したいと回答された割合は、身体障がい者手帳所持者は 4.3%、療育手帳所持者は 12.7%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は、10.6%となっています。

○前回調査と比較すると、全体で大きな差はみられません。

問 42 成年後見制度の利用意向



■ 利用したい ■ 利用したくない ■ わからない ■ 無回答

## 4 ヒアリング結果

### ① 現状と課題

団体名称	現 状	課 題
<p>弥富市身体障害者福祉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体操を教えてもらうサロン活動を月1回行っている。</li> <li>●年2回日帰りの行事を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩くことが困難な方が多いので、集合場所への交通手段（方法）が課題。</li> <li>●災害対策について、地域が広いため対策が難しい。実際に起きた時の移動は難しい。</li> </ul>
<p>弥富市心身障害児（者）父母の会「ひまわり会」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひまわり体操 体を動かして親子ともに体力をつけて健康で生活を送る会を行う。</li> <li>●音楽療法 ミュージックセラピーの先生の指導で音楽を楽しむ。</li> <li>●フライングディスク フライングディスクの先生の指導で競技に感心をもって社会に参加する。</li> <li>●ひまわり会定例会 勉強会などを行う。</li> <li>●海部連参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者が高齢になり活動が難しくなっている。</li> <li>●障がい者に対する差別がまだある。</li> <li>●災害対策について、会としての対策はない。</li> <li>●保護者は子ども（障がい者）を一生介護する必要があるが、保護者が高齢になり子どもの世話が大変になっている。</li> <li>●障がいに対する行政の理解は進んでいるが、一般的にはまだまだと感じる。</li> <li>●地域への参加は、障がい者本人はしたいと思っているものの、他の方についていけない。むしろ親の方が参加に尻込みしている現状がある。</li> </ul>
<p>きんぎょ草</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月、定例会「きんぎょ草」を開催し、年6回（奇数月）茶話会「なごみの会」を開催（令和4年9月より再開）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神保健福祉ボランティアの高齢化。</li> <li>●活動人数の減少。（立上当時20名→現在8名）</li> <li>●コロナ期間中に「なごみの会」を開催できなかったため、再開しても人が戻らず、新規参加者も増えない。周知活動に課題がある。</li> <li>●防災・防犯対策は特別には行っていないものの、相談を受けた際は応じている。</li> </ul>

団体名称	現 状	課 題
点 訳 の 「あ り ん こ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア交流会・研修会を開催。</li> <li>● 広報・議会だより・やとみの福祉等を点訳。</li> <li>● 市内小中学校の福祉実践教室への参加。</li> <li>● やとみ春まつりに参加し、点訳の啓発活動。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予定が合わず集会を開くこと自体が難しい。</li> <li>● 会員の高齢化。</li> <li>● 若い人に新しく養成講座を行う必要があるが、誰が、いつ、どこで主催するかについて、行政や社協との協働が課題。</li> </ul>
でこぼこクラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者定例会（年4回）、勉強会（年2回）、総会（2年に1回：必要に応じて）、親子・家族交流を中心としたイベント活動。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当児童の年齢の幅が広がったことで、参加しやすいイベント内容を設定していくことが難しい。</li> <li>● 定例会の実施回数が減少しているので会員同士の意思疎通が希薄になっている。</li> <li>● 障がい名だけが独り歩きしている状況を危惧している。特に知的障がいや発達障がいの内容啓発が必要。</li> <li>● 病院でも障がいに対する差別・偏見がある。</li> </ul>
すっこっこの会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の情報交換や相談を受ける座談会。（年に1回）</li> <li>● チアダンスの練習（月2回）、地域イベントに参加（2月に1回程度）、チアダンス愛知県大会（USA REGIONALS 地区大会）参加（2022年）</li> <li>● ドラムサークル実施（年1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代表の後継者がいない。また、運営がほぼボランティアの状態であるため、長期的に活動を継続していく事が困難である。</li> <li>● 子育てや病院の情報が新しく入ってこない。</li> <li>● 避難所について、どの程度の支援が受けられるか知りたい。特に問題行動への環境の支援や配慮の情報が不足している。</li> <li>● 保育園や就学先の先生の障がいに対する理解の不足。教員すべてに最低限の知識と対応ができる環境を整備する必要がある。</li> </ul>

団体名称	現 状	課 題
株式会社 U-Say ガジュマル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労継続支援 A 型事業所一般企業に就職することが困難な障がいをお持ちの方と雇用契約を締結し、働く場を提供する福祉サービスです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●作業料で利用者の給料がまかなえていない。物価上昇により取引先企業から受注数も減少傾向にある。</li> <li>●様々な障がいの方が利用しているため、能力の開きに対応することが課題。</li> <li>●防災については、避難の際に足が悪い方の避難に時間がかかることが課題。</li> <li>●5080 問題の事例があり、今後の金銭面に不安のある方がいる。</li> </ul>
弥富音訊の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●弥富市の情報（広報・議会だより・やとみの福祉・あま南部）や「広報あいち」を CD やテープに録音し、視覚障がい者に提供。</li> <li>●福祉センターのロビーや弥富市のホームページの「声のたより」や「FM ななみ」に CD の提供。</li> <li>●「福祉体験作文コンクール」（小中高生）入賞者分を録音・ダビングして視覚障がい者に発送。</li> <li>●リクエストに対応し、「リウマチ友の会情報誌 流れ」を録音、ダビング提供。</li> <li>●社会福祉協議会 青少年ボランティアの受け入れで、弥富中・北中・十四山中学生徒に 7 月末と 8 月末に福祉センターで、音訊ボランティア体験実施。</li> <li>●東海音訊学習会に年 6 回参加、福祉実践教室への協力。</li> <li>●リスナーさんとの交流会、毎年 6 月、11 月開催（コロナ過で 4 年ぶり 6 月 3 日開催）。</li> <li>●弥富市ボランティア連絡協議会に加入し、弥富市社会福祉協議会の行事に参加協力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●録音機材（P C 等）の老朽化による更新費用を捻出するのが困難。</li> <li>●視覚障がい者の情報が全く入らず、リスナーさんの死亡等もあって配布先が減少している。</li> </ul>

団体名称	現 状	課 題
手話サークル “やとみ”	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海部津島手話サークル連絡会に加入し、海部津島聴覚障害者協会と共に活動。</li> <li>●毎月第2・第4火曜日夜定例会（ろう者との交流）</li> <li>●弥富市ボランティア連絡協議会に加入し、弥富市社会福祉協議会の行事に参加協力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海部南部手話奉仕員養成講座の開催により、会員が増えつつあるが、手話通訳を担う人材が増えない。市民活動だけでは理解が広まらない。</li> <li>●弥富市として条例を制定し、ろう者が市民の一員として情報が保障され、ろう者が困らない弥富市を作る必要がある。</li> <li>●有事の対策の在り方を海部津島聴覚障害者災害対策協議会で検討しているが、ろう者宅の近隣住民に協力を働き掛けるまでは及んでいない。</li> </ul>
株式会社主人公 (風の子びれっじ、 風の子スクエア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成19年2月設立（福祉サービス事業・就労B・生活介護・障がい児通所支援事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人材・運営資金の確保が課題。</li> <li>●土地柄として住宅地域であるため、サービス提供に適した空き店舗が少なく、調整地域内へ建築せざるを得ないことが課題。</li> <li>●防災対策訓練は定期的に行っているが、曜日や時間帯の関係で地域の方と協働して行う機会がない事が課題。</li> <li>●複合的な課題の事例としては、精神疾患のある母親と障がいの子どもの母子家庭がある。祖母の高齢化もあり、サポートも難しい。</li> </ul>

## ② 各団体の要望・提案

### 提案・要望

- 福祉サービスについて知らないことがある。
- 計画達成の日時を決めてほしい。また、意見に対しての返答が欲しい。
- 自立支援協議について知らない。
- 幼児期からの福祉教育を充実させ、障がい者に対する差別や偏見をなくしてほしい。
- マイナンバー等を活用して医療証の手続きなどを簡素化してほしい。
- 試験的に導入している乗り合いタクシーについて、障がい者に対しては市全域を対象に運行してほしい。
- グループホーム建設の計画について、どのような些細な情報でも提供してほしい。
- 海南病院に障がい者対応、また相談窓口が欲しい。
- 障がい者が過ごせる場所の確保。
- 障がい者（精神の方）の働く場所の確保。
- 障がい者（精神の方）が安心して暮らせる弥富市にしてほしい。
- 高齢化が進んでいるので、認知症患者等を発見できるような「コミュニティの場づくり」を市には整備してほしい。
- 気楽に話し、相談できる窓口が身近に欲しい。
- グループホームの今後の見通しや確保に向けた取組が必要。
- 民間活力への支援も継続的に行ってほしい。
- 避難所でのお泊り体験（訓練）があると良い。
- 支援学級の先生が適切なフォローや助言を受けられる体制を整備してほしい。また、交流学級の先生とも引継ぎや交流が不十分と感じるので、そのような場を設けてほしい。支援を学んできていない先生や専門外の先生にも理解を促進してほしい。担任の先生の人間性や、生徒と先生の相性で決まるのではなく、一貫性のある教育が受けられる教育現場であってほしい。
- スクールカウンセラーとの相談支援の中で、カウンセラーが毎回違い、話しにくいことや思い出したくない事を、逐一話さなければならないケースがある。
- 教育と福祉の情報共有を不足していると感じるので改善してほしい。のびのび園の保健師から学校まで支援を途切れないようにしてほしい。
- 障がい児支援相談サービス等の相談できる窓口や相談員の充実。
- ショートステイサービスについて、土日の予約がいっぱいで使いたいときに予約できるようにしてほしい。送迎サービスがほしい。通いなれた事業所に、また女子専用のショートステイを開設してほしい。
- 就労移行支援サービスについて、支援内容について知る方法がほしい。
- 補装具給付等事業サービスについて、追加料金なしで靴や車いすの選べる範囲を少し増やしてほしい。
- 移動支援サービスについて、親の仕事などによりつかえない状況がある。特例等についての情報を周知してほしい。また、通勤通学でヘルパーを使えるようにしてほしい。

## 提案・要望

- 放課後等デイサービスについて、夏休みなどの長期休暇間は、10時からだと親の就業時間に間に合わないので、8時半からの受け入れにしてほしい。
- 市ホームページに、各就労事業所の雰囲気や就労時間等を記載した一覧表が欲しい。同様に、発達障がい児や知的障がい児を受け入れている病院の一覧が欲しい。また、療育手帳番号を入力すると使用できる各種制度を一括でみられるサイトを整備してほしい。
- 特に成人向けの市独自の健康診断を実施してほしい。
- 福祉の手続きについて、まとめて対応できるようにしてほしい。書類についても早く送ってほしい。また郵送可能にしてほしい。
- 障がいのある方の雇用につなげるためにも、広報の仕分けや配達を市の事業所に委託してみてもどうか。
- インクルーシブ教育を謳うのであれば、保育所や学校で障がい児の受け入れを拒否しないで欲しい。また支援学校が不適となっても地域の中学校支援級では不安があるので、適切な支援を実施してほしい。障がいに対する理解を深め、地域での生活を促進するためにも、幼少期からともに学んでいく事は必要。
- 福祉サービスが共働きを想定しておらず、過半数が共働きの現状と合っていない。子どもの預かり先がないのは困る。
- 幼児期の発達支援について土日も開催してほしい。
- 小学生でも通学のため移動支援の利用ができるようにしてほしい。
- 小学校以降の長期休み期間の放課後等デイサービスの時間の改善をしてほしい(8時から18時など児童クラブ同等にしてほしい)。
- 学校の支援員の人数を増やしてほしい。
- 児童館のおもちゃの年齢制限をなくしてほしい。(楽しめるおもちゃは実年齢より下のものが多く、特にゲームに関しては難しい。年下の友達と一緒に遊べないことがある)
- 事業所で習い事などができるところが欲しい。(スイミング、公文、書道等)
- 受給者証の別冊が受給者証とサイズの合わない紙なので、紛失しやすい状態にある。重要な書類なので改善してほしい
- インターネットなどで情報を探しやすくしてほしい。市ホームページでは情報不足(各種手続き、就労事業所、受給者証などをうけられる支援について)。支援の提供も知らなければ受けられないではなく、提供してほしい。
- 数年に一度のヒアリングをしているが、ヒアリングで改善されているか疑問である。各団体から出た質問と回答を教えてほしい。前回と同じような質問を聞かれるので、団体の把握はできているのか疑問である。
- 相談支援員や市役所の担当者と市内の常時50名以上雇用している一般企業の会社代表者で会社見学や雇用に関する説明会などを開催し、障がいをお持ちの子どものお両親に参加を促すことができないか。
- ご家族等がない方で、精神疾患の病状が徐々に悪化している方のために、相談支援員さんに連絡し、かかりつけ専門医に現状をお伝えする様な仕組みがほしい。
- 市外のA型事業所を利用している弥富市在住の方に当事業所をアピールしていただけないか。
- 独居や親族が近隣にいない方へのフォローが必要。
- 事業所から行政の担当者の方やかかりつけ医師への連絡網など欲しい。
- 弥富市からの仕事を請け負わせてほしい。



## 提案・要望

- 市役所から視覚障がい者に連絡する機会がある時は、私たちの活動を紹介して利用につなげてほしい。障がい者の方と直に接する介護士さん等から協力は得られないか。
- 地域の指定避難所について、障がい者受け入れに配慮した設備・備品を公表してほしい。障がい者の現状や抱えている問題点等の情報が不足し、支援できることがあるのかわからない。
- 視覚障がい者とその家族に対してどのような取組をされているのか知りたい。また、災害時要援護者制度への登録をどのように障がい者の方や防災会に周知し、どれくらいの方が登録されているのか知りたい。災害時配慮者の把握、支援方法の明確化などの情報共有できる体制や仕組みづくりの進捗状況について知りたい。災害時要援護者（避難行動要支援者）登録制度の認知状況の改善策はどうなっていますか。
- チョイソコやとみの停留所を福祉センターにも設置してほしい。
- ボランティアで人手を募集する等して、障がい者同士の交流の場や、健常者との交流の場を設けてほしい。
- 障がい者の置かれている現状・要望等を公開して、理解が得られる工夫をしてほしい。
- 録音機材（PC等）の更新費用を助成してほしい。
- リスナーの幅を広げるため、対象者の情報提供をお願いしたい。
- 障がい者福祉サービス利用者や要配慮者登録（視覚）の方々に、市としてボランティア活動を紹介し、毎月の広報など情報の提供に繋げることも大切な役目だと思う。
- 高齢者の「サロン」のような障がい者福祉サービスの対象の方々の対応、集える機会・場所づくりの検討。
- 社会福祉協議会と協賛で「福祉まつり」等のイベント開催の検討。
- 弥富市では、聴覚障がい者対応の手話通訳が講演会・成人式などに付いておらず、福祉に対する行政・職員の理解が乏しいとの声がある。
- 災害時のろう者に対する情報保障の充実は早急に行ってほしい。
- 聴覚障がい者に関わるマークの周知。また補聴器や人工内耳に対する正しい理解の周知が必要。
- 計画策定に際して、障がいにより課題が違うので、総論ではなく、個別の課題に配慮したものを作成してほしい。
- 福祉センターに日常の情報を文字で表記可能な文字情報機器を設置してほしい。緊急時のみではなく、日常におけるバス発車時間の呼びかけなど、館内放送の表記にも利用可能であるとよい。
- ろう者が手話と口形で情報を得ている中、コロナ禍でマスク使用により、口形が見えない状況である。手話対応が不可能な場合、イラスト化・文字化で質問内容を伝えるように周知をお願いしたい。
- 地域への参加に関して、行政の意欲と住民の無関心が課題である。総合福祉センターの利用申込をしても、福祉事業 100%、在勤者 100%であっても整備されない。日中の市内を活性化するためにも、交流人口について目を配ってほしい。
- 不特定多数の障がい者に行われる「事前的改善措置」に従って公共施設等のハードの環境整備をしてほしい。

## 提案・要望

- 弥富市は公共交通機関の行き届かない地域があるが、地域生活支援事業の「移動支援事業」について、事業者の車を使用した移動支援を認めてはどうか。
- 相談事業、相談支援事業の拡充。
- 待機者が多数いるため、グループホーム建築等に市独自の助成金があると良い。
- 差別を解消する為の支援措置の中で最も肝要な点は『相談・紛争解決』の体制を整備しておく事だと考えますが、提供体制の責任を担う福祉課は数年毎に異動があるため、継続的な経験を蓄積することが困難だと考える。基幹相談や委託相談との十分な連携を要望するとともに、企業や商店など様々な事業者とも距離が近い「民間の相談支援事業所」への業務委託についても検討いただきたい。
- 広報やとみについて、漢字はすべてルビを振ること。子ども、知的障がい者、日本語を勉強中の外国人の方など、すべての人に優しい「広報やとみ」の作成。
- 市職員の「情報アクセシビリティ」の向上。市職員への「弥富市障がいを理由とする差別解消の推進に関する対応要領」周知。



## 5 用語集

あ行	
愛知県広域災害・救急医療情報システム	医療機関の被災情報、支援情報を全国ネットで把握できる総合的な医療情報システムであり、迅速かつ適切な医療救護活動に活用されるものです。
愛知県中央児童・障害者相談センター	児童並びに身体障がいのある人、知的障がいのある人についての相談を受けている県の相談機関です。
愛知障害者職業能力開発校	障がいのある人を対象とする公共職業能力開発施設です。
アクセシビリティ	情報やサービス、ソフトウェア等に関する利用のしやすさの度合いのことです。
アセスメント	利用者の希望や要望を把握し、問題の特定や解決すべき課題を把握することです。課題分析とも言います。
海部南部障害者自立支援協議会	障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づき、海部南部（弥富市、飛島村及び蟹江町）地域の障がいのある子ども・人等への支援体制の課題について情報を共有したり、関係機関等の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制を整備するための協議を行っています。
医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ばれています。
インクルーシブ教育	ノーマライゼーションの理念の浸透により、インクルージョン（包括教育）の推進が叫ばれるようになってきました。「インクルーシブ教育」とは、「障がいがある・障がいがない」という二分法での分離型学習ではなく、違いを踏まえた上で、統合型の環境で両者の教育を進めていこうとするものです。
インクルージョン	包括、包含を意味します。 福祉分野においては、介護や障がいなどの有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会で、社会的包摂ともいいます。

あ行（続き）	
ウェブアクセシビリティ	高齢者や障がいのある人など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることです。
音楽療法	音楽を聞いたり演奏したりする際の生理的・心理的・社会的な効果を応用して、心身の健康の回復、向上をはかる事を目的とする代替医療、保管医療のことです。高齢者や障がいのある子ども・人のケアなどの現場で展開されています。

か行	
加配保育士	生まれつきの障がいなどで、他の児童と同じように保育園の生活を送ることが難しい子どもに、配慮を加え、生活を支える保育士です。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設です。
グループホーム	認知症高齢者や障がいのある人等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居です。障害者総合支援法においては、平成26年4月からケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）に一元化されたことにより、これまでケアホームのみで提供されていた「介護サービス※」がグループホームで提供されています。 ※入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助
ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者に対し、一人一人の希望や要望に沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源（保健・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整することです。
合理的配慮	障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去を実施する必要かつ合理的な配慮のことです。

さ行	
災害時要配慮者	高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のことです。
社会的障壁	障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。
社会福祉協議会	社会福祉活動を推進することを目的として、社会福祉法に基づいて設置される営利を目的としない民間組織です。
社会福祉士	「社会福祉士及び介護福祉士法」によって定められ、心身の障がい又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、関係機関との連携・調整その他の援助を行う専門職です。
就労支援	障害者総合支援法が定める事業の1つで、就労の機会を提供する「就労継続支援」と知識や能力の向上を図る「就労移行支援」があります。
手話言語・障害者コミュニケーション条例	<p>正式名称は「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」で、平成 28 年 10 月に愛知県で制定された条例です。</p> <p>手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行うこと、手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行うこと、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることの3点を基本理念としています。</p>

さ行（続き）	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	<p>障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、聴覚障がいのある人が、日常生活上、手話通訳を必要とする場合や意思疎通を円滑にするため要約筆記者を必要とする場合に、手話通訳者及び要約筆記者等を派遣する事業です。</p>
障害者基本法	<p>障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定されたものです。</p>
障害者差別解消法	<p>国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律で、平成28年（2016年）4月1日に施行されています。</p>
障害者職業センター	<p>障がいのある人及び高齢者等の職業の安定等を図ることを目的に設置された独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がいのある人の雇用の促進と職業の安定のために設置、運営する施設です。各都道府県に1か所（愛知県をはじめ、5都道府県には2か所）設置されており、公共職業安定所等の関係機関と密接な連携の下、障がいのある人の就職に関する相談・支援、事業主に対する障がいのある人の受入れや雇用管理に関する相談・援助等を専門的に行っています。</p>
障害者就業・生活支援センター	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、NPO法人（特定非営利活動法人）等が運営する施設です。身近な地域で、就職や職場への定着にあたって就業面における支援と併せ、生活面における支援を必要とする障がいのある人を対象として、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。</p>

さ行（続き）	
障害者総合支援法	<p>地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障がい保健福祉施策を講ずるための「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日に施行されています。</p>
障害者の権利に関する条約	<p>障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定めた条約です。</p>
障害者優先調達推進法	<p>障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的に、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めた「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日に施行されています。</p>
障害福祉計画策定基本指針	<p>障がい福祉計画策定にあたって、基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたものです。</p>
自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）	<p>心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象者は、精神通院（統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する方）、更生医療（身体障がい者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる 18 歳以上の方）、育成医療（身体に障がいのある 18 歳未満の児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方）です。</p>
身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）	<p>身体障害者補助犬法に基づいて認定された、特別な訓練を受けた犬で、盲導犬、介助犬、聴導犬の種類があります。</p> <p>盲導犬は、目の不自由な方を安全に目的地へ誘導する犬です。介助犬は、身体の不自由な方に、落とした物を拾ったりドアの開閉をするなど、日常生活動作を支援する犬です。聴導犬は、耳の不自由な方に必要な音を教え、音源へ誘導する犬です。</p>

さ行（続き）	
スクールカウンセラー	心に悩みを持つ児童生徒及び保護者並びに教職員を対象に、精神医学・心理学等の専門的視野からの指導・助言を行う人材のことです。
生活習慣病	食生活、運動習慣、休養・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾病群を言い、悪性新生物（がん）、脳血管障がい、心臓疾患、高血圧、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病などを指します。
成年後見制度	成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方々の財産管理や身上監護を家庭裁判所が選任した成年後見人等が行うことにより、本人の権利とくらしを守る制度です。

た行	
地域生活支援事業	地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条の規定に基づき、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。
通級指導教室	小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科等の学習は通常の学級で行いつつ、障がいの状態に応じて障がいの改善・克服のための自立活動を中心に、必要に応じて各教科の補充指導を中心として、特別に設置した教室で行うものです。
特別支援学級	小学校・中学校等に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級です。



な行	
難病	原因不明の難治性疾患を総称する一般用語で、「難病対策要綱」によれば、① 原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病で、② 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病となっています。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。
日中活動系サービス	日中に施設に通うなどして、介護や訓練などを受ける、障害者総合支援法に基づくサービスのことです。
ノートテイク	主として聴覚に障がいのある人に、手書き又はパソコンで話している内容や、聞こえてくる情報を記述して、「今、何が話されているのか」をリアルタイムに伝えるものです。主に聴覚障がいのある学生へのサポートとして行われます。
ノーマライゼーション	「障がいのある人等社会的な制限を受ける方を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにする」という考え方です。

は行	
8050 問題	50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている世帯を象徴した言葉です。
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい*、学習障がい*、注意欠如／多動性障がい*その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が、通常、低年齢において発現する障がいを言います。2005（平成17）年4月に、早期発見、ライフステージ（人生の段階的区分）に対応した発達支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにした発達障害者支援法が施行されました。

は行（続き）	
<p>（発達障がいより） 自閉症、アスペルガー症候群 その他の広汎性発達障がい</p>	<p>自閉症は、「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「活動や興味の偏り」の3つが特徴的な症状である障がいです。知的障がいを伴う場合もありますが伴わない場合もあります。知的障がいのない人たちを高機能自閉症と呼びます。また、言語発達に遅れのない人たちをアスペルガー症候群と呼びます。これらはまったく別の障がいではなく、対人関係の障がいやコミュニケーションの障がい、活動や興味の偏りのあるところでは共通しています。自閉症を中心としたその周辺の対人的相互作用に困難さがある障がいを総称して広汎性発達障がいとされています。</p>
<p>（発達障がいより） 学習障がい</p>	<p>学習障がい（LD）は、基本的には知的発達に遅れがないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指します。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されていますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではないと定義されています。</p>
<p>（発達障がいより） 注意欠如／多動性障がい</p>	<p>注意欠如／多動性障がい（AD／HD）は、年齢や発達水準に相応しくないほどの不注意、多動性、衝動性を特徴とする行動の障がいです。これら3つの特徴については、①集中できない、気が散りやすい、忘れっぽいなど（不注意）②落ち着きがない、座っていることができない、しゃべりすぎなど（多動性）③質問が終わらないうちに答えてしまう、順番が待てないなど（衝動性）の状態が見られ、家庭生活や学業、仕事などさまざまな場面で生じ支障をきたします。</p>

は行（続き）	
バリアフリー	<p>障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。</p> <p>心身の障がいなどでハンディキャップのある人にとって、障壁（バリア）となる物理的（建物構造・交通機関など）、制度的（障がいを欠格条項とし、資格取得に制限があるなど）、文化・情報面（点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備）、意識（偏見や先入観）が取り除かれた状態で、その取り組みがバリアフリー化です。</p>
ピアサポート	<p>障がいのある人等やその家族が互いの悩みを解消することや情報交換のできる交流会活動を支援することです。</p>
避難行動要支援者名簿	<p>災害が発生したとき、自力での避難が難しい高齢者や障がいのある方など（「避難行動要支援者」といいます。）の避難支援などのために運用する名簿です。</p>
福祉的就労	<p>障がいなどを理由に、一般企業で働けない方へ働く場を提供する福祉のことです。</p>
福祉避難所	<p>障がいのある人等が、地震や豪雨といった大きな災害が起こったときに、何らかの特別な配慮が必要な人たちを受入れてケアする施設で、一般的な避難所での生活が困難な人たちのための避難所のことです。</p>
ペアレントトレーニング	<p>保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムです。当初、知的障がいや発達障がいのある子どもを持つ家庭向けに開発されましたが、現在は幅広い目的や方法で展開されています。</p>
ペアレントプログラム	<p>育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。</p>

は行（続き）	
ペアレントメンター	<p>自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。高い共感性に基づくメンターによる支援は、専門家による支援とは違った効果があることが指摘され、厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されています。</p>
保健師	<p>地区活動や健康教育、保健指導などを通じて、疾病の予防や健康増進など、公衆衛生活動を行う地域看護の専門職です。</p>
ボランティア	<p>自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人々を指します。</p>
ボランティア連絡協議会	<p>弥富市内で活動しているボランティアグループが、それぞれの活動分野の枠を越えて、お互いに助け合い、活動の輪を広げ、地域福祉の向上を推進することを目的とした協議会です。</p>

ま行	
まちづくり出前講座	<p>市民の生涯学習を通じた「まちづくり」「仲間づくり」を手助けするため、指定された日時・場所に職員が出向いて、行政情報等を提供する講座です。</p>
民生委員・児童委員	<p>民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神を持って、地域での生活上の問題、高齢福祉、児童福祉などの相談に応じたり、必要な援助を行う民間の奉仕者です。児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼務し、児童に関するさまざまな事柄を把握し、児童健全育成の活動を行います。</p>

や行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）です。
要約筆記	聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすることです。ノートなどの筆記具を使うほか、パソコン等を利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法があります。

ら行	
ライフステージ	人が生まれてから死ぬまでの各段階のことを言います。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのことです。出生、入学、卒業、就職、結婚、子供の誕生、子供の独立、退職など人生の節目ごとに段階にも区分されます。
リハビリテーション	「障がいのあることにより、社会的な制限を受ける方に対する、あらゆる分野での総合的な支援」を意味します。医学的な問題に対する支援を医学的リハビリテーション、社会的な問題に対する支援を社会的リハビリテーションと言い、本計画は特に、障がいのある人の自立に必須となる社会的リハビリテーションの充実を目指すものです。

弥富市障がい者計画  
第7期弥富市障がい福祉計画  
第3期弥富市障がい児福祉計画  
令和6年3月

---

発行 弥富市  
企画・編集 健康福祉部 福祉課  
〒498-8501 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335  
TEL 0567-65-1111  
FAX 0567-67-4011

---